

平成18年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成18年3月13日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員  
 1 番 西本 俊吉                      2 番 矢野 隆行  
 3 番 梶山 幾世                      4 番 内田 聡史  
 5 番 奥村 治男                      6 番 藤村 洋二  
 7 番 本田 章紘                      8 番 三和 郁子  
 9 番 鈴木 市朗                      10 番 田中 良隆  
 11 番 藤下 茂昭                    12 番 中島 一雄  
 13 番 田中 孝嗣                    14 番 中田 幸子  
 15 番 小島 進                        17 番 野並 享子  
 18 番 小菅 六雄                    19 番 原田 薫  
 20 番 田中榮太郎                  21 番 林 克  
 22 番 荒川 泰宏                    23 番 河野 司  
 24 番 秦 眞治

不応招議員 16番 川口 東洋

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
政策推進部長	山中 重樹	総 務 部 長	山中 清嗣
市 民 健 康 福 祉 部 長	竹澤 良子	都 市 建 設 部 長	北口 守
環境経済部長	米澤 博	教 育 部 長	島村 平治
監 査 委 員 事 務 局 長	坂口 哲哉	政 策 推 進 部 次 長	東郷 達雄
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	田中 正二
教 育 部 次 長	高田 利江子	都 市 建 設 部 総括マネージャー	堤 文男
環 境 経 済 部 総括マネージャー	佐橋 市衛	広 報 秘 書 課 長	富田 久和

総務課長 竹内 睦夫 企画財政課長 中島 宗七

出席した事務局職員の氏名

事務局長 内堀 悟 事務局次長 井狩 重則

書記 赤坂 悦男 書記 荒川 貴之

議事日程

第1 諸般の報告について

第2 会議録署名議員の指名について

第3 議第3号から議第44号まで

(野洲市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例他  
41件)

質疑、常任委員会及び議会運営委員会付託

第4 議第45号から議第47号まで

(滋賀県自治会館管理組合同規約の変更について他2件)

質疑、討論、採決

第5 発議第2号及び発議第3号

(野洲市議会議員定数条例他1件)

質疑、議会運営委員会付託

第6 代表質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

議長(荒川泰宏君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、第9番、鈴木市朗君より発言を求められておりますので、これを許します。

9番(鈴木市朗君) 皆さん、おはようございます。

せんだっての発議第3号の中で、20名案と18名案の比較の中での金額訂正をさせていただきます。2,567万3,500円を1,109万6,749円ということで訂正

をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（荒川泰宏君） これより日程に入ります。

（日程第1）

議長（荒川泰宏君） 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員23名、欠席議員1名。欠席議員は、第16番、川口東洋君であります。

次に、本日の議事日程は配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、3月3日の開会日と同様であり、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

（日程第2）

議長（荒川泰宏君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第20番、田中榮太郎君、第21番、林 克君を指名いたします。

（日程第3）

議長（荒川泰宏君） 日程第3、議第3号から議題44号までを一括議題とします。

まず、議第3号から議第24号までの各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第17番、野並享子君。

17番（野並享子君） おはようございます。

議第5号野洲市国民保護協議会条例と議第6号野洲市国民保護対策本部及び野洲市緊急対処事態対策本部条例については同じものですので、一括質問とさせていただきます。

そもそも本条例制定は、2003年6月に武力攻撃事態法が強行され、それに基づいて2004年6月に武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法をはじめ、米軍支援法や特定公共施設利用法など関連7法案が制定され、戦時における民間人の保護を定めたジュネーブ2条が国会で承認されました。国民保護法の大もとは武力攻撃事態法ですが、この法律は、皆さんもご存知のように、アメリカが海外で引き起こす戦争に自衛隊を引き込み、その支援活動に罰則付きで国民を動員するという危険な内容の法律であります。

武力攻撃事態法の第2条で武力攻撃の規定では、第1点は、我が国に対する外部からの武力攻撃、第2点目は、武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態、第3点目は、武力事態には至っていないが、事態が緊迫

し、武力攻撃が予想される事態としています。この法案の審議で問題となったのが第3点目の予測事態の問題です。1997年の日米政府は新日米ガイドラインを策定し、武力攻撃の差し迫った事態から、日米共同作戦、日米総合協力計画を策定することを決めました。安保条約でも憲法でも、アメリカの戦争に日本を参戦させることはできませんでした。1998年に成立した周辺事態法では極東という範囲を拡大し、世界中どこでも周辺ということにしました。地方自治体や国民を動員することは、戦前の強制動員を危惧する自治体や国民の声を無視することができず、協力依頼という規定にとどまっていた。しかし、武力攻撃事態法を制定したことにより、政府が武力攻撃予測事態と判断したら、どこからも攻められていないにもかかわらず、米軍支援、また特定公共施設利用法など関連7法が並行して運用され、公共施設はもちろんのこと、政令により指定された39の指定公共機関や、内閣総理大臣が指定した121の指定公共機関や、都道府県知事が指定した指定公共機関の企業とその労働者を動員計画に組み込むことを義務付けていますし、従わなければ罰則まで規定し、文字どおり強制規定となりました。こうして地方自治体を戦争協力の下請機関にするのが国民保護法の計画であります。

国民保護計画は、災害救助における住民避難計画とは根本的に違います。その違いの第1点目は、米軍と自衛隊の軍事行動を優先するための国民動員計画です。政府の説明でも、災害は地方が主導することに対して、有事法制は国が主導すると説明しています。議案資料の5ページの図式にも出されていますように、計画の体系も国からおりてきていますし、また、7ページの保護に関する措置も、国からの指示に都道府県、市町村、住民が協力となっています。昨年5月に行われた近畿ブロック会議の質問で、国民の避難や救助が優先されるのか、それとも米軍や自衛隊の軍事行動が優先されるのかとの参加者からの発言に対し、政府の説明では、ケース・バイ・ケースとしか答えず、国民保護を優先するとは言い切りませんでした。米軍の軍事行動は、平時であれ有事であれ、日本国民にとっては機密事項なので、どのような事態かもわからないもとで地方自治体が避難計画をつくっても、架空の計画にならざるを得ないのではないのでしょうか。この点をどのように認識されているのか、見解を求めます。

第2点目の違いは、アメリカの戦争に地方自治体や公共機関、その労働者を動員することです。地方自治体に義務付けていることは避難計画だけではありません。病院や学校、公民館など、地方自治体の施設を米軍や自衛隊に提供したり、医療関係者や輸送業者などを動員する計画をつくることになっています。また、自治体法103条では、有事の場合、

土地施設の収用、物資の収用や保管命令などの土地の取り上げ、強制収用を知事が発動することになっています。知事が発動しても、実際の仕事をするのは地方自治体の職員ではないでしょうか。このような事態になることを認識し、計画されるのか、お尋ねいたします。

第3点目の違いは、国民保護計画は国民の自由と権利を侵害することです。武力攻撃事態法は、憲法に保障された基本的人権を制限することを公然と認めています。高度の公共の福祉のため、合理的な範囲と判断される限りにおいては、その制限は憲法13条に反するものではないと政府は発言しています。こうした自由が制限される事態をどのように認識されているのか、お尋ねいたします。

今回、武力攻撃事態法に基づく国民保護計画ですが、政府の担当者会議で、武力攻撃事態の4類型として、1、着上陸侵攻、2、ゲリラや特殊部隊による攻撃、3、弾道ミサイル攻撃、4、航空攻撃としていますが、ゲリラや弾道ミサイルを強調しました。しかし、2003年1月に大森前官房副長官が「大規模な国家間の戦争は非常に可能性が低くなってきた」と発言していますし、2003年6月には久間元防衛庁長官は「北朝鮮が攻めてきたり侵攻してくることは現実にはない」と思うと発言しています。こうした中、新たな脅威論としてテロ対策などを口実に、戦争に備えるのは当然という戦争意識を国民に持たせ、戦時動員体制をつくるという大がかりなイデオロギー統制の仕掛けが今回の国民保護計画の体制づくりではないでしょうか。地震や自然災害は防げないものもありますが、戦争は防ぐことができると言われています。昔から、世界でも「大砲よりバターを」と言われてきました。戦争を想定した計画づくりに時間とお金をかけるのではなく、災害を防ぐことのできる治山治水の対策、戦争を想定した避難や収用の計画でなく、現実的な子どもの安全・安心の対策などが必要ではないでしょうか。しかも、今回の保護計画は議会に対しては報告でしかありません。市民を代表している議会で議論もできないような、このような条例をつくる必要性はありませんが、見解を求めます。

議第8、9、11、12、13、14の各条例については同じようなものですので、一括質問とさせていただきます。

今、議題になっています議員の報酬の引き上げ、市長、助役、収入役、教育長の給与の引き上げ、その一方で職員の給与の引き下げは到底納得できるものではありません。多くの市民から高過ぎるという声を聞きます。政府は景気は上向いたと言いますが、末端ではその実感は全くありません。大手企業はベースアップなどが新聞紙上をにぎわしています

が、多くの中小企業では売り上げの低迷とガソリン代の値上げや経費の増大で、とてもベースアップをするだけの利益が上がっていません。零細企業では単価の切り下げや価格競争の中でますます厳しくなり、その上、売り上げが1,000万円以上なら消費税の申告が必要となり、消費税を転嫁できない業者では借金をして消費税を払っている状況です。また、年金生活者の方々は毎年年金が下げられ、その一方で介護保険や国保税は引き上げられ、ダブルパンチとなっています。若者も半分が非正規雇用であり、結婚できる賃金がないという状況です。有効求人数が1.0を上回ったと政府は言いますが、常勤雇用でなく非正規雇用やパート、臨時、嘱託、派遣などがふえただけです。このような状況の中で議員や特別職の給与を引き上げることに對し、市民の声を代弁し、質問をいたします。

第1点目、今回、報酬審議会に諮問されましたが、審議の内容を明らかにされたいと思います。議員の9万円の引き上げは市民感情からも温度差があると思いますが、見解を求めます。

2点目、野洲市の民間の賃金の調査をされたのか、お尋ねいたします。

3点目、議員や特別職は兼職は禁止されており、その歳費でもって生活をしなければなりません、どこの水準でこれを決められたのか、お尋ねいたします。

第4点目、今回の引き上げにより幾らの税金を使うことになるのか、お尋ねいたします。

一方で職員給与は国から4.8%の引き下げ、その上3%の調整手当がなくなり地域手当となりますが、野洲はゼロということですから、賃下げとなります。この地域手当というのは、会派説明会での説明で、大津や草津は10%、栗東、守山で6%、長浜、彦根で3%と聞きましたが、野洲市の職員は野洲市内の者ばかりではありません。草津や大津からも来ています。生活をしているのは他地域ですが、この格差のある地域手当というのは矛盾しているのではないのでしょうか。見解を求めます。

今回の引き下げ額は、全体と1人平均で幾らになるのか、お尋ねいたします。

さらに、民間に比べて給与を引き下げていくなれば、民間と公務員で賃金の引き下げ合戦になると考えますが、この点についての見解を求めます。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） おはようございます。それでは、野並議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、議第5号野洲市国民保護協議会条例と議第6号野洲市国民保護対策本部及び野洲市緊急対処事態対策本部条例についてのご質問でございますが、まず第1点目の架空の計

画についての認識でございますが、国民保護法において、住民の避難、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処が主要な柱となっております。とりわけ住民の避難につきましては、国、県、市の連携のもとに避難住民の誘導をするものとなっておりますが、市といたしましても、市民を安全な地域へ避難させることが大きな責務であると考えております。このことから、万が一の事態を想定して、市民の命、財産、そうしたものを守るということに備えるということでございます。

第2点目の実際の仕事をするのは地方自治体の職員ではないかというご質問でございます。地方公共団体は、住民の生命及び身体を守る使命を有しております。国民の保護のための対処措置の実施の義務がなくなるわけではございません。例えば、避難住民を誘導する場合において、職員が住民と共に自らも避難を行いながら避難住民の誘導に当たるのは当然あり得るものと考えております。

第3点目の自由が制限される事態をどのように認識されるかというご質問でございますが、武力攻撃事態対処法の規定を受けて、国民保護法第5条におきまして、国民の保護のための措置を実施するにあたっては日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならないと規定されており、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続のもとに行われるものとしております。いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならないと規定されています。このように法整備の中で重要な視点の1つとして十分審議され、規定されたものでありますので、本市の国民保護計画を作成するにあたっては、基本的人権が尊重されるよう、特に留意して取り組む考えでございます。

最後に、条例をつくる必要性についての見解でございますが、国民保護協議会条例につきましては、市民の命、身体および財産を守るため、国民保護法の規定に基づきまして、組織および運営に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

続きまして、議第8、9、11、12、13、14号の各条例についてのご質問にお答えさせていただきます。

1点目の野洲市特別職報酬等審議会の審議内容につきましてでございますが、既に全員協議会でご報告させていただきました答申にありますように、社会・経済情勢や、公務員を取り巻く状況、県内各市の状況等の資料をご参考にいただきまして審議結果を答申していただいたものであります。その答申に審議内容が表れておりますので、よろしくお

願いいたします。

第2点目の野洲市内の民間賃金についての調査は行っておりません。

3点目の報酬額をどの水準で決められたかのご質問でございますが、先に申しましたように、議員報酬につきましては市の一般行政職の平均給料額（35万8,300円、43.7歳）及び県内各市の状況等を参考に、また特別職の報酬額は県内各市の状況等を参考に答申をいただいたものでございます。

4点目の今回の改正による影響額であります。市長、助役、収入役、教育長につきましては、合計で年間約138万8,000円の増額になります。議会議員につきましては、議員1人当たりで年間約142万7,000円、副議長は年間約122万1,000円、議長は年間約73万円の増額となりますが、議員数が32人から24人となっておりますことから、全体で約36万5,000円の増額となります。

5点目の地域手当についての見解でございますが、地域手当導入の趣旨は、公務員の給料を地域民間賃金の実情に応じた水準に合わせるということで、在勤地主義をとっておりますことから、格差のある地域手当は矛盾しているのではないかとのご指摘は当たらないと考えております。

また、調整手当廃止の影響額につきましては、全体で8,352万8,000円、職員1人当たりになりますと年間約19万円です。

最後に、公務員の給料を引き下げると民間の賃金がさらに下がり、賃下げ合戦になるのではということでございますが、職員の給料は、国、他の地方公共団体、民間事業の従業者の給料その他の事情を考慮して定められなければならないという均衡の原則が地方公務員法第24条第3項に定められており、その原則に従い、人事院勧告に準じた改正を行うものでありますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 野並享子君。

17番（野並享子君） 国民保護計画ですが、今の答弁の中で、避難住民と共に自治体職員も避難をしていくという、避難の部分だけではなくて、この計画、図式の中にありますように、収容施設の供与や医療提供等ということで、2段目に避難だけではなくて救援ということがあって、その下の武力攻撃災害への対処ということではそういった応急処置の実施やいろんな形で出されております。これを計画としてつくるわけですよね、避難だけではなくて。先ほど言いました指定公共機関というのが政令で示されているのが39機

関、この中にはN T Tや、また電力や、その他いろんな病院関係の部分もありますね。内閣総理大臣が指定した公共機関121機関の中に電力、ガス、輸送、通信、そういったものが全部網羅されているのですが、こういったものを動員していくというのを知事が発令することができて、それを知事が発令しても、結局それは地方自治体の職員がやらないと、県の職員が全部それをできるわけではありませんので、結局この野洲市の職員がそういったことをしなければならない。自治体の職員も住民と共に避難なんて、そんなことをやっ  
ていられないと思いますが、今ご答弁されたのではちょっと、全体のこの図式に沿った計画であるはずですから、一番下のところも全部含めてですよね、指定公共機関。国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連絡をしてという、これだけを網羅したものが国民保護に関する措置の仕組みという形で出ていると思うのです。そういう中身を今全然答弁では触れられていないのですが、私はそういうことまでちゃんと質問をしたはずなのです。通告も出していますので、もう少しきちっとしたご答弁をいただきたいと思います。

自由が制限されるというのが必要最小限。この必要最小限とはいったい何だということ  
をいろんな説明会でも、近畿ブロックの説明会でもこういうことを、必要最小限の基準と  
は何かわかるように説明してほしいというような質問が出されているのです。こういう中  
で必要最小限とはいったい何なのか、お答えをお願いします。

一番最後の私の質問に対しての答弁もありませんでしたね。しかも、今回の保護計画は  
議会に対しては報告はありませんというふうな、この表の中で書いていますね、議会に対  
しての報告だけということで。その部分に関してのご答弁。だから、議会でも、何がつく  
られるか、それがどんなものがつくられて、それに対してこれはいけないというようなこ  
とが言えない、それでもう決まってしまう、こういうようなシステムになっているこの条  
例ですね。これはちょっとやっぱり問題があると思いますので、この点のご答弁をお願い  
します。

財産を守るために必要って、有事の場合に作戦計画が優先しますね。そうなったときに  
財産なんて、だから、地上戦を経験した沖縄ではこの国民保護法の計画をつくるのが継続  
審議になったりしているのです。それは、地上戦を経験されている沖縄では、財産どこ  
ろか命までも作戦計画の中で、壕の中からほうり出されたり、赤ん坊が泣くからといって集  
団自決させたりということをも身をもって体験されているわけですよ。ですから、国民の  
命と財産を守るなんていうのは、それは詭弁としか言いようがありませんね。有事になっ  
た場合、本当にそれが守られなかったというのが沖縄の地上戦だったのですが、そこあた

りはどういうふうに認識をされているのでしょうか。

報酬の問題ですが、県内の状況とか、経済の状況とかおっしゃいましたが、私が前段で言ったように、今、野洲市の中においても本当に大変な生活をされている方々が多いのです。ですから、どなたも高過ぎるとおっしゃいます。この引き上げの部分で9万円も引き上げるとするのは、これは今、県内の状況の中にも市内の状況の中にもないのです。そういう意味において、市民の感情から温度差がある。こういう中で、いや、経済状況だ、県内の状況だと言われても、全然説得力はありません。市内の民間の賃金は調査されたのかと言ったら、していないのでしょうか。市内の民間の賃金も調査をせず、経済状況や県内の状況なんて、こんなので市民の皆さんが納得されますか。行政が提案するときにはやはり市民の誰もが「そら、そうやな」と、そういう納得できるような内容じゃないとやはりだめだと思いますが。今回の引き上げで、議員に関しては議員の人数を減らしたことによって35万円ぐらいで済んでいるというふうなことです。それでもやっぱり市民の皆さんからこの問題で「ああ、そうか」というご理解をいただけるのでしょうかね。特別職の138万円というのも、やはりこれも全国的にも市長の給料を下げたり、また、収入役を置かないようにしているとか、そういうニュースは皆さん見て聞いて知っておられるのです。そういった中においても、これも近隣と比べてというふうなことをおっしゃいますけれども、県内の中でも引き下げているようなことを新聞で目にされますから、そういうときにおいてこの引き上げというのは、これもやはり市民の感情からの温度差があると思います。

今、議員の報酬の引き上げ、年間当たりでおっしゃいました。35万円ですか、1年間でトータルで。34を24にしたからふえたということでしょう。けれども、この24のままでも現在の報酬と、これを引き上げることによって幾らになるのかという、それをおっしゃって下さい。34を24にしたからというぐらいではないと思いますので。これを据え置いたら、それだけ税金を来年度出さなくてもいいわけですよ。だから、年間、現24の定数でいったい幾らの引き上げになるのかという、この金額をお尋ねいたします。

職員の給与の問題ですが、1人平均19万円の減ですか。すごい減の状況になりますね。もうちょっと少ないのかと私は思っていたのですけれども、かなりこの賃下げの部分というのは地域手当ということでゼロになるということですから、しかも、これは在勤手当となっているという。私は、この地域手当が在勤手当って、それは野洲市民の方がここの職員でというのだったらわかるのですけれども、実際の生活は、大津や京都から来られている職員さんもおられるということですから、そこで生活されているわけですよ。やはり

野洲がそういうような形で地域手当が低いということになれば、いい職員さんがここを受けようというようなことにはならないのと違いますか。同じ働くのだったら、10%のある大津、草津、6%の栗東、守山というふうな形で、地方自治体の職員の質といいましようか、やはりこれは地方自治体から声を上げていかないとだめなのではないでしょうか。こういう地域間格差ということで地域手当というのが率的に変わるというのはね。そういうのを野洲から声を発しない限り、どこが出すのですか。

それと、均衡の原則ということを言われました。だから、引き下げ合戦になるのと違いますかと言っているのに対して均衡の原則と言ったら、やっぱりこれはずっと引き下げ合戦になるのと違いますか。どこで下げどまりをするのですか。今まで、昔は公務員の給与が安かった、それをちょっとずつ上げていったとかいろいろありますよ、時代時代によって。いろんな労働条件、公務員で頑張ってきてきたから、民間もそれに倣って育児休業を民間でもとれるようにとか、教職や保育士さんとかはそういう育児休業があったけれども、民間ではないというふうな中で労働条件が向上してきたのです。それがどんどん基準なく均衡の原則ということでいくなれば、本当にどんどん労働条件が悪くなっていくという、そんな中で、これは世界のレベルの中からも、やはり先進諸国の中でこういう事態はちょっとというふうに思いますが、ご答弁をお願いします。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 野並議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど、主に私どもの仕事は、この議案関係資料の7ページで国民保護に関する措置の仕組みということで関係資料を出させていただいておりますけれども、具体的に私ども市町村としてこの計画の中で定めていくのは住民の避難の関係でございます。そのため、先ほどご答弁をさせていただいたわけでございます。そして、野並議員が指摘されるように、救援、この部分についてはあくまで主体は県でございます。私どもは協力という位置付けになっております。そしてまた、その下段の武力攻撃災害への対処につきましては、この図解にありますように、県からの指示に基づいて市町村段階において協力する、こういう形で計画を組み立てていく形でございますので、ご理解のほどをよろしく願います。

そして、知事の発令に対しても最終的には市町村の職員が具体的に動かなければならないではないかというご質問でございますけれども、やはり私ども、本来市としてまずやらなければならないこと、そしてまた県に対しての協力という形で、これにつきましては今

後、協議会の中で具体的に進めていきたいと思えます。冒頭のこの議案の説明で申しましたように、18年度にそれぞれの市町村が、法で定められました市町村段階の計画策定ということで、その辺は私どももこれから具体的に県等々関係機関とも協議しながら詰めていきたいと考えております。

そして、自由の制限、最小限とは何かというご質問でございます。私どもは私どもなりに考える最小限ということで取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

そして、最後の質問に答えていないということでございますが、議会に対して報告しかありませんという形で、これに対する答弁でございますが、条例を定めました協議会で十分審議をしていただきまして、また、その1つの節目ごとに全協で報告させていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。何分この計画、また協議会等につきましては法に定められておりますので、その法に定められた中で私ども市町村は行っていくということでございますので、一つよろしくご理解のほどをお願いいたします。

次に、2点目の特別職、また議員の報酬、また職員の給与の問題にお答えさせていただきます。

議員の立場からご意見を、また市民感情、市民との温度差、また、市内の民間賃金の調査もしていない、その格差の問題、とても市民の理解を得られないのではないかとご意見でございますけれども、私どもは提案に際して申し上げましたように、報酬等審議会におきまして十分いろいろの資料に基づきまして委員の皆さん方に議論をしていただきまして、答申をいただきました。この答申に基づきまして今回それぞれの条例を提案させていただいておりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

そして、24人のままで今現在の報酬と引き上げ後の報酬の格差でございますけれども、先ほどそれぞれ個々については申し上げましたけれども、それをトータルいたしまして3,334万5,000円となります。

そして、次の職員の給与関係でございますが、私どもは従来、人勸を尊重いたしまして職員の給与を定めてまいりました。今回の内容につきましては、人事院勧告に基づきまして、それに伴う本市としての給与の改正を行うものでございますので、よろしくお願いいたします。

また、議員が危惧されます、この給与において自治体格差が付くということで、優秀な職員の募集が来ないのではないかとご心配でございますけれども、給与条件の格差が

ございまして、やはり優秀な職員が来てくれる自治体という形で運営をしていきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどを。必ずしも給与面だけで職員が応募するということではないので、やはり魅力ある自治体をつくり上げることによってその辺はクリアできるのかと考えております。

そしてまた、先ほどのお答えと再度同じになるわけですがけれども、均衡の原則、また民間賃金等の問題でございますけれども、先ほど申しましたように、人事院勧告を尊重するという立場で労使で決めてきておりますので、その辺は一つご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 野並享子君。

17番（野並享子君） この国民保護協議会の条例や、またこれは総務常任委員会の中で十分審議されることと思いますが、法に定められたもとでつくりますからということで、モデルのものを国はつくっております。そういうふうな形で、一律的な部分ではないと思いますので、きちっと議論ができるような状況にならないと、結局、全協で報告をするだけでは、それをもう一遍ひっくり返していくことはできるのですか。これは、報告だけだったら、合併協議会のときのように、もうこれは合併協議会で決まりましたことです、決まりましたことですといって全協で報告されて、そんなの、決まる前に言ってくれなかったら、それに対して何も言えないじゃないかと言って、あのとき相当もめましたよね。だから、やはりそういうものも踏まえて、もう決まったことを全協で報告をしてもらうというような内容になったのでは全くもって同じ轍を踏まなくてはならないと思いますが、この点の確認だけはしておきたいと思っております。

それと、賃金の問題、今の最後の地域手当、これはゼロという形で野洲市の当局はよしとされているのですか。これは不当だということで国には発言されないのですか。そんなの、魅力あるだけでは、いい職員は来ませんよ。やっぱり妻子を養っていかなければならないですもの。同じ採用されるのならば、ちょっとでも賃金の高いところに行きます。それはそうなるのと違いますか。こういうふうなことをよしとされているのかどうか、その点だけ最後にお尋ねします。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 非常に国民保護法に関して勉強されまして、いろいろと難しい言葉を並べて、自分が詰まってきたら、その見解はどうですかと上手にこっちへまくっ

ていただくような質問で、私も頭がさえました。

そこで、申し上げたいのは、どうも避難と救助。

やっぱりまず救助ですよ。救うこと。避難というのは逃げるのじゃないですか。だから、その辺の位置付けをきちっとしておこうというのがそもそもこれの計画の内容でございます。これは国民保護法に限らず災害救助法の関係もございますし、また地震災害もございますので、こういうことをやっぱり地方の防災計画の中にきちっと位置付けをして1つにしておけば、これは万全を期せる、このように考えます。だから、備蓄資材やいろいろとあるわけなのですが、避難のルートと救助の部門は別個に考えてやっていかなければいけない、こんなふうに思います。

ただ、野並さんが引っかかっておられると言うと言葉が適当でないのだけれども、議会に報告、このことをおっしゃっているのですか。それは系統立てて言ったときに、国民保護法の計画をつくるときには国民保護協議会に私から諮問しなさいということですね。それで、都道府県知事に協議もしなさい、議会にも報告しなさい、こう書いてあるのです。今までずっと我々がやってきた議会と行政の位置付けというのですか、こんな水臭いことをしていません。議会に報告しなさいと法律で書いてあったら、十分なやっぱり練りをして協議会にも説明し、勉強会にも説明し、きちっとやっています。これはほんの手段のことです。だから、誤解のないように。そんな水臭いことはしませんので、よろしく願います。

それともう一つ、給料の問題でどこまで下げるのだということなのですが、我々は決して国の指示に逆らって今まで給与改定をやったことは一回もございません。すべて国のおっしゃるとおり、上げるときには十分上げてきました。下げるときにも下げます。だけど、今おっしゃる地域手当の問題は、ちょっとおかしいことをおっしゃったので、言うのですが、京都市にお住まいになっている方が野洲市へお勤めになったら、仕事の場所は野洲市です。ここで給料を得ておられるのです。野並さんの言い方だと、京都市にお住まいの方は京都市の市役所から給料をもらって、仕事は野洲でしたらいい、こういう言い方になりますね、地域手当をもらおうと思ったら。そうでしょう。野洲に勤務して仕事をする者は地域手当が付かない、こうなっているのですから、それを出せと言われても、出しようがない。だけれども、私は気持ちの上では湖南1つのブロックや広域行政も一緒にやっている。何もかも一緒にやっている。行政的な位置付けもそうだと。情報も共有できてある。行政課題も共有しているところで、野洲市だけが付かないのは何だと。これはやっぱりさ

んざん県なり国にも異議を申し立てました。よそのことを言うのではないのですけれども、栗東もはじめは付かないという方に入っていたのです。草津、守山市が入ってあった。何でだと栗東の市長と2人で力を合わせてやっていったら、いろんな条件があって栗東は付くことになりました。そういう経過がございますので、私はうのみにしていません。これは何としても将来、近いか遠いかは別にしまして、やっぱり付けてもらうべき地域にある、こういうふうに理解をしていますので、その時期までしばらく職員の皆さんには我慢をしていただき、こういう思いでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 次に、第7番、本田章紘君。

7番（本田章紘君） 7番、本田章紘でございます。

議第9号野洲市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、まず質問いたします。

本条例に関する市民の関心は大変高いものがあると感じていますが、今回上程されている金額の算出根拠と、議員定数を含めた総費用との関連について、報酬審議会ではどのような見解が出されているのか、お伺いいたします。

また、本来ならば、合併協議会の中で定数と報酬については一体のものとして審議されるべき内容ではなかったかと考えますが、財政事情の悪化と職員給与の引き下げ等を考えますと、今回の特別職の報酬審議会の答申は答申として受けとめ、適用時期については、財政改善策もしくは再建策が一定の効果を発揮したときに実施するべきと考えますが、見解を伺います。

次に、議第13号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議第11号並びに第12号についても関連性があることから、一緒にお伺いいたします。

政府の公務員給与の改正に基づく条例の改正ではありますが、野洲市においては5年間で4.8%の低減を図るといふ、昇給の見通しが相当厳しい内容であります。そして、自治体の判断によって運用が行われている地域手当は、野洲市の場合は財政状況の悪化によって、その適用が見送られております。そのような中であっても、自分たちの将来に明るい希望が見えることによって職員は頑張ることができるのではないのでしょうか。今、野洲市が取り組むべき最優先課題は財政の改善、もしくは財政再建にあると判断します。しかし、市長の施政方針には何らの具体的な方針もしくは財政再建の指針が示されておられません。中長期的な財政改善策をどのように進めるのか、また、短期的な財政改善策とあわせた総合的な取り組みをどのように進めるのか、お尋ねします。

また、今回の職員の給与改定には、職員が公平・公正な評価基準によって、評価する側も評価される側も双方共に納得性のある評価を行うことが重要であります。そして、評価基準等については、公開することでそれぞれの職場において常に仕事の目標となる基準であることが大切ではないでしょうか。このような人事面での評価制度の確立に向けて、そして評価する側の教育も含めてどのように取り込まれるのか、お尋ねいたします。

財政の悪化から、職員に相当厳しいことをお願いするわけですから、特にそのレベルが低いと感じられない特別職にある市長、助役、収入役、教育長の報酬については、その適用時期を、財政改善策が一定の成果をおさめて、職員に対しても地域手当等が支給できる時期まで見送るべきと考えますが、見解を伺います。

次に、議第21号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。介護保険料6段階の設定についてお尋ねします。

介護保険制度は5年目を迎え、保険料は、初年度から平成14年度までの第1期、平成15年度から17年度までの第2期は5段階に分かれていましたが、今回の第3期目の保険料の設定では6段階に分かれています。第1・第2段階が2万6,400円と、同額であり、第6段階は市民税課税で合計所得金額200万円以上が7万9,200円となっています。段階別で保険料を設定するならば、それぞれに差を設けるべきであります。特に問題であるのは、合計所得金額が200万円以上については、年額200万円の人も400万円の人も1,000万円以上であっても、介護保険料は同額の7万9,200円というのはいかなるものかと考えます。ちなみに湖南3市においては金額の差はあっても同様の考え方であるとのことですが、どのように考えても、年額200万円の人と1,000万円以上の人が同額の保険料負担であることは納得がいかないものであります。市民の生活に配慮した保険料設定であるとは受けとめることができず、精いっぱい頑張ってきた年金のみの生活者に負担の大きい保険料設定となっていると考えます。当然のことながら、高額所得者には応分の負担をしていただくべきではないでしょうか。介護保険制度は、それぞれの地域に合った計画に自由裁量の部分が残されていることから、地方自治の試金石であるとも言われる取り組みです。今回は3回目の改定であり、国が決めた料率をもとにした配分ではなく、市民の実情に合わせて、冒頭で述べたように設定にするべきと考えますが、見解をお尋ねいたします。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 本田議員の議第9号野洲市議会議員の報酬及び費用弁償等に

関する条例の一部を改正する条例についてのご質問にお答えさせていただきます。

野洲市特別職報酬等審議会の見解につきましては、先ほど申し上げましたように、既に全員協議会でご報告を申し上げたとおりでございますが、合併により行政区域も拡大し、初の市議会議員選挙により定数も削減され、議員一人ひとりにかかる市民の負託も増大したことなどから、増額の決定をされたものであります。

報酬額につきましては、議員活動の安定化を考慮する中で、既に公表しております、先ほども野並議員にお答えさせていただきました一般職の給料の平均額 35万8,300円を基準とし、また県内各市の議員報酬額とのバランスも考慮し、決定されております。ただし、議員定数につきましては諮問事項に含まれていないことから、県内各市の議員1人当たりの人口数をかんがみ、さらなる見直しを求める意見が複数あったということを申し添える形で答申されました。

次に、合併協議における報酬の取り扱いですが、特別職の報酬につきましては、旧中主町、旧野洲町におきましても、現在と同じように、条例によりまして特別職報酬等審議会に諮問することとしておりました。したがって、合併協議会においては、野洲市の特別職の報酬につきましては野洲市の特別職報酬等審議会に諮問することが妥当との協議結果になりましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

最後に、報酬改定の適用時期でございますが、野洲市特別職報酬等審議会に諮問をさせていただき、社会・経済情勢や、公務員を取り巻く状況、県内各市の状況など、さまざまな角度から十分に審議をいただいた答申でありますので、それを尊重させていただき、答申どおり平成18年4月1日から適用することが適当であると考えております。

それから、2点目の議第13号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてのご質問にお答えさせていただきます。

本市の場合、基本的に国における地域手当の指定基準、人口5万人以上でございますけれども、満たしていないことから、今回支給を見送ったものであります。合併後の財政計画は、平成18年度に策定する予定をしております。基金積立額は年々減少する一方で、市債の償還残高がピークとなる平成18年度決算見込みを踏まえた財政健全化計画となり、市民の理解と協力を得ながら、歳入の確保と歳出の見直しによる大幅な削減を実施していくこととなります。なお、具体的な手法や数値目標は今後検討することになっております。

次に、評価制度についてでございますが、議員ご指摘のように、公平・公正な評価基準に基づき、評価する側、される側双方が納得できる評価を行うことが大切であります。そ

のため、当市におきましては評価基準を庁内のイントラシステム上で職員に公開しており、その周知を図っております。また、評価者の訓練も合併前のそれぞれの町の時代から毎年繰り返してきており、今年度におきましても、一般職を対象とした研修を5日間、管理職を対象とした研修を2日にわたり行いまして、制度の趣旨の徹底、評価能力の向上、評価水準の均一化を図っております。次年度以降におきましても研修を継続して行うことでさらなる評価能力向上を図ると共に、時代のニーズに合った勤務評定制の検討・改良に努め、職員の勤務能率の向上に努めてまいります。

2点目の市長、助役、収入役、教育長の報酬改定の適用時期でございますが、先ほどの議第9号に対するお答えと同様で、答申を尊重いたしまして、答申どおり平成18年4月1日から適用することが適当であると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、続きまして、本田議員の議第21号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例に関しましてのご質問にお答えをいたします。

特に保険料の段階の設定についてでございますが、今回の保険料段階の設定につきましては、制度改正によりまして2点の見直しがありました。見直しの1点目は、現行の2段階を細分化しまして低所得者の保険料の負担の緩和を図ることです。2点目でございますが、市町村は特別に必要な場合は課税層の多段階化を可能とするという点でございます。今回提案をさせていただきましたように、現行の2段階の細分化につきましては国の制度によるものでありますので、取り入れましたが、課税層の新5段階以上の課税層を多段階化することにつきましては見送ることといたしました。その理由といたしましては、今回、計画策定のアンケート調査の中で保険料の負担感について調査をいたしました結果、保険料の負担が大きいと答えた人が現行の5段階に最も多い状況であります。したがって、さらに負担が増加することについては理解が得にくいという点と、この新5段階の課税層の率でございますが、全国では40%でございますが、野洲市の場合は30%という状況でございますので、細分化をさらにしたとしても保険料額に余り効果が出ないという判断で、見送らせていただきました。しかし、適正な保険料の負担をどうするかという問題は大変重要でございます。次期4期の保険料段階の設定時には検討していく課題であると認識をしております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 本田章紘君。

7番（本田章紘君） 議第9号につきましては、全協での報告はあったということなのですが、その内容等についてはもっと詳しく今回説明していただきたい。その根拠に基づいて適用すべきである、こういったことで通告させていただいております。もう一度、本当になぜ必要なのか、なぜ35万円という設定をしなきゃいけないのか、その根拠を示していただきたい、このように思います。

私の調査しました県内の各市の平均で、単純に平均しますと35万6,000円というような形になってございますし、一方で、私どもと同様に合併した湖南省においてはまだ改定はされておられません。やはりこういったところの今の考え方、いつ変えるべきなのかといった考え方も考慮すべきではないか、このように判断しております。そこについての見解もお伺いいたします。

それから、適用時期については、我々は昨年10月23日の選挙で、現在の状況をよしとして選挙に臨んだわけでございます。そこで我々は市民の皆さんの選択を得たと。そうしますと、今ここで急遽変えなければいけない状況というのはないのではないかと、もう少し財政が改善された時期まで待つべきではないか、こういった判断でございますので、あわせて見解をお伺いいたします。

野洲市職員の給与に関する件ですが、2005年の人事院勧告では、当初、地域手当は大津市だけでございましたね、適用してよしとするのは。他の地域は必要ないと。しかし、各市において地域手当が適用されております。そして、5万人未満の都市においても地域手当が支給されているところがある、そのように認識しておりますが、当局においてはどのような判断をされているのか、あわせてお伺いいたします。

また、人の活用につきましては、今回の給与改定に伴いましてもっとやはり活用の仕方、評価の仕方も同時に見直すべきであると。このようなことが国でも言われております。総合的な人事管理、すなわち専門職制度やシンクタンクとしての活用、もしくはスタッフとしての活用、そういったことを考慮して、人がもっともっと頑張っていけるような環境づくり、そういった人事制度が必要である、このようなことも言われておりますが、そういったことに対してどのような判断をされているのか、お伺いいたします。

特に今回、野洲市が5年間で4.8%逡減というような方針を出していることから考えますと、この層にある方々というのは昇給が非常に抑えられる、そのような方向での給与改定であります。もっと本当に職員の皆さんが生き生きと働ける環境をどうつくっていく

のか、あわせて、こういった評価制度の中でどう皆さんの納得性が得られる方向性をつくっていくのか、今後の検討課題について当局はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

介護保険条例に関しましては、確かに課税される方々の200万円以上、この部分で野洲市においてはその率が低い、30%ほどということで、適用を見送られたということですが、やはり差額を付けた形で介護保険料を設定するという基本であるならば、いかに対象が低くてもそのような設定をしていくべきであろうし、なおかつ料率の見直しといったことは今後どのように取り組んでいかれるのか、重ねてお伺いいたします。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 本田議員の再質問にお答えさせていただきます。

答申の審議会の内容についてもう少し詳しく報告をということでございますが、先ほどもお答えさせていただきましたように、さまざまな議論をされました。そういう中で答申としてまとめられましたので、その辺の経過については、やはりこの答申で一応委員の皆様は合意をされてまとめられたということで、ご理解をいただきたいと思います。

そして、この答申の中で当然県下各市の報酬の状況、新しく合併したところの状況、湖南の状況、また湖南だけでなく近隣の状況等々も勘案されました。そしてもう一点は、この市と大きく変わってきましたのは、やはり合併協議会の中で議論をされました、議員数を少なくして報酬を引き上げて、議員活動に専念できるような報酬体系が必要ではないかという、合併協議会の中でもある委員のご意見もございました。そういうのも踏まえられて議論をされまして、先ほど野並議員、本田議員にお答えしましたように、市の職員の給与が平均どれくらいであるか、そういうのも議論の対象にされました。そして、今回は他市町村に比べまして、市におきましては政務調査費が大体月2万で24万という市があるわけでございますけれども、これについては従来の野洲が月8,000円でございますので、その辺で月1万の12万、どちらかといえば政務調査費を抑えられて報酬の方へ持っていかれたという議論もございました。議論はさまざまな議論、これは例年ですと大体1日で報酬審議会は終わるのですけれども、今回については年末に1回、年が明けて1回と、2日にわたって議論をしていただきまして決定していただきましたので、私どもも答申を尊重して今回提案をさせていただいておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いたします。

次に、2点目の職員の給与関係でございますが、5万人未満にも適用されているという

事実を知っているのかということでございますが、私どもも把握しております。どういう条件でその都市がそういう条件の中に入ってきたかということは伺っております。本市の場合、それを覆すようなデータがないという状況が今現在のところでございます。

次に、評価の仕方を見直す必要があるのではないかということのご指摘でございます。まさしくそのとおりだと認識しておりまして、従来、本市がやっておりました評価制度につきましては能力評価を基底に置いての評価でございました。今回、国が考えておりますのは能力評価と業績評価という形での組み立てになってきますので、先ほども答弁させていただきましたように、やはり新たな、今後もこういうような点を踏まえまして検討・改良を図っていきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしく願います。

そしてもう一点、今回の給与改正におきまして平均4.8%の5年間にわたる減額という形になるわけでございますけれども、この4.8%については、若年についてはほとんど抑制はございません。中高年で今まで公務員賃金が問題とされている部分での是正でございますので、その辺は十分踏まえまして、ある意味から言うと、この評価制度とどう連携させていって職員の勤務意欲を保っていくかということが視点になってくるかと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 各段階の料率の見直しについての今後の見通しについてのご質問にお答えいたします。

この各段階の料率は第1段階、第2は0.5という形で、それぞれの基準を国が示しております。この基準に従いまして、多少それぞれの市町村の状況に応じてこの割合を変更することは可能でございますが、まず第1点に、やはり被保険者の納得がこれは非常に重要な点でございます。そういう意味で、今回はそういう点での調査はしてありませんが、次期の第4期の保険料の設定の折には、そういう意味でこの割合をどういうふうにするかという点については事前に調査を必ずするようになっておりますので、その点で調査をし、検討していきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（荒川泰宏君） 本田章紘君。

7番（本田章紘君） 議第9号の議会議員の報酬等についての中で、栗東市がちなみに現報酬が31万でございます。政務調査費が年間24万、月当たり2万円、こういった計

算になっております。野洲市は、今回の改定によりますと報酬35万、政務調査費が年間12万円。人口6万に達してまだ伸びていこうとしている栗東市において先ほどのような報酬である。なおかつ、我々の野洲市においてはまちづくりの中で人口の増加を見込んでおりますが、なかなか達成してっていない。現在は停滞している状況にあるかと思うのです。そういった中においてこれほどの引き上げをするということは、いかなる根拠に基づいているものなのか。市民の皆さんから見ますと、本当に先ほど野並議員の質問にもありましたように、ちょっと上げ過ぎじゃないか、このような疑問がわいてくるのも当然であろう、このような気がいたします。また、今回の予算においても相当厳しい財政状況であるということから、基金等の取り崩しも行われました。基金の残高も大変少なくなっております。そういった中においての適用でありますから、もっと本当に財政改革が進んだ時点での特別職の引き上げ適用をもっと真剣に考えていかなきゃいけないのではないかと。審議会の答申は答申として受けとめて、やはり実情に合わせた適用をすることが市民に答えることである、このように思いますが、見解をお伺いします。

職員の給与改定につきましては、先ほど申し上げましたように、当初2005年の人事院勧告は大津市だけが支給してもいい、このような勧告になっているかと思えます。その後、先ほど答弁でもありましたように、いろんな調整があって、それぞれの市が適用していている。野洲市においては財政状況が厳しいといった論点もありましょう。それから、5万人未満であるというところで、人事院勧告でもこれは地域手当は支給しない、そういうことになっておりますが、そういったことをもとに今回設定されている、このように認識しております。だとするならば、財政改善策をいつまでに行うのか、見通しとしては職員が地域手当等で自分たちの給与が改定される時期はいつごろになるのか、明確に示す必要があるかと。そういった計画がいつごろできてくるのか、内容はどうか、そういった指針を示すべきではないかと考えます。それについて見解をお伺いいたします。

また、今回の号俸級の設定等によりますと、長期間同じレベルで滞留していくような評価基準、もしくはその評価によっては昇給が頭打ちになるというような状況もできてくるかと思えます。今までは枠外を超えての昇給というものもあったわけですが、今回はすべでなくなっている。そうしますと、もっともっと評価、仕事の与え方、そういったことについても改善されていくべき方向性ではないか。それが当然評価基準、評価制度の拡充につながっていなければならない。また、配置転換等によってマイナスの評価を受けることのないような救済策も当然盛り込まなければならない。そういったことを含めた人事制

度の確立についてどのような方向性を持っていくのか、市長に大きな流れをお尋ねいたしたいと思います。

先ほど申しあげましたように、昨今のサービス提供というのは相当専門的な知識も必要としております。専門職制度やシンクタンク、もしくはスタッフといった人の活用ということも大事になってこようと。そういった点についてはどのようにお考えか、重ねてお伺いいたします。

介護保険制度については次回見直しされるということですが、ぜひ早い時期にそのような調査をしていただいて、市民の皆さんが納得して保険料を払える、このような形に持って行っていただきたい、このように思いますので、よろしく申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 本田議員の、個々のことはまた総務部長が補足しますでしょうけれども、基本的なことについて若干申し上げます。

審議会、各種行政委員会等、数多くございますが、そこに市長の立場で1つの事案について諮問をいたした際に、野並さんの先ほどの質問にも関連するのですが、議会に報告という。答申を受けたことは、これは最も正しいとし、十分にご審議をいただいたとして、答申をいただきながらそれを反映させないというようなことは私個人としてやりたくない気持ちですから、それだけ住民の代表の皆さんの意見を尊重して行政を遂行していこう、こういうことでございますから、今回の報酬審議会も、答申をいただいたそのままをやっぱり議会に提案をしていく、これが私の常の考え方でございますので、ご理解いただきたいと思います。

もう一点、職員の給与の中でいろんな評価の問題が出たのですが、今まで評価制度も入れてまいりましたが、この評価というのは単純な評価じゃなしに、やはり非は非、是は是ですのですが、私はプラス思考を基本に置きながらやってまいっておりますので、決してそういうことはなかったと思います。

それともう一つ、地域手当を若干勘違いなさっているのではないかと思うのですが、財政が悪化しているから地域手当が付かない、付くの議論じゃないです、これは。国家公務員の給与にいわゆる昔の勤務地手当ですね、地域手当が付く、こういうことなのですから、若干意味が違うように思いますが、5万以下の都市でも衛星都市は付いているはずですよ。それはやっぱり生活物価というのですか、その関係もございましてですが、野洲の場合はそういう理由で。もっと具体的に言いますと、国の施設があるところは付くのです。もう

これ以上は言うといけないですけれどもね。そういうことでご理解をいただきたいと。野洲にはないから付かないということです。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 本田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

基本的には市長がお答えしましたので、補足的なのですけれども、栗東の報酬等の点は議論されました。しかし、湖南での状況、そして近江八幡等々も踏まえて結論を出された。そして、先ほど申しました政務調査費、そして今回同じく提案させていただいております議会委員会の費用弁償の件、また県内旅費の件、そういうのを全般的に他の市の状況はどうであるかということも大きく検討されました。

そして、具体的なことで、新しい給料表では枠外昇給が停止になるということでございます。まさしくそのとおりでございます。今までは枠外昇給がございました。しかし、今回からこの枠外昇給が5年の間にきちとなくなってくるという形でございます。そういう意味では、この新しい給料表、どういう賃金体系であるかということきちと職員一人ひとりが理解して、やはりそれなりの職務に合った給料ということで、従来からその方向に転換はされてきたわけですけれども、今回大きく給料表等々も制度改正されて、そういう形で民間にようやく近付いていくという状況でございますので、一つよろしくお願いいたします。

そしてまた、当然、こういうような状況でございますので、勤務評定についてはやはり十分検討し、また、職員の理解が得られる勤務評定の確立に向けて進めてまいりたいと思いますので、一つよろしくお願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） お話の中に財政再建という言葉があるのですが、私は決してこれは適当な言葉じゃないと思います。野洲市はそこまで財政的に落ち込んでいる、再建をしなければならぬ財政ではないと自信を持っております。ただし、財政改革をとおっしゃいました。これは三和さんにも私はずっと約束しておいて、本田さんはおいでにならなかったのですが、国の三位一体改革の結論が出れば、その時点で財政改革を行いますと。これは三和さんにも約束しているはずです。だから、ああいう形で一応落ちついたということですから、18年度に財政改革について手を付けていく、このように考えておりますので、付け加えておいて下さい。

議長（荒川泰宏君） 次に、第1番、西本俊吉君。

1番（西本俊吉君） 1番、西本俊吉です。私は、議第8号野洲市議会政務調査費の交付に関する条例についてのご提案に対して質問をさせていただきます。

先ほどからも報酬審議会等の議論の中で述べられておりますから、一定の方向性は理解できるのですが、議員が必要とする調査、それらに対する費用等の弁済として、その経費をこの政務調査費という形で定められているものです。しかし、改正案にはその金額をさらに引き上げようとする、わずかといえども、今日的な財政が厳しい、そういう状況の中で新たな経費が要するという、そういう方向での提案については私は基本的に認められないという立場でおります。私は今、今日も議員控室でも見たのですが、そこには控室での改修工事等も伴って費用が既に支出されていっているということを考えたとき、現状のままでいいのではないかなと率直に思いました。また、その政務調査費の用途についていろいろと取り扱いがあると思うのですが、今後は整理をしていくべきだと思いますし、このことについてまた議員間の合意形成を図りたいと思います。また、この政務調査費は、議員として多額の報酬の支給を受けておりますから、本来であれば、財政状況が厳しいのであれば、私はその廃止に向けての検討もすべきだというぐらいの考えを持っております。これに対して市長等の見解を求めます。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 西本議員の議第8号野洲市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてのご質問にお答えいたします。

先ほども野並議員、また本田議員から出ていますように、この条例につきましても野洲市特別職報酬等審議会から「地方分権に伴う地方議会の活性化や審議能力を強化していく必要があり、今後の野洲市を見据えた政策論議を行い、市の課題に適切に対応できる議員活動を行うため調査活動基盤を充実させる必要がある」との答申を受け、それを尊重し、提案させていただくものでございます。政務調査費につきましては、議員の皆さんの調査・研究活動をさらに充実していただき、市民の皆さんが安心して幸せに暮らしていただける野洲市を実現するため、これを十二分に活用し、議会の活性化に反映していただけるものと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 西本俊吉君。

1番（西本俊吉君） ただいまご答弁いただいたのですが、市の財政、いろんな

ことを考えたときに果たしてこれで市民が納得してくれるかなという疑問は持っております。だから、私としてはこの条例案に対して自分のこの場で意見を述べることは、率直に申し上げて、質疑の場ですので、展開できませんけれども、いわゆる報酬審議会等のあり方というのですか、ご答申いただいておりますながら、こういう言い方は非常に僭越ですけれども、やはり市の財政状況等も踏まえたそういう中身、十分検討され、財政状況から見て、これでいいのかという答申が出てくるのを、今後の開かれる場があるとするならば、そういう場において諸般の状況等も十分に含んだ審議会であってほしいなと希望するところであります。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 西本議員、希望だけでよろしいですね。

1番（西本俊吉君） はい。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を10時50分といたします。

（午前10時35分 休憩）

（午前10時51分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第9番、鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） 議第3号、議第17号について、簡単に質疑をしてみたいと思います。

まず、議第3号野洲市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について質疑に入りたいと思います。

私はなぜこの3号について質疑をするかと申し上げますと、今現在、市営住宅が建設され、また、今年度にも木部団地が建設されようとしております中、やはり入居者に対しての利益を守っていくという1つの観点からこの質問に入りたいと思います。

まず、国で定めております電気、ガス、水、これらにつきましては、当然のことながら、電気は関西電力、水は野洲市の水道で当然のことでございます。ただし、ガスにつきましては、都市ガスもあれば、一般的なプロパンガスもございます。そうした中で、今の2条の（1）に定めております電子計算機、車両、複写機、通信機器、医療機器、（2）に定めてある保守清掃、施設の整備管理、施設の保安警備、車両の運行管理等、こういったものを国の上位法で出しているわけですが、ただ、私が一番心配いたしますのは、今、市営住宅で使用されているガスにつきましては、入札を行い今現在供給されてい

るものであるのか。これはやはり何と申し上げましても、住民の利益を守るためにも当然行っていかねばならない問題だと私は思っております。聞くところによりましては、そうしたものをなくして随意に供給されているということを私は聞いております。

そしてまた、ただいま申し上げましたO A機器、あるいは施設管理に関するそうしたものの入札日、その入札日から起算して5年になるのか、それとも新たに入札を行い、4月1日から5年になるものなのか、その辺を明確にお答えしていただきたいと思っております。

次に、議第17号野洲市税条例の一部を改正する条例について質疑を行いたいと思っております。

この条例におきましては、テナント等が所有する償却資産に対する課税ということでございます。ちなみに、本市におきましてもこの部分に関して18年4月1日から施行するというところでうたわれておりますが、私どもの感じるところによりまして、この償却資産の内容、そしてその手続ですね。手続ということは要するに作業です。そしてまた、この部分に関する課税見込み額ですね。この償却資産というのは漠然とした表現で表れておりますが、いったいどういうものを指していくのか、明確な答弁をよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） まず、1点目でございますが、契約の件でございますが、契約の方はまた総務の方からお答えをさせていただくと思っておりますが、市営住宅のプロパンガスにつきまして私の方からお答えをさせていただきます。

ご指摘のとおり、現在のところ、各住宅の各棟への供給につきましては、入札は行っておりません。現在、地元プロパンガス協議会等に委託をするという形でガスの方を供給していただいております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 鈴木議員の1点は、長期契約に関するO A機器の入札は5年ということで、どの基点を起算にするかというご質問にまずお答えさせていただきます。

条例の3条で「契約の期間は5年以内とする」ということで、あくまで契約日になります。契約の期間でございますので。

そして、次につきましては議第17号野洲市税条例の一部を改正する条例についてのご質問で、償却資産の手続、また見込みということでございますが、ここで申します特定附

帯設備とは、家屋の附帯設備であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するために取り付け、家屋と一体となったものを指します。具体的に申し上げますと、店舗を借りている事業者、テナント事業者ですね、がその貸店舗に給排水設備、空調設備などを取り付け、家屋と一体となった場合、償却資産としてテナント事業者に固定資産税を課税しようとするものであります。しかしながら、議員もご指摘されますように、当該特定附帯設備の把握については非常に難しいものがあります。このため、事業者からの申告のみに頼ることなく、その申告に対する現地調査を強化すると共に、法人設立届け出書等の法人住民税関係資料や、個人事業の開設・休業・廃業届け出書等の税務署・県税事務所関係資料等も活用しながら現況把握に努め、適正な課税を行っていきたいと考えております。

そして、具体的にどれぐらいの見込みがあるのかということでございますが、現時点においてはほとんど見込みはないと考えております。状況的にはまだつかめておりません。税務課で若干この税についての額でございますけれども、見込みはほとんどないというのが現状でございます。ただ、上位法の関係でまた整備されてきて、この償却資産部分の課税客体の問題を整理するというところで今回の条例改正をさせていただいたということで理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） まず、第3号からですが、プロパンガスというのは今まで入札が行われていないというような答弁でしたが、今、私たちこの市を取り巻く環境のもとでは、ものすごく小さな物品納入業者でもすべて入札制度がしかれている昨今に、このプロパンガスに関して入札が行われていなかったという理由、これは私は不思議に思うのです。幾らプロパンガス協会ですか、その方たちをお願いしているなんて、これは私は許せないと思うのです。やはり入居者の利益を守っていこうとすれば、1円でも安い方がいいわけなのです。市内にこの協会に加入しておられる方は全部このプロパンガス協会に加入されているのですか。そしてまた、他の物品納入業者においても県内、県外さまざまなところから入札の参加申し込みがあるはずですよ。そうしたことを考えてみますと、いかにこのガス供給については住民に不利益をこうむらせたと言うしかないわけですね。以前にも西本議員の質問の中にもありましたように、一般賃貸住宅の構造物に関してはプロパンガスの供給者たる者がプロパン庫並びに無料で配管をやっていくという西本議員の質問がございました。そうしたことをとらまえて考えてみますと、今まで入札をやっていなかった、こんなふざけた話はないですよ。

ちなみに申し上げますが、これは火気責任者はどなたになっておりますか、各棟の火気責任者。連絡網はどうなっていますか。これから長期契約をしていく上で、これは5年間保障されるわけなのです。小さな小さな物品業者に安い安い値段で入札をさせて、ガス事業者だけほったらかしにしておくって、こんなのはもってのほかですよ。再度答弁を求めます。

次に、税条例についてですが、この条例につきましては、上位法等の関係にもよりまして当然定めていかなければならない条例だと思っておりますが、これも各市完全に足並みをそろえて制定するわけでもございませんね、この条例は。既に定まっているところもあれば、まだまだ上程されていないところもあると私は聞いております。今、総務部長が答弁いただきました中で、税の見込みなんて全くないというような無責任きわまるような回答でしたね。条例を制定したら、やはり目標を持ってかかっているか、何のための条例なのか、これ。

そして、テナントにおける給排水、あるいは家屋に一体化したものについては償却資産とみなし、課税をしていくということですが、恐らくテナントの入居者の給排水というようなものは、賃貸契約の中で既にその構造物の所有者が給排水ぐらいはやっておりますね。そうしたときに、テナントに関してはかかってきません。それで、今、市の方でこのような動きをどこまで察知されているのか。そしてまた、この償却資産の中にはほとんどリースがございますね。そういった部分を、きちっとはつかめないと思いますが、いずれにしても、建物が竣工したときには家屋調査も入られ、償却資産以外の評価をされておりますね。ですから、やっぱりそうしたものを参考に引き出して考えていくとか、さまざまなことが考えられるわけです。そうしたことも考えないで、この償却資産に対する固定資産はないに等しいというような、そういうような無責任な回答では困るわけなのです。やはり税条例を制定していけば、それに向かってきちっとした対応をしていただきたい。再度答弁を求めます。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、入札をしていない理由ということですが、これは私どもも調べさせていただいたのですが、以前からということで、その慣例によりということになっていたようでございますし、それと、旧野洲町につきましては、各棟、永原、新上屋等には3棟、4棟ということもありましたので、それを随時建て替えているということで、その時点での

ガス供給者にそのまま依頼をしていたという状況でございました。それから、旧中主につきましては、旧中主の方にはガス協業組合がありましたので、そこにも依頼していたという状況が続いておりまして、入札ということには至っておりませんでした。

それから、供給業者からの設備提供の件ということで……。

9番（鈴木市朗君） 設備提供は聞いていない。

都市建設部長（北口 守君） よろしいですか。申しわけございません。各棟の火元責任につきましては、今、手元に資料がございませんので、今現在調べておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

9番（鈴木市朗君） 何で入札しなかったの。

都市建設部長（北口 守君） そこまで考えが至らなかったというか、慣例によりやってきたということがそのまま引き続いておりましたので、入札をするというところまで考えが至っていなかったと。それと、私どもが入札というか、ガス供給につきましては、先ほどおっしゃいましたように、住民に不利益を与えたのではないかということですが、実際の使用者は確かに住民さんでございますし、使用料を払われるのも住民さんでございますので、最終的には業者さんと住民さんの契約というか、そうなるというようなことではございましたので、私どもとしては入札をしていなかったというのが実情でございます。

9番（鈴木市朗君） だから、今後どうするのだと。5年契約、長期契約を定める条例を定めていくじゃないか。今後どうするのだと。

都市建設部長（北口 守君） 済みません、今の……。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩。

（午前11時12分 休憩）

（午前11時28分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 鈴木議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、現在のガス供給に関しまして入札についてでございますが、今後につきましては入札の方を検討しているということでございまして、ただし、市が直接購入するということではございませんので、単価契約になるかどうかわかりませんが、内容等につきましてはもう少し詰めていきたいなというふうに思っておりますし、入札に際しましても、現在

市内には幾つかの業者がございますので、できるだけ市内業者育成という意味で市内の業者さんを対象に入札をしていきたいというふうに考えております。

それから、各棟の防火管理、それから火気責任者ですか、この火気責任者につきましては、ボンベ庫だと思いますが、ボンベ庫につきましては供給業者の方が火気責任者になってございます。それから、建物の方の防火管理者は、現在担当しております都市計画課の担当者が防火管理者になってございます。課長ですね。都市計画課長がなっております。それから、連絡体制につきましては、各棟の棟長さんから、何かありましたら原課の方に連絡が入りまして、それから各関係機関の方に連絡をさせていただくというふうになってございます。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。議第17号野洲市税条例の一部を改正する条例についての再質問にお答えさせていただきます。

各市の状況でございますけれども、湖南ではすべて4市、この改正で整備をしております。そして、見込みの件でございますが、この条例につきましては平成18年4月1日以降の施行分につき、平成19年度以降の固定資産税について適用するというところでございますので、これから平成18年度にされるものについてこの条例を適用して課税をしていくということでございます。そのために見込み額は今現在立っていないというのが現状でございますので、ご理解のほどをよろしくお願いします。

議長（荒川泰宏君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） 3号についてはただいま部長の方から答弁をいただきまして、市内業者育成のためにも市内業者でもって入札をしていくという方向性だということをお聞きまして、これで一般的に公正・公平な原理に基づいて供給されるものだとは今思っております。そうしたことから、やはりどの部分についても常に行政というのは公正・公平を保ちながら行政運営をしていくのが最大の目標でございますので、最初からそういうことを言っていたらと、休憩もとらずにスムーズに済んだと思うのです。

また、防火管理者におきましても、やはりあれだけのものを課長1人が防火管理者として携わっていただいているご苦労は私も大変だなという思いもしております。そしてまた、その防火管理者におきましても、今後とも管理報告書を速やかにやはり消防署の方に提出をしていかなければならない義務があると思います。そうした作業においても恐らくは

できていないだろうと思いますので、今後においてもしっかりとしていただきたい。入札を一日も早くできるよう期待申し上げます。

それから、税条例ですが、これは私もよく存じております。固定資産税の課税においては1月1日からの課税対象になるわけですね。ですから、18年度中にそれをやって翌年度の1月1日から課税対象にしていくから、課税額は今わからないということだと私は思いますが、まず、さまざまな要素があると思うのです、この課税に関しては、非常に難しい。例えば土地・家屋についてはきちっとした、土地なら路線価、家屋だったら家屋調査に基づく課税というものが方程式で決められております。ちなみにこの課税率は何%ぐらいになるのですか、項目別に分けて。課税率、償却資産の率ですね。その辺を再度お聞きしたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

固定資産税でございますので、すべての固定資産税、1,000分の14、1.4%ですね。

9番（鈴木市朗君） 償却資産も。

総務部長（山中清嗣君） はい。

議長（荒川泰宏君） 次に、第18番、小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） 議第21号介護保険条例の一部を改正する条例について質問を行います。

今回の改正につきましては、65歳以上被保険者の介護保険料の改定であります。しかし、この改正の特徴、問題点は、1点目に、昨年度に引き続き連続の大幅値上げであること、2点目には、これまでの5段階から6段階制にされること、3点目には、いわゆる激変緩和の措置がとられております。

そこでお聞きしますが、1点目に、こういう大幅な値上げにより負担に耐えられるのかという点であります。基準額で見ますと、現在の17年度の4万7,400円が5万2,800円と、5,400円の値上げであります。このように、2段階を除き、いずれの段階も大幅に値上げがされています。そもそも現在の17年度も合併による調整ということで、大きく値上げがされています。これを合併前から比較いたしますと、旧中主町は基準額4万1,000円が、今提案の18年度は5万2,800円ですから、1万1,800円の値上げ、旧野洲町では3万8,000円でしたから、実に1万4,800円もの値上

げであります。果たしてこのような値上げが本当によいのか。単に受益者負担というだけでは済まされません。今回の値上げが妥当と考えるのか、はじめにお聞きいたします。

また、今回の値上げ分の負担総額はどうなるのか、あわせてお聞きいたします。

2点目には、今回の改正ではこれまでの5段階から6段階に改正されます。主なものは、旧2段階の住民税非課税者を、合計所得金額プラス課税年金収入80万円以下が新2段階、80万円以上が新3段階と分区されます。これにより、新2段階の人については安くなります。しかし、問題は、老齢福祉年金や生活保護者の第1段階では値上げでありまして、また、新3段階については4,050円もの値上げであります。これらの人は80万円のボーダーラインの人にとっても過酷な値上げであります。よって、今回、5段階から6段階に細分し、負担を軽減と言いながら、実際はそうになっていないのであります。改めて、6段階制採用の目的をお聞きいたします。

また、今回の新6段階制でも、所得の低い層は負担の軽減につながっていないと考えます。そこで、新1段階は基準額の0.5となっていますが、私は段階をふやし、負担割合を老齢福祉年金や生活保護者は例えばゼロ負担、また、新2段階の課税年収80万円以下については負担割合を0.25にするなど、対策をとるべきだったと思います。これについてのお考えをお聞きいたします。

3点目には、今回の改正の特徴が激変緩和に伴うというものであります。しかし、これにつきましても、第4段階、第5段階で緩和措置を3年かけて行うとしていますが、それにしましても、今回、ご承知のように、老年者控除等税制改正、これらの廃止により、現在の第1段階、第2段階、第3段階から4段階、5段階に変わる人が発生するということでもあります。野洲市の場合でもこれにより、例えば2段階から第4段階になる人は現行3万5,550円が3年後には5万2,800円、第3段階から第5段階になる人は3万9,600円が実に6万6,000円にもなります。このような大幅値上げになれば、多少の激変緩和が行われても、負担がし切れません。今回の激変緩和措置が妥当なものと考えておられるのかをお聞きいたします。

4点目には、以上述べましたように、余りにも高額で大幅な値上げで、既に支払い限度を超えております。全国的に第1段階、すなわち老齢福祉年金者、生活保護者等について無料にしている自治体もあります。本当に誰もが安心して受けられる介護保険制度にするために、抜本的な減額・免除制度を行うべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） 介護保険条例の一部を改正する条例についての小菅議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の保険料の引き上げの妥当性の件ですが、介護保険料の額は第3期介護保険事業計画のサービス見込み量による保険給付額、介護予防に向け新規の地域支援事業額、第2期計画期間中の借入金の償還額などを算入して求めたもので、妥当なものと考えております。

なお、値上げ分の総額は、平成17年度と平成18年度との比較では約5,200万円で、1人当たり平均では4,330円程度でございます。

次に、2点目の6段階制の採用は、旧第2段階を分割したことから言えますように、低所得者層への負担を軽減しようとするもので、先ほど部長が答弁したとおりでございます。

また、低所得段階の負担割合の軽減化につきましては、政令に定める標準割合を基本として軽微の調整は可能なものの、ご質問のような大きな調整はできませんので、実施するとすれば減免措置でということになりますが、既に減免制度はありますし、生活保護者は介護保険料を受給されている現状もあり、そこへ一律に負担の軽減化は、既に傾斜した負担がある中では負担の公平化を損ねることにもつながります。また、保険料を確保すべき総額がありますので、軽減をふやせば基準額を押し上げる必要が生じますので、それらを踏まえまして、適当とは考えておりません。

次に、3点目の激変緩和措置の問題につきましては、介護保険制度以外の要素の変更の影響を受け実施するもので、保険料の賦課総額の確保という点では、妥当なものと考えております。

次に、4点目の減免制度の見直しの件でございますが、減免の拡大により確保できない保険料は他の被保険者から確保することになり、そうなれば相互理解が必要で、被保険者の負担意識の現状からも、大きな拡大は困難であると考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） 再質問を行います。

今、答弁されましたが、やはり認識の違いが私ども市民と行政当局とはかなりずれていると思うのです。とにかく保険料は大変高いのです。今回の値上げはいかに被保険者にと

って大変なのか、そういう認識が余りにも低いと私は思います。

それで、先ほどの本田議員の質問の答弁にもありましたが、これまで一貫して、介護保険はみんなで支える、こういうことを言っておられました。しかし一方、今の答弁を聞きましても、6段階制等をふやせばかえって高額所得者に不公平になる、そうも言われました。そういうことやらも含めて大きな調整はできないと言われましたが、今言いましたように、現実、低所得者層の負担は非常に高いのです。私は、低所得者層にそういう負担を負わせるのは、それこそ不公正ではないかと思うのです。それでなくても、野洲市の介護保険料は今、県下で一番高いのです。

それで、今、新規の介護保険料の額の、これは計画段階での速報値ですが、1カ月3,293円と言われているのです。野洲市は今回4,200円。これから見ても非常に高い。そこで、新6段階は7万1,100円、これに対して新1段階は2万3,700円の負担でありますね。これは率的には1段階の人は6段階の人の約33%の負担になります。この点では12月議会でも指摘がありましたが、第1段階、例えば月額1万5,000円、年額約18万円の年金者から見ると、現在で負担が13%、これが今回の値上げで15%になります。2%ふえますね。それで、第6段階、360万円の層の方を見ると、これまでの負担が約1.9%、これが2.2%になりまして、0.4%ふえるだけなのです。これから見ましても、やはり低所得者の負担は多い。私は、みんなで支えると言うのなら、これはやはりもっと公平にしなければならないと思うのです。

そこで、大きな調整はできないと言われましたが、全国的には多くの自治体が調整しているのです。例えば京都市では今、9段階制を提案されております。それと、現在、全国的には1段階、2段階の負担割合を低く抑えている自治体が225市町村あるのです。例えば横浜市の場合でしたら、現在、第1段階は負担割合が0.25%、それに対して第6段階は2なのです。このように差を付けているのです。全国多くの自治体でやっていることがなぜ野洲市でできないのか、これはやはりおかしいと思うのです。

そこで、質問なのですけれども、今言いましたことを含めて、やはり改めて所得に見合った段階にすべきだと思うのです。具体的には基準額以上の段階の細分化が必要なのです。私は、その原資で第1段階例えばゼロ負担、2段階0.25負担等、これは可能だと思うのです。その点について改めてもう一度お聞きいたします。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） 小菅議員の再質問にお答えいたします。

先ほど本田議員のご質問の中で部長が答弁いたしましたように、標準の割合を本市はとったわけでございますけれども、第1段階から第6段階の構成比ということを考えまして、そのバランスで考えましたところ、先ほども申し上げましたかも知れませんが、課税になる5段階以上が本市の場合は3割、全国平均では4割、第1段階の占める被保険者の割合が本市では0.5%に対しまして全国では2.6%と、こういった状況を踏まえまして標準の割合をとらせていただきました。ちなみに第4段階の基準が4,200人ということで、約半分は基準の保険料をいただくというふうになっておりますし、先ほど申し上げましたように、第1段階には今のところで47人の方がおられるのですけれども、そのうちの38人は生活保護費によりまして生活保険料加算をもらっていただけの方ということにもなっておりますし、また、その中のサービス受給者につきましては介護扶助ということで生活保護からも支給されていると。こういった事情をかんがみまして、今回は介護保険法施行令で申し上げます第38条の標準の割合で賦課をさせていただいたということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） 各段階の構成比が野洲市の場合は第5段階が約30%、約3割と言われましたが、しかし、逆に言いますと、具体的にお聞きしますと、野洲市の第1段階は、お聞きした人数では約47人と言われましたが、これを2万6,400円掛けますと総額124万800円ですか、なるのですね。この原資を構成比30%と言われる5段階以上の細分化によって十分可能でしょう。全国的に少ないというのは全然理屈に合わないと思うのです。

それともう一つ、生活保護加算がされていると言いましたが、逆に言うと、全国の約200を超える自治体は無駄なことをしているという認識なのですか。やはり必要だからやっているのです。生活保護加算をされていても、支払いはしなければならぬのですよ、この保険料は。だから、全国200を超える自治体は実施しているのです。もう一度お聞きしますが、第1段階47名で124万円、この原資で負担を軽減しようと思ったらできるのですよ。段階をふやすことは十分可能じゃないですか。もう一度お聞きいたします。

それと、もう一度基本的な問題をお聞きしますが、私は、いろいろ答弁されますが、野洲市の場合は、先ほど言いました全国200幾つの自治体と違いまして、まさに国言いなりの方向でやっていると思うのです。全く市民の立場に立っていないと思うのです。そこで、この姿勢の問題をお聞きしますが、12月の部長の答弁、今の次長の答弁もそうです

が、国の標準より段階をふやすこと、つまり1.5倍を超える段階を設定すると、先ほどと同じことですが、高所得者に高負担を強いると。高所得者は介護保険を使わない割合が多いから、理解が得られないと。12月議会でこういう答弁をされたのですね。しかし、この答弁は余りにも不公平な発想なのです。まるで介護保険は低所得が多く使うから、負担は低所得者層本人が負担せよと、裏腹の言葉ですね、12月議会の答弁は。この発言こそ私はみんなで支える保険制度を否定していると思うのです。

そこで、市長にもお聞きしたいのですが、市長は常々、部長や職員の答弁は市長の見解発言と言っておいでなのですが、同じような見解なのか、お聞きしたいと思います。市長は、去る2月13日の野洲市消費者生活研究会との懇談会の中で、新幹線の負担の問題で福祉はどうなるのかという質問の中でこういう発言をされているのですね。「私は福祉、教育に重点を置いているので、お金がないからといって予算を削ることはしません。弱者へのしわ寄せはしません」と、こういう発言をされているのです。これまでの部長あるいは次長の答弁では私は逆の話だと思うのですけれども、いったいどちらが本当の答弁なのか、考えなのか、お聞きしたいと思います。

それを踏まえて改めて1段階あるいは2段階の人たちへの、文字どおり、今言いましたように、実現可能な負担割合に抑える、あるいは減額・免除制度実施はできないのかどうか、これは市長にもお聞きしておきたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 絶えず私は、高福祉は高負担が伴う、こう申し上げております。現在の人口構成からいきましても、非常に高齢化が高くなったということはご理解いただいていますね。特に合併してから高くなった。だから、高齢化が高くなった、段階を大きくした。それなりのいわゆる認定者の数が多いのです、野洲市の場合は。だから、それなりのことが必要だということで、今おっしゃるように、1段階で47人で124万。124万を減額したら、これは誰が負担するのですか。高いところへ行くでしょう。分けるのですか。税金で持ってくるのですか。そういうことなのです。だから、おっしゃるように、やっぱりそれなりの認定の数が多く、それなりのサービスを提供している。よそないかもわかりませんよ。提供している分の介護保険料が高く付く、こういうことですから、介護保険料をむやみやたらにたくさんもらって、それを他の事業に回しているということは決してございませんよ。わかっただけですな。だから、その内容をもう少しご理解をいただきたいと思います。

あとはまた部長の方から。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） 先ほどの本田議員の答弁でも部長が申し上げましたように、この件につきましては第3期中における第4期の保険料策定に向けての検討課題ということで調査をさせていただきたい、このように思います。この保険料につきましては、先ほど市長も答弁いたしましたように、保険者で収納すべき総額が定められ、それを被保険者でどのように負担するかということで、保険者の納得が得られるような設定にしなければならないということをごさいますて、今回の見直しにおきましても、所得水準の低い層には第2段階を負担能力に合わせて分けられたことや、それから、今まで第3段階が基準であって、第2段階は0.75、第1段階は0.5であったのを、新2段階には0.5にしたことや、そういった配慮もされておりますし、また、減額・免除制度につきましては、第2段階の方におきましては自己負担の限度額が2万4,600円から1万5,000円に下がったり、居住費・食費に係る負担額が2万5,000円から1万5,000円に下げられるなどの配慮がされているということをご理解を願いたいと思います。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 次に、議第25号から議第35号までの各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第17番、野並享子君。

暫時休憩します。再開を1時といたします。

（午前11時58分 休憩）

（午後1時00分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番（野並享子君） 議第25号平成18年度野洲市一般会計予算について質問いたします。

2006年度予算は、小泉内閣が進めている三位一体改革の影響を大きく受けています。三位一体改革は、交付税の削減、補助金の削減、税源移譲の3つを行うと進められましたが、削減だけはばっさり行い、税源移譲は追い付いていません。また、合併する前は、中主町がもらっていた交付税は10年間は出ると説明されておりました。しかし、合併2年目にして前年度より7億8,000万円、34.2%も大幅にダウンし、国庫支出金も1億

7,585万円の減収となり、ペテンと言わなければなりません。国民に対しては定率減税の廃止、所得税は2007年1月から、住民税は2007年6月から廃止されます。2005年予算の半減と合わせると、所得税で2兆5,000億円、住民税で8,000億円、合計3兆4,000億円の増税となります。法人税率の引き下げや所得税の最高税率は見直しすることなく、庶民増税、さらには消費税の引き上げも視野に入れられています。さらに介護保険の改悪、医療改悪、障害者自立阻害など、生活弱者に大なたが振られている小泉内閣の構造改革は最悪と言わなければなりません。このような三位一体改革に対して高知県の橋本大二郎知事は「三位一体の改革が改革でも何でもないということがよくわかりました」と発言されていますが、市長はどのように評価をされているのか、見解を求めます。

また、これまでの影響額もあわせてお尋ねいたします。

来年度予算では、財政が厳しいからと、削ってはならないものが削られています。例えば中主幼稚園の預かり保育の専任保母体制から、毎日保育者が替わる日替わり保育体制にするため550万円の人件費が削られました。さらに、介護保険が改悪され、介護予防事業へシフトされたため、地域で行われていたふれあいサロンから、要介護1の老人は適用外となり、行き場を失いました。自立支援法が施行されるに伴い、障害の重い人ほど負担がふえる状況となり、在宅介護やデイサービスを削減しなければならないという声を聞きます。その一方で、議員の歳費や特別職の給与の引き上げが行われます。また、乗らない、無駄だと言われている新幹線栗東駅への負担金1,200万円も予算化されています。また、同和予算も2億円以上となっており、見直すべきものが間違っているのではないのでしょうか。このような行政のあり方についての見解を求めます。

議第31号平成18年度野洲市墓地公園事業特別会計予算についてお尋ねいたします。

財政的には2,500万円の予算であり、永代使用料も1区画42万円、40区画1,695万円見込まれ、公園手数料も640万円で、支出は公園管理費が643万円です。来年度は1,800万円のモニュメントをつくることになっており、基金から230万円繰り入れることになっています。平成17年度の補正予算で基金への積み立てが600万円もあり、約1億円の基金です。借金もなく、400区画の整備は完了し、完売すれば2億6,000万円以上の基金になります。このような特別会計ですが、市民の方からは「未使用の墓地の返還を申し出たら、3年を過ぎており、1円も返ってこないと言われた。何とかならないか」ということを聞きました。

そこで、お尋ねいたします。未使用の墓地の返還は、3年以内と以後についてはこれまで何件あったのでしょうか。

また、未使用の墓地と使用された墓地とは大きく異なると思います。整備された墓地が完売されれば、返還された墓地は再度販売されることと思います。これまで返還された墓地について、条例では3年以内は2分の1の使用料の還付となっていますが、この条例を改正し、未使用の墓地に関しては使用料の還付をすべきであると考えますが、見解を求めます。

また、今回、モニュメントの1,800万円について、詳細な説明を求めます。

さらに、今後、さくら墓園の整備計画はどのようなものがあるのかもお尋ねいたします。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 1点目の一般会計予算の中での3点ほどについて、私の方からお答えを申し上げます。

まず、1点目の三位一体改革の評価についてでございますが、今おっしゃいますと、高知県の橋本知事さんはこういうことをおっしゃっているということなのですが、私はそうは受けとめておりません。やはり地方の自主性と自立性を高めるため、地方の責任において地方自治体を運営すべきであろうという基本的な地方分権のあり方から言うならば、この三位一体改革は賛成をいたしております。

ところが、その税源移譲の問題になりますと若干異議がございまして、4兆7,000億からの補助金を削りながら、税源移譲がはっきりされていないという実態がございまして、このことについては私は社会福祉施設など、住民生活に直結する基礎的なサービスを提供する施設ですね、我々が運営をしております福祉施設その他に係る国庫補助金は優先して廃止してもよろしいよと。そのかわり税源をそれだけ下さいと。こう申し上げるのは、いわゆるひも付きという言葉は適当でないのですが、ひも付きの補助金は要りませんよと。自由に使える税源を下さいと。こういうことを申し上げておると、もう一つは、税源移譲の際にやっぱり実質的な地方の増税とならないように税源を移譲してくれと。こういうことを絶えず申し上げております。今後、最終的には国と地方の協議の場においてやっぱり税源移譲をはっきりしておくと、こういうことも付け加えて要望しております。そういうことからいきますと、今現在、国から3兆円の税源移譲があったということでございますが、地方分権を進める上では1つのやっぱり前進であつたらうと、こう評価をしておりまして、申し上げましたように、今後の2期改革については権限と財源の確保を充実し

た上で移譲をして下さいと、こういうことを申し上げております。

また、三位一体改革の影響につきましてでございますが、平成18年度本市の予算に与えた影響額は、国庫補助負担金等で新たに公営住宅家賃対策等補助金の廃止と児童手当負担金の引き下げなどで約3億2,700万円の減収はございました。一方、財源移譲によりまして約3億4,000万円の増収となったと、こういうことでございます。また、児童手当の支給対象が拡大されたということによりまして約2,100万円が増額になっている。こういうことでございます。地方交付税では17年度からの決算見込みで減ったと。確におっしゃるように、18億からの交付税をもらっておられたのですが、これが実におっしゃるとおり7億8,000万ほど減ったと、こういう実態がございます。今後こうした財政運営を国と、あるいは地方の立場になって国が考えてくれることを強く要望していきたい、このように思います。

次に、2点目の新年度予算についての行政のあり方でございますが、18年度予算編成につきましては、財政状況の厳しい中でございましたので、すべての事業をゼロから見直した、こういうことございまして、徹底した効率化に努めていこうというように指示をいたしたところでございますし、先ほども出ていますように、財政の改革をやっぱりこの18年度中には手を付けていきたい、こういう思いをしております。また、新年度予算は、障害者の自立支援関連事業などの法的に要求されるもの、洪水や地震や土砂災害などの災害や有事に備えるための事業、あるいは子育て支援事業、それと特に子どもさんの安全確保のための事業等にもかなりの費用を投資いたしておりますし、まずは合併協議によって練り上げてこられました事業を5つほど、これは優先的にハード面で取り組みをしたということございまして、いわゆる合併協議に基づく事業に重点的に配分した、合理性を得た予算であろう、こういうふうを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

あと、墓地公園については担当の部長からお答えいたします。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 野並議員の議第31号平成18年度野洲市墓地公園事業特別会計予算に関する質問についてお答えさせていただきます。

墓地の返還件数につきましては、平成18年2月までの返還件数は16件でございます。そのうち3年以内の返還が4件、また3年以上が12件でございます。

次に、使用料の返還につきましては、条例及び施行規則によりまして、既納の使用料は還付しないこととなっておりますが、ただし書きにより、占有期間が短期間であり、未使

用であった場合は使用料の半額を還付することとし、その期間を3年としているものでございます。永代の期間はそれぞれ異なり、短期間でも使用はできますため、使用、未使用にかかわらず、3年を経過した場合には使用料を還付することは適切でないことから、条例改正は考えておりません。

さくら墓園モニュメントにつきましては、墓地公園計画当初から公園中央部は既存墓地に当たるため、「慰霊の丘」を設け、また、公園のシンボル広場に「日の出の塔」、その西方向に「日の入りの丘」を設置し、公園の修景物とすることを計画されておりました。このことから、公園中央部奥側の築山に「日の出の塔」として石づくりによる高さ5から6メートルのモニュメント、また「日の入りの丘」に「日の出の塔」と対になるようなもの、また、「慰霊の丘」に旧埋葬地を表示するものがないため「慰霊の丘」の碑を設置するよう計画しております。

次に、さくら墓園の整備計画につきましては、現在は今回のモニュメント以外に新たな整備計画はございませんが、今後は管理棟の改修、あるいはまた墓地内の整備等の経費が必要であると考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 野並享子君。

17番（野並享子君） 市長の答弁は、質問通告を出しておりますが、3割か4割ぐらいの答弁と違いますか。削減をしてはならないものが削られていっているということに関しての問題、そういう部分を出しておりますが、これも当然だと思いののでしょうか。私は一般質問で中主の預かり保育は質問することにしておりますので、そこでさらに詳しくやりたいと思いますが、こういうような福祉や教育をばっさり削っていくという、こういうことはあってはならない。しかも、わずか550万円の人件費なのですよね。

それとか、この介護保険の部分も、ふれあいサロン、要介護1の方、これは1月に民生委員さんなどに高齢福祉課からお知らせが出ているのです。要支援の方であることを確認させていただき、自立に向けてやっていくということで、「要介護1の認定を受けておられる方については、大変申しわけございませんが、参加していただくことができませんので、何とぞご了承いただきますようお願い申し上げます」ということで、今、地域でふれあいサロンをされているところの要介護1になった方は行き場を失うのです。民生委員さんやらが中心になって一生懸命、社協委託になっていきますので、基本は社協の方が来てやっておられるのですけれども、この事業ももう10年になり、当初から行っておられた方

は当然私はどんどん進むと思うのです。幾らいろんな事業をされて老化を防止するといっても、10年も経てば70の人は80になるのですから、それは失禁もされるでしょう。痴呆も若干入ってくるでしょう。私でも最近ちょっと忘れ物が多くなったなと思うぐらいですから。だから、それは当然なのです。それが、要介護1はいけないという形にこれはなっているのです。今までなれ親しんで地域に集まってこられたのに、「あんたはもう今日から要介護1やから、来んといて」というふうな、これが今ふれあいサロンの現場で起こっているのですが。急激にならないように、現場と末端とご相談させていただいてと言っておられるのですけれども、そんな形で今、末端、この要支援の部分は、元気な人にどんどん来てもらう、そういうふれあいサロンにしていくからということなのですけれども、年数が経てばみんな年がたって老化が進み、要介護になっていくのは当たり前だと思いませんか。こういう、地域から、住民から出てきた施策ではなく、国が決めた介護保険の中で机上の論議です、そういうふうな分け方をしていくというのは。こういうようなことが今現在起こっているのです。現場の人たちの声を聞いてもっとやっていかなくてはならないというのが現状だというふうに思うのですが、一例を挙げればそうですし、自立支援の部分も、これは大変だということで市単独で補助をされているところもありますし、だから、野洲のこの来年度予算ではこういうようなことが全然見えないのです。

一方では歳費の引き上げ、特別職の引き上げ。今さっきのお話でも一千何百万、議員の報酬引き上げで3,000万からでしょう。こういうことをやって、新幹線も1,200万円の負担というような状況でしょう。こういう形で私は指摘させてもらったのに、今、すべての事業をゼロから出発だと市長はおっしゃいましたけれども、ゼロでないでしょう。同和の関連にしては予算を措置するときにこれは聖域にしるということを出しておられるでしょう、現場のところ。これは聖域にして、削るなどおっしゃっているのですよ。何がすべての事業がゼロからの出発ですか。一方で聖域を残しておいて、切ってはならないところを切っていくというような18年度のこの予算というのは本当にひどいと思います。野洲の人権センター、また中主の教育センター、いったいどれだけの仕事をされているのでしょうか。要らないのと違うかという声がたくさん聞こえてきます。この同和の予算にしても本当に全部踏襲して、しかも今まで野洲でやめよう、やめようと言っていた部分も中主の方にまで拡大をし、高校生、大学生が学校に通っておられるその通学定期の3分の2の補助をされているのですよ。こんなことをやっているところは滋賀県下の中で野洲だけですよ。何がゼロからの出発ですか。きちっとしたご答弁をお願いいたします。

墓地公園に関しまして、今16件の返還がされたということですね。還付は考えていないということをおっしゃいましたが、2億6,000万円からの基金になるのですね。今後もやるのは管理棟の改修と墓地の整備。そんなのに2億6,000万円も要るはずないでしょう。どうしてもっとみんなが気持ちよく野洲市に住んでいられるようなことにならないのでしょうかね。全く使っていない墓地を返された。この墓地公園の施行規則の中の第6条に使用料の還付ということで、使用者が使用許可の日から起算して3年以内において墓所を使用することなく返還した場合は2分の1ということになっているのですね。その次のところに市長の返還の部分が書いてあるのですけれども、公園条例の方の11条で、使用料及び管理料は還付しないということになっているのです。ただし、「市長は、特に必要があると認めるときはその使用料及び管理料の全部または一部を還付することができる」という形で使用料の還付に関しての条例があって、そして施行規則という形になっているのですけれども、この全部または一部を還付することができるというわけではなく、公園条例に書いているのですから、そういう意味においては、先ほど私が言いましたように、この3年以内においてというふうな問題ではなくて、墓所を使用することなく返還した場合には還付をするということにすれば、今、市民から出されている、全く使っていないのを返還したときに、3年過ぎていて、1円も返ってこないというのは、これはどうなのでしょうねということに対して、もっと救えるのではないのですか。このお金をキープしなければ返済ができないとか、この会計がやっていけないという状況ではないでしょう。42万円、16件だったら600万円くらいですか。2億6,000万からになるのですよ。大体1年に40カ所くらい売れているのです。あと400ですから、10年先には完売するという状況なのですけれどもね。今現在でも1億円以上の基金がある中で、600万円くらいの返還をそんなむげに「できない」と言い切らなくても、何とか救える道があるのと違いますか。もう一度、この基金と皆さんがおっしゃっているような内容、条例を変えることくらいは簡単にできますでしょう。この2億6,000万円をこんなのに使わないとならないというではありませんでしょう。そんな、管理棟の改修に2億も使ってもらったら困ります。お答えをお願いいたします。

それと、モニュメントの部分は、これは当初からこういうふうな形で作るということになっていたわけですが、「日の出の塔」と「日の入りの丘」「慰霊の丘」、本当に必要なものというのか、どうしてもつくっていかなくてはならない、そういう部分なのではないか。何となくもうちょっとならないのかなというふうな思いがするのですが。石づく

りの塔を建てるのですか。それだったら、日陰で腰かけて座れる部分のそういう休憩所ぐらいを奥につくってあげた方が、かなり広いのですけれどもね、あそこの墓地も。どうなのでしょうかね。そういう皆さんの声を聞いてこういうことが行われているのかどうか。永代使用料やら管理料を6,000円毎年納めておられますし、そういった方々の声を聞いてのこういう結果になったのでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

議長（荒川泰宏君） 総務部次長。

総務部次長（田中正二君） 野並議員の再質問にお答えさせていただきます。

同和予算の考え方でございます。これにつきましては、本市の同和問題の解決への基本姿勢につきましてはこれまでどおり、法のあるなしにかかわらず、部落差別がある限り同和問題の早期解決を市政の重要な施策として位置付け、諸施策の総合的、計画的な推進に努めなければならないと考えております。ご承知のとおり、本市における同和地区の差別の実態は依然として厳しく、現存する不安定就労、及びそれに伴う所得格差や土地差別、加えて厳しい就職差別、結婚差別の現状がございます。こうした中の予算につきましては、必要な予算を編成したものでございます。

なお、人権同和教育予算の人件費を除きます予算につきましては、平成18年度予算では5,724万7,000円で、これは人権教育と同和関係も含まれます。平成17年度予算では6,592万9,000円で、増減額としましては868万2,000円の減額と、厳しい財政状況下の中で精選をした予算編成に努めたものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 野並議員の再質問でございますけれども、一応3年以上を経過する場合は不還付というようなことで条例で定めておるわけでございます。

基金の件でございますけれども、基金につきましては、おっしゃいますように1億円ほどの基金がございます。これにつきましては基金条例の中で、墓地公園の整備に必要な経費の財源に充てる場合にその全部または一部を処分することができるというようなことになってございますので、今後、先ほどご答弁させていただきましたように、さくら墓園内の管理棟、あるいはまたそうした墓園内の整備等に今後充てていきたいというふうに考えております。この条例改正につきましては、18年2月末現在で墓地の使用権を返還された方は16件ということでございましたけれども、3年以内ということで規則の中で2分

の1の還付ということを定めております。これも3年以内ということでございますので、使用料を負担された方を少しでも軽減させていただくということで、3年以内ということで規則で定めておるわけでございます。そうしたことから、使用、未使用にかかわらず、3年を経過した場合には還付をすることが適切でないということで今日まで来ておるわけでございますので、今回また新たに条例を改正するということは考えておりませんので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それと、モニュメントの件でございますけれども、このモニュメントにつきましては、このさくら墓園が計画された当初から、先ほどご答弁させていただきましたように、公園の中央部につきましては北櫻、あるいはまた南櫻の松田墓地が、旧埋葬地があったということで、そこに「慰霊の丘」を設ける。また、公園のシンボル広場というようなことで「日の出の塔」と申しておりますけれども、そこにモニュメントを設置すると。また、そしてその西側には「日の入りの丘」を設置するというので、公園の修景物とするということでは当初から計画をされておられましたので、その計画を今回実施させていただくということでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 野並享子君。

17番（野並享子君） 全然やっぱり答弁になっていませんよね。この預かり保育の550万円を削らなければ財政が成り立たないような状況ではないですね。基本的な姿勢ですね、結局は。そういう部分において、片や特別職の給料を引き上げるという部分のギャップを感じられませんか。

私は、この中主の預かり保育が専任保母から日替わりで保育体制になると聞いたときも胸が締め付けられるぐらい、子どもがどうなるのだろうという思いがしたのです。現地へ行って見ました。3歳児、ちょうどお昼寝から終わったところだったのですが、1人の子は泣いていました。1人の子はまだ寝ていました。1人は保母さんが抱っこして洋服を着替えさせるような状況です。あと、服を着替えている子やら、着替えて終わった子やら。泣いている子を見て、しばらく置いておいたらあきらめて泣きやむからという、そういう状況でした。「こんなに泣いてても、隣ではまだ寝てるんやな」と言うと、「そうやねん、あの子はよう寝るんやわ」と言っておられたのですけれども、私のところの娘が保母をしていましたので、その状況を言ったら「考えられない。泣いている子どもがあったら必ず抱きに行って抱っこして、ちゃんと抱き締めて不安を解消してやるというのが保育園では

当たり前や」と言うのです。幼稚園ではそれはもうほうっておいたら泣きやむからという。保育になっていないのと違いますか。それが、先生が毎日替わるという状況になれば、なおのこと不安になるのと違いますか。人が足りていない。保育園並みの保育ができていない。わずか550万円を削って、これで、いい子どもが大きくなって育っていくのでしょうかね。そういう人づくりを野洲がしようとしているのです。人権、人権と今おっしゃったでしょう。差別がある限りじゃなくて、現実に関心という状況を放置しておいて、どうして野洲の姿勢が一致するのですか。考えられないのですよ、本当に。言っていることとやっていることが一致していないから。教育委員会の教育センターではいったい何をされているのですか。他の地域で教育センターはどういう役割を果たしているのだろうかということで、草津や守山に聞きました。そうしたら、障害児教育やそういった、野洲のふれあい教育センターでやっているようなことをやっておられるのです。そうしたら、野洲にはふれあい教育センターがあるのだなと。だから、今現在の教育センターというのは何をされているのでしょうかという形になるのです。何か形だけ整えて、全然末端のいろんなところとかみ合っていないのではないのでしょうかねという状況です。これはまた総務常任委員会の中でも、また文厚の中やら常任委員会の中で十分に議論をしていきたいと思いますので、問題点の指摘だけをしておきます。

墓地公園の部分にいたしまして、2億6,000万円の基金をどうされるのですかと私は聞いたのに、基金条例でということ、また同じように管理棟の改修と墓園の整備しか言われませんでしたね。そんなの、2億6,000万円もかからないでしょう。どうされるのですか、この基金。これだけの基金があるのだったら、返してあげたらいいのと違いますか。何ら問題ないのと違いますか。全く未使用で返されたのですから。そんな声はいっぱい出ているでしょう。42万円でもまた売りに出せるのですから、言ってみたら、二重売りでしょう。検討をやっぱりしていただきたいと思うのですが、こういうような検討はできないのですか、財政の関係。条例改正で返還するというふうなことはできないのですか。条例上どうなのでしょう。その点をお尋ねいたします。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 野並議員の再々質問でございますけれども、今の永代使用料、3年以上不還付ということでございますけれども、これにつきましては条例規則の中で定まっております。今おっしゃっていただきます3年以上不還付というようなことも条例で定めようとするならば、制定はすることはできます。しかしながら、一応先ほど

申し上げましたように、3年以内の未使用で還付された方につきましては2分の1の返還、こうしたところで少しでも、使用料を納付していただいた方の負担の軽減ということも考えております。そうしたこともございますし、既に過去に16件の返還がございました。今回改正をしようとするならば、そうした方との兼ね合い等もございます。そうしたこともございますので、現時点では条例を改正して還付しようということは考えておりませんので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げたいと思います。

17番（野並享子君） 条例はできないのですかと言った。できるのね。それをしっかり言って。条例改正したら返せるのでしょうか。

環境経済部長（米澤 博君） 改正したら返せます。

議長（荒川泰宏君） 次に、第7番、本田章紘君。

7番（本田章紘君） 7番、本田章紘でございます。

議第25号平成18年度野洲市一般会計予算の管理総務費予算中、目13のコミュニティセンター費についてお尋ねいたします。

合併協議会で建設が決定されていることとして、コミュニティセンターひょうずの建設予算4億2,400万円が計上されております。本当に建設が必要な施設でしょうか。なぜならば、旧中主地域にはさざなみホールや中主公民館が存在しております。財政事情が厳しくなった現在、箱物を建設することは、建設に要する特例債の償還金とあわせて、その後の維持管理費が必ず発生することから、ますます歳出が増加することとなります。いま一度、本当に必要な施設であるのか、さざなみホールや中主公民館の活用を検討してからも遅くないと考えますが、見解をお尋ねいたします。

議長（荒川泰宏君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中重樹君） それでは、本田議員の議第25号平成18年度一般会計予算中の89ページのコミュニティセンターの建設についてのご質問にお答えいたしたいと思っております。

コミュニティセンターは、各自治会、学区の自治連合会を中心に運営されておりまして、地域住民の生涯学習や、あるいは地域コミュニティー活動の拠点として利用されております。また、災害時の活動拠点となるものであるという考えのもとに、今、ご質問にもありましたように、合併協議結果を踏まえまして、旧中主町地先にも整備を図っているものがございます。したがって、ご質問いただいておりますように、コミュニティセンターひょうずにおきましては、平成17年度に用地買収費の予算を、また、昨年9月議会で

土地の取得議決をいただき、現在、鋭意進めているところでございます。また、施設の計画にあたりましては、兵主学区内の自治会長を中心に多くの地域の活動団体の代表の方にも参画をいただきながら議論をいただき、計画的に進めてきたものでございます。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 本田章紘君。

7番（本田章紘君） 確かに合併協議会でそれなりの意思決定がなされて今進められていることは承知しているわけですが、今本当にこれだけの規模のものが必要なのか。また、今の答弁の中ではさざなみホールや中主公民館の位置付けはどうなるのかといったことがまだ答弁されておりません。そのことについては重ねてご答弁をお願いします。

また、行政評価システムという、今、市の方で事業の評価を行っているシステムがあるわけですが、今このような施設について事前に評価を行うならば、そして、本当に事前に評価したことが事後にそれだけの評価を得るものであるのかという検証をすること、こういったことこそ本当に生きた行政評価システムになるのではないのでしょうか。そこには当然民意を反映する、こういったことの内容が盛り込まれるべきであります。まず、今ある施設をどうするのか。さざなみホールの近くを通りましても、本当に使われている要素というのは見えないのです。あいた状態のときが非常に多い。一部の部分のみが使われておる。こんな状況ではないでしょうか。中主公民館においてもわかりであろう。

今ある施設をどうするかを検討せずに新しくどんどんつくっていくことの無理は必ず財政に影響を与えていく。そういったところの検討がどうなっているのか、改めて伺いたします。

議長（荒川泰宏君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中重樹君） 本田議員の再質問にお答えいたします。今ある施設をどうするのか、あるいは、先ほどの再質問の中でさざなみホールやら中主の公民館、この辺をどうするのだというようなことをご質問だったと思います。もちろん行政評価システム等の検証も含めということでございます。

現在、ご指摘いただいておりますように、合併した時点では、2つの町が合併しておりますので、それぞれの町にそれぞれのよく似た施設があるということは十分承知をいたしております。これは、合併した時点では、やはりそれをつくってこられた過去の経緯や、あるいは建てられた経過、利用者の思い等もでございますので、合併後は現在まで現状で利用していくということで進められてきたものでございます。しかし、今ご指摘もありますよ

うに、いろんな財政問題等もございます。今、行財政改革の計画策定等も、もちろん行政評価システムの導入も含めましてですけれども、そういったものの策定をしていかなければならないというのが、もう近い将来といいますか、近いうちでございますが、そういった中でそれぞれの利用状況や、あるいは利用者の意向も十分聞き取りながら施設のあり方を今後検討していく必要があるのだと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

議長（荒川泰宏君） 本田章紘君。

7番（本田章紘君） 中主公民館については建築されてから相当年数も経っております。しかし、さざなみホールは本当に立派な施設が残されている。これを活用しない手はないわけですね。そういったことの中でさざなみホール等を福祉的な施設としての活用もあわせて検討していくとか、早急に本当に利用していかないと、建物というのは使わないほどに陳腐化していくという状況もありますので、検討委員会なりが進められるならば、いつまでに大体そういった方向性を出していただけるのか、期間をあわせてお伺いしたいと思います。大体、早くしないと維持費ばかりがかかるということになるわけですし、設備は傷んでまいります。そういったことをあわせて、短期間での検討が必要であろうと思うのですが、ご答弁をお願いします。

議長（荒川泰宏君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中重樹君） ただいまの再々質問でございますが、期間を切れと、このようにおっしゃっているのですが、私の方からいつまでにということは今現時点では申上げられませんが、どうぞよろしくお願いたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、第9番、鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） 議第25号平成18年度野洲市一般会計について質疑を行いたいと思います。大まかに、財政管理費の中で基金積立金、あるいは人権啓発推進事業費、学童保育所運営費、また小学校管理費の中で施設改修整備費と幼稚園管理費の施設改修整備費についてお伺いしたいと思います。

まず、平成18年度予算は基金を13億1,800万円取り崩し、新たに市債を35億6,910万円発行することにより190億6,700万円の予算編成で18年度がいよいよスタートするわけでございます。

そこで、まず、1点目の財政管理費の中で基金積立金についてお伺いしたいと思います。18年度末の基金の現在高を申し上げますと、財政調整基金で6億5,875万1,00

0円、また減債基金にいたしましても75万4,000円、減債基金におきましてもかなりの基金が使われているということでございます。そしてまた、特目基金におきましても3億3,850万円というような形で表れております。ちなみに、私がまず心配いたしますのは、年々公債費の償還額もふえてくる昨今におきまして、今回の場合は合併特例債等の充当によりましてそれだけの予算編成ができたものでございますが、18年度におきましてはそれはそれなりのなにごとでございますが、それ以降の19年度からの予算編成、先のことを心配して誠に申しわけございませんが、これだけの基金が減少している中で中長期的な予算編成の考え方というのはどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

次に、人権啓発推進事業費の中で滋賀県JR線人権啓発推進連絡協議会費として1万円の予算が計上されております。私はその予算の額をどうのこうのという議論はいたしません、この滋賀県JR線人権啓発推進連絡協議会たるものがどういう性質のもので、どのような使途に回されているのか、不思議でなりませんので、お尋ねしたいと思います。

次に、学童保育所運営費でございますが、いよいよ平成18年度より管理者制度が発足いたしまして、この学童保育所も指定管理者制度として移行し、運営されるわけでございます。保育所の運営総額として1億2,149万円という予算を組み立てております。ちなみに、指定管理料が1億1,949万円でございます。中主、野洲、北野、篠原、三上及び祇王、またあるいは障害児受け入れ環境改善事業200万円として上がっておりますが、指定管理者制度が初めての運営でございますので、各学童保育の児童数、あるいはその学童保育所に対する予算措置はどのように行われていくのかをお尋ねいたします。

次に、小学校管理費でございますが、野洲小学校、また野洲幼稚園におきましても、PFI事業により、すばらしい園舎、あるいはすばらしい校舎が新築され、子どもたちも伸び伸びと学び舎の場として学んでいるということは、私も見ていて非常にうれしく思っているところでございます。その中で、小学校施設改修整備費として1億2,628万3,000円、あるいはその詳細を見ますと、PFI施設維持管理委託料3,606万2,000円、そして施設整備委託料として8,305万8,000円ということが小学校施設改修整備費の中で出ております。私も、このPFIにつきましましては皆さんと共にさまざまな議論を重ねてまいりました。ちなみに、施設の維持管理というのはどの部分を指しておられるのか。そして、施設整備委託料、整備というのはどの部分を整備されたのか。そしてもう一つは、完成してまだ時間的にも浅いわけですね。人間がやることですから、必ずその中で瑕疵が発生しますね。そうした瑕疵というものが発生しているのか、していな

いのか。その辺をお尋ねしたいと思います。

次に、幼稚園管理費の件ですが、これも同じく改修整備費として4,137万6,000円。内訳を見ますと、先ほど小学校で触れたように、維持管理1,175万4,000円、そしてまた整備委託が1,562万5,000円という改修整備費がかかっております。ちなみに、建物を維持するためには年間にどうしてもこれだけの経費がかかってくるという前提のもとで組み立てられているのか、それとも前年度の実績を見て組み立てられたのか。本田議員がただいま質問をされましたように、建物に関しては、箱物に関しては常にこれだけの維持費がかかるということを念頭に入れて考えていかなければ、後々大変なことになってきます。莫大な出費がかさんでまいります。私が経験しましたところによりますと、あの立派な野洲の文化ホール、築後4年で屋根の防水かわらをふき替えたでしょう。そういうような問題が発生してくるということも考えられますので、ただいま申し上げましたことを参考に一つ明快な答弁をお願いしたいと思います。

以上。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） それでは、鈴木議員の平成18年度一般会計予算についてのご質問の総務部に関係いたします部分を私の方からお答えさせていただきます。

まず、1点目の基金積立でございますが、議員がご指摘されるように、平成18年度では財政調整基金を4億1,000万円、公共施設等整備基金を5億4,500万円など、合計で13億1,800万円を基金から繰り入れて予算を編成しております。この結果、平成18年度決算見込みでは基金が、先ほど鈴木議員が言われたように、残りがわずかとなるため、平成19年度以降は基金に頼ることのない予算編成が求められております。こういう中で、先ほども市長が答弁しましたように、今年度中に財政健全化計画を策定し、市民の理解と協力を得ながら、継続的な歳入の確保と歳出の見直しによる大幅な削減を実施していきたいと考えております。

続きまして、2点目の人権啓発推進事業費につきましては、市の人権施策審議会の開催に伴う経費の他、広く市民啓発に必要な経費と人権啓発関係団体等への負担金を計上しております。お尋ねの滋賀県JR線人権啓発推進連絡会負担金につきましては、この連絡会の構成でございますが、滋賀県をはじめ県内のJRの各駅が設置されている市町、そしてJR京都支社等で構成する団体であります。その設置目的は、構成団体が協力・連携し、同和問題をはじめとするあらゆる差別の撤廃に向けて、県内JR線での人権啓発の推進を

図ることあります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） 鈴木議員の学童保育所の運営費の件につきましての答弁をさせていただきます。

学童保育所の運営につきましては、先ほどおっしゃいましたように、平成18年度から指定管理者制度で野洲市社会福祉協議会に指定委託いたします。予算につきましては1億2,149万円で、前年比で申し上げますと約3,400万円の増額になっております。これは、児童数が約90名近く増加したこと、また、障害児加配に伴う指導員の増員が必要になったことによる人件費の増額が主なものでございます。

それから、各学童ごとの児童数並びに予算についてというご質問でございましたので、答弁をさせていただきます。

まず、野洲でございます。

9番（鈴木市朗君） 中主から順番に言って。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） 中主から。はい。中主学童でございます。人件費8名分で……。

9番（鈴木市朗君） それはいいわ。児童数と中の内訳の金額だけ。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） はい。児童数は90名でございます。歳出の計は1,833万7,600円でございます。次に、祇王でございます。児童数は113名でございます。それにかかる予算は2,245万8,100円でございます。次、篠原が、児童数が51名でございます。予算が1,538万5,800円でございます。続きまして三上、児童数が44名でございます。予算は1,491万8,200円でございます。続きまして北野、児童数が117名でございます。予算は1,992万300円でございます。最後に野洲、児童数は119名で、予算は2,786万7,300円でございます。その他、ボランティアの派遣代や緊急通報システムの管理料とかの共通経費が60万2,400円。締めまして1億1,948万9,700円でございます。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 鈴木議員の4点目、5点目の小学校の改修整備あるいは幼稚園の施設改修費の委託料について答弁をさせていただきます。

質問にもありましたように、これにつきましてはPFI関係で平成16年度に完了した事業でございまして、お尋ねの施設整備委託料につきましては建設費用を20年分の契約で割った経費でございまして、並びに維持管理費、これにつきましてはいろいろな業種に分かれております。1つはやはり建物の保守管理業務、あるいは施設の保守管理業務、あるいは長期的な営繕修理ということで、例えば屋根の防水の修理、そうしたものも含めての経費でございまして、これにつきましても20年間の総額を割ったものでございまして、今年度分の経費を計上したものでございます。

そして、瑕疵があったかということでございます。建物の本体には瑕疵はございませんでしたが、平成16年10月だったですか、協議会でも報告させていただきましたように、体育館に入るスロープのところでしゃぶコンの関係で容量が少ないという関係でございましたが、それについては責任を持って業者に直させましたので、報告といたします。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） まず、財政の方からお伺いしたいと思います。

私も申し上げましたように、基金の残高がここまで使い果たされたということは、これはもう現実でございます。ただいまの総務部長の回答によりますと、19年度からは基金に頼らないというような回答でしたね。当然財政改革という名のもとに先の中長期的な予算編成をされると思いますが、そこで、1つお伺いしたいのは、18年度でもこの合併特例債を使って事業進捗を図っていくということでございますが、この19年度以後のこの合併特例債の用途というのは、見込みですね、これはどのように考えておられますか。いずれはこの部分についても償還が伴ってくることでございますので、慎重にやっていかなければならない問題だと思います。これも、インフラ整備等による特例債の利用というのは、これは大変大事なことでございますので、19年度以降の特例債の項目を挙げていただきたいと思っております。

次に、人権啓発推進事業で、何かわけのわからないような回答をいただきましたが、滋賀県内に設置されているJR線に対する同和問題の啓発事業費に充てられているというようなことでございますが、金額は1万円だからどうのこうのという、金額の問題じゃないということは先に私も申し上げましたが、ちなみに野洲としてはこの各線の協議会の会費を1万円出して、JRから、どのような事業をし、どのような啓発を行ったという当然報告書が来ますわね。お金を出しているのだから、事業をしたら報告をもらうのは

当たり前ですね。できたら、その報告書を見せていただきたいと思います。

そして次に、学童保育所運営費でございますが、これは指定管理者制度に移行し、社会福祉協議会の事業として取り組んでいただいておりますが、今、詳細にわたって新設丁寧にお教えいただいたので、それなりの納得がいきましたが、この中で保護者負担というのが当然入ってくると思うわけですが、この保護者負担というのはちなみにどれだけの額になってくるのか、その辺をお教え願えたらありがたいと思います。

そして、今までよく学童保育所に預けておられる保護者の方からさまざまなお話を聞くわけでございますが、例えば1つ例にとってみますと、野洲の学童なんかは教育委員会とうまくタイアップして、空き教室等の利用をさせていただいて、夏休みや冬休みの一気に子どもがふえる対応をしていただいたということは若干聞いてはおるのですが、そうした中で、学童に子どもを預けるといのは、やはり親が社会進出なり女性の社会参加による1つの大きな少子高齢化対策の一環だと私は思うのです。ですから、この野洲の学童について定員が云々、また、社会福祉協議会の対応が非常に難しいとか、そういう話を聞くわけでございますが、100%オールマイティーとはいかないわけですが、その辺は安心して考えていたらいいわけなのですか。再度回答をお願いいたします。

次に、小学校、幼稚園の管理費でございますが、これは20年間にわたって管理会社と委託契約をしているということですね。これはよくわかります。ただ、その委託契約をしているから必ずしもそれにやっていかなければいけないということは、それはある程度の認識は僕もしております。当然その当時PFIでさまざまな議論をしてきた1人ですから、それはわかる。でも、本当にこれだけの内容、現在の内容から見て、この金額が本当にいいのか、悪いのか。いいのか、悪いのかというより、値打ちがあるのか、値打ちがないのか、その辺の議論を今回は僕はしていきたいなという思いなのです。例えば維持管理、整備ですね。簡単な雨漏りだったら直していただくということがございましたよね。その簡単な雨漏りですと、これは当然瑕疵になっていくと思うのです。やっぱり保証期間というのがあるわけですから、これは当然瑕疵になるわけですね。その辺のはざまというのが非常に難しいと思います。ですから、例えば維持管理にしては端的にどういうことをしていただいた、施設整備に関してはこういうことをしたという実績報告書が当然教育委員会の方に来るわけですね。ただ単に契約したからといってお金を出すわけじゃございませんから。その中でやはり精査してこの分を予算化されているわけですからね。ですから、そういうような内容を再度お答え願いたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどもお答えいたしましたように、19年度以降の市財政は厳しい状況にあります。こういう中で19年以降の合併特例債の用途はどのように考えているのかというご質問でございますが、先ほども申しましたように、今年度18年度中に財政健全化計画を策定いたします。そしてから、これも同じく今年度からかかっているわけでございますけれども、総合計画、そしてまた国土利用計画、都市マスタープランを18年度中に策定いたします。このような計画、またはそれ以外の基本計画的なものを新市において今現在策定しておりますので、この辺を総合的に見、今現在のところ、合併特例債については新市まちづくり計画の中で事業をいろいろ見ております。そういう中で、大きな事業といたしましては駅前排水の対策事業、またサブゾーンの排水の対策、河川改修事業、さまざまあるわけでございます。そういう中で、先ほども言いましたそれぞれの計画等をやはりもう一度検討し直し、こういう中でまた本市の中長期の立場に立った財政状況を勘案しながらこの特例債の用途を考えていかなければならないと考えております。しかし、何分他の起債に比べまして充当率が95%、そして交付税算入率が70%、この部分につきましては旧中主の対象事業ということになるわけでございますけれども、他の起債に比べて有利な条件がございますので、その辺も勘案しながら、そしてそれ以外の補助金、起債等々も検討しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。保護者の負担はというご質問でございました。

保育料の収入ということでございまして、予算1億2,149万のうち4,722万3,000円が保育料の収入となっております。

それから、今後の方策というのですか、支援の方向なのですけれども、もちろんこの指定管理制度に移行した意義を十分勘案しながらも、女性の社会進出のためにも、そしてまた子育て支援のためにも、この民間の活力を生かしまして柔軟に効率的に運営をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 維持管理業務の関係でございますが、これにつきましては当

初やはりこの維持管理は市独自、業者だけの相談で決めたものではございません。審査会というものを持たれておりました。弁護士、あるいは1級建築士、あるいはまた町が審査を経て決められたもので、管理する受託サイドの意見のみで決まったものでないので、その点は申し添えておきます。

そうした中で、申しわけございませんが、このPFIの事業で総事業費につきましては37億8,339万5,000円ということで、施設整備では28億2,409万7,000円でございます、維持管理で9億5,629万8,000円ということで、そうした中での維持管理費用でございますが、先ほども答弁をさせていただきましたように、1つは建物の保守管理業務ということで、空調、環境の測定業務、あるいは病虫害の駆除業務、あるいは屋上の緑化管理業務、あるいは建築設備全般の毎月の巡回監視業務等々、そしてまた設備の保守管理業務ということで、受変の電気設備保安の業務、あるいは消防施設の保安業務、あるいは受水槽の清掃業務等々の、そしてまた小学校ではエレベーター等も設置しておりますので、そうした昇降機の保守業務というようなすべての保守業務、また、長期の修繕業務といたしまして防水工事、あるいは外構工事等、そしてまた清掃業務等の主な内容で、詳細については多くの業種にわたって一つひとつ項目を定めておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（荒川泰宏君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） まず、基金の問題ですが、ただいま部長からの答弁の中にありましたように、今後におきまして合併特例債の利用見込みということでは、新市まちづくり計画に沿ったそのような中での特例債の利用という、それをお聞きしたわけでございますが、代表質問でも申し上げますが、駅前排水対策、またサブゾーンの排水対策等、さまざまな要因が新市まちづくり計画の中で発生してくると思っております。そうしたことを念頭に、やはり合併特例債というのは本当に我がまちに関しましては貴重な財源でございますので、きちっと精査し、住民に納得してもらえよう用途を考えていかなければならないと思っております。これはもう回答は要りませんので。

それと、次に人権啓発推進事業の中でJRからの報告書がどのような形になっているのか。やはり支出した以上は報告をいただかなければ、金額はいかにしても、これは税金を支出するわけですから、報告書があれば、報告書の内容を確認したいと思っております。

それから、学童保育の関係ですが、いずれにしても、これからいい子どもを育てるため、

また女性の社会進出、あるいは少子高齢化対策という大きな役割を担っている事業でもございますので、いずれにしても野洲市内の子どもが、申し込みがあれば全員こういう保育所に入所できるような施策ですね。今、高田次長からの回答の中で効率化を図ってという回答でもございましたので、その辺を私も期待しておりますので、答弁は要りませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、PFIの関係なのですが、これもよく知っております。実は審査委員長も、今だから申し上げますが、私のところの身内が審査委員長をしておりました。ですから、弁護士の先生もさまざまな方々、私もよくこのPFIの問題に関しましてはここにいらっしゃる議員の皆さんと共に議論もしてまいりましたので。一番私が心配するのは、今は大きな瑕疵が出てこないと思うのです。これが20年、例えば12、3年ぐらいで、当然一番心配するのは屋根ですね。その辺でやはりどのようなことになるか、それを私は一番懸念しているのです。例えばこの中で、ちょっと僕は忘れたのですけれども、再度確認の意味でお伺ひしたいと思ひますが、そうした大きな瑕疵が出た場合、その負担分はどういう形になっていくのか、再度答弁をお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 総務部次長。

総務部次長（田中正二君） 鈴木議員のご質問にお答えさせていただきます。

JR沿線のいわゆる啓発負担金につきましては、これは5月25日に、先ほど言いました17構成団体が総会をし、事業計画、予算案、決算案、これを認定しておりますので、JRに納めてというのではなくして、その会議の中できちっと、担当者会議なりそういった総会の中で確認、また幹事についての予算についても代表幹事がチェックをする、こういうような形で総会でもってさせていただいております。活動内容につきましては、JR沿線の駅頭啓発を年3回、また担当者会議、それから研修会ということで、今年は2月3日に歴史民俗博物館の方で、職員で朝鮮人街道について学ぼうということで研修会をさせてもらっております。また、予算内容につきましては、啓発用品、それから研修会費、印刷費、事務費ということで、通信運搬費関係、それから、啓発では差別落書きに啓発の防止シールをつくって、それぞれ持っております公共施設に、便所のところでも張り紙のやつが出ていると思うのですけれども、これも児童・生徒の作品を載せたシールで駅の便所等公共施設のところシールを張って、落書きを許さない展開をしているものでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 鈴木議員の再度の質問で、一番心配されております長期的な修繕計画ということでございます。

これにつきましては、？体の鉄骨舗装、あるいは屋根の防水、とい・壁塗装、あるいはまた内部の床のフローリング等の修繕もこの経費に見込んでおりますので、回答とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を2時50分といたします。

（午後2時29分 休憩）

（午後2時50分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第18番、小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） 議第26号国民健康保険特別会計予算についての質問を行います。

本会計では、議第18号国民健康保険税条例の改正によりまして、国民健康保険税の介護保険分の値上げを見込んでおります。この介護保険分につきましては介護給付費納付金を被保険者が負担するものでありますが、それだけでなくも国保医療分の国保税と共に、被保険者にとりまして既に極めて高負担となっています。18年度は医療分については税率を維持するというものでありますが、そこで、お聞きいたします。

1点目に、今言いましたように、既に野洲市の国保税は支払い限度を超えていると考えますが、これについて、まずはじめに、どのような見解をお持ちなのか。なお、今回の国保税、介護保険分の値上げによる影響額、総額についてお聞きいたします。

2点目に、また本市でも、会計を見ますと滞納繰越約3,500万円があります。これによりまして、関連します資格証明書と短期保険証の発行も年々ふえてきています。このような傾向についてどのような分析をされているのか、これもお聞きいたします。

3点目、この関係で、滞納があるからといって安易な徴収を進めているのは問題と考えます。この件では一昨年2月、厚生労働省が都道府県に対して収納対策緊急プランの作成についてを指示しております。この指示そのものは、資格証明書を発行していない自治体にこれを強制する手段としての性格がありますが、しかし、一方で自治体によりましては、これを市民の立場に立った要項を作成しているところもあります。野洲市の場合、制定されているとは思いますが、本予算案、滞納との関係でどう反映されているのかをお聞きい

たします。

4点目に、ご承知のように、小泉内閣が進める医療制度の改悪で、70歳以上の高齢者の医療費窓口負担は今年10月から、現役並所得者はこれまでの2割が3割負担になります。また、療養病床に入院する70歳以上の人は食費・居住費が保険対象外となり、長期入院の場合、入院費は約3万円もの値上げとなります。このように、新年度である平成18年度は市民は一層国保税や医療費負担が強化されます。10月からの実施の現役並み高齢者の3割負担、あるいは療養病床入院の食費・居住費の保険外適用による保険給付費の軽減はどれくらい見込んでおられるのか。また、これらの影響を受ける対象数なり負担額はどれくらいと算定されているのかをお聞きいたします。

5点目に、以上総じて質問であります。この本会計を見る限り、この会計に基づく国保運営では、被保険者は税の支払い、あるいは医療費負担も大変であります。そこで、再三言っておりますが、国民健康保険税の引き下げや、また、12月議会にもお聞きしましたが、医療費減免の制度を早期にすべきと考えます。これまでの答弁では「今後、一定の方向性を出したい」と答弁されましたが、その後の協議の状況、あるいは実施の時期の目処等についてどう考えておられるのかをお聞きいたします。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） 小菅議員の野洲市国民健康保険特別会計予算についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目につきまして、国民健康保険は、これまでも申し上げてまいりましたように、相互扶助の制度でございます。加入者の皆さんの医療費の一定割合を給付するために、その財源の一部を保険税という形でご負担いただいているわけですが、現行の医療給付制度を維持していくための適切な負担をいただいているものと認識しております。また、平成18年度の国保税介護保険分の税率改定による影響額は、賦課総額で約800万円の増、1人当たり賦課額では1,581円増の2万4,778円を見込んでおります。

次に、2点目の資格証明書と短期被保険者証についてでございますが、4月1日当初の発行件数が近年増加傾向にあるのは事実でございます。景気動向の影響が皆無とは言えませんが、国民健康保険の加入者自体が年々増加しており、国保加入世帯数に対する資格証明書や短期被保険者証の交付割合が5%から6%とほぼ一定で推移していることを考えますと、加入者増による影響の方が大きいのではないかと思います。

3点目の収納対策緊急プランにつきましては、野洲市では策定をしていませんが、収納

率向上に向けた取り組みについては、納税推進室を設置し、平素から積極的に推進をしているところがございます。今後も継続的に取り組みを続け、結果としての収納率アップを目指していかなければならないと考えていますが、過度な期待により高収納率を見込むことは、結果として国保財政に悪影響を及ぼすおそれがあることから、平成18年度予算におきましては、平成17年度実績ベースの収納率で積算をいたしております。

4点目の現役並み所得高齢者の3割負担並びに療養型病床入院の負担見直しについてお答えします。

まず、療養型病床についてでございますが、現在の国保システムの統計分類には療養型病床のキーワードが存在しないことから、機械的な検索ができず、月2万件の診療報酬明細書を手作業で検索する以外に正確な推計ができない状況となっております。ただ、医療保険を用いた療養型病床への入院ケースはまれであり、該当しても介護保険などへ移行するまでの短期間の入院がほとんどでありますことから、影響額はごくわずかであろうと考えております。

また、現役並み所得を有する高齢者の負担割合見直しによる平成18年度の影響額でございますが、影響を受ける人数は約90名、影響額については制度施行後保険給付が発生する5カ月間で約130万円を見込んでおります。

最後に、5点目の保険税の引き下げ並びに医療費減免制度についてお答えいたします。

まず、保険税につきましては、翌年度給付が見込まれる医療費総額から逆算をして税率の設定をしているところから、結果として税率が下がることもあろうかと思いますが、医療費が年々増嵩する現状において、現行制度下では基本的に増加傾向にあると言わざるを得ません。現在国会で審議されています医療保険制度改革が、今後保険者にとっては負担が軽減される方向に作用すると考えられることから、改革の行方によっては税率の引き下げも可能性として考えられるところです。

医療費の減免につきましては、12月議会でも申し上げましたが、国民健康保険法の第44条につきまして、県下13市で構成する滋賀県都市保険年金連絡協議会においても検討課題となっております。同連絡協議会では、現在進められている医療制度改革等を踏まえた上でその方向性を見定めていくということになっており、また、減免基準の取り扱いについても議論が熟していないことから、まだ具体的な結論を出せる段階には至っておりません。本市においては、今後、都市保険年金連絡協議会での議論をもとに、国民健康保険運営協議会において議論をいただき、一定の方向性を出したいと考えております。

以上、小菅議員のご質問に対するお答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） 簡単に再質問を行います。

先ほど言いましたように、国民健康保険会計、この予算案ですね、同時に前提の国保運営、この基本は、これまで再三言っておりますように社会保障制度でありますので、そういう意味で市民の立場に立つ国保運営が必要だと私は思います。そういう意味で、国保会計、国保運営を考える場合にやはり国保税率の設定、それと、今お話ししました納税、この2点が大きな問題になると思うわけなのですけれども、それで、納税について少しお聞きしたいと思います。今、答弁では、滞納ですね、一定増加傾向であるが、被保険者がふえているので、そこが原因していると言われましたが、これは少し調べましたら、国保税の滞納の推移、例えば滞納額、現年度分だけですがけれども、平成14年度で4,676万円、それが17年度で5,906万円、1,300万円ほどふえているのですか。それに基づきまして短期保険証と資格証明書、短期証では平成14年度では173件が17年度では258件、資格証明書、これが159件から185件。短期証と資格書で平成17年度は約440件ですね。これほどあるのです。

そういう意味で、私が言いたいのは、この国保会計を見ましても、これまでの行政の姿勢、結論的には滞納即保険証取り上げという姿勢に立っているのではないかと、そう理解するのです。だから、言いましたように、もっと市民の立場で滞納対策を行うべきだと思うのです。それで、野洲市にも国民健康保険被保険者資格証明書交付要綱というのがございますね。この基準を見ますと、資格証明の発行については規定があいまいだと思うのです。これを見ましたら、税を納められない特別な事情のある場合には申請せよということではありますが、これだけで規定をしますと、保険税が納められるのか、納められないのかというのは担当職員の主観に頼らざるを得ない。悪く言えば、運用の中で恣意性が発生するあいまいさ、こういう心配があると思うのです。結局、現在、これまでからの答弁等をお聞きしていると、滞納期間、滞納額、これだけが資格証明書発行の判断基準の材料とされていると思うのです。それでは、さっき言いましたように、短期証、資格証、合わせて実に440件ですか、こうなるのですね。これはやっぱり、野洲市より多いところもありますが、野洲市はこの種の発行はかなり多いのです。

だから、言いたいのは、こういう基準では取り立てということが目的になってしまうので、もっとこの種の発行の基準の明確化をすべきだと思うのです。多分ご存知だと思いま

すが、先ほど言いました、厚生省が基準を明確にせよと言ったのは、どちらかといえば、私から見れば取り立てを目的としている性格もありますが、しかし、これに基づいて地方自治体によってはきめ細かな徴収基準というか、発行基準を定めているところがあるので。ちょっと遠くですが、北海道の旭川、例えば帯広市といいますと、特別な事情に該当するにあたってはきめ細かい基準を設けておられるのです。例えば業者であれば、売り掛け債権の回収が不能な場合、仕事の発注が減少した場合、国保税を納めれば生活困難になる場合、全体として特別な事情とはおおむね生活保護基準と。こういうようなものを決めておられます。言いたいのは、違うのは、野洲市の判断だと思いますが、滞納期間、滞納額だけの判断ではなく、実際の諸要因を取り入れているということですね。この判断でいきますと、保険証の資格証明書や短期証はこの旭川市、帯広市ではほとんど発行されていない。多くの場合、この事情に当てはまっているのです。

言いたいのは、市民の目線で行政運営、対応がされている。このことは以前にもたしか言ったと思いますが、今は合併して市町村数が減っていますが、合併前の県下50市町村、このとき、約半数の自治体では短期保険証や資格証明書はほとんど発行していないのです。自治体間でもこのようなアンバランスがあるということは、先ほど介護保険のところでも言いましたが、野洲市の場合はこの国保の基準にしても介護保険の基準にしても、国の言われたとおりで、市民の立場に立った運用がされていない。そういう意味で、言いたいのは、今言いましたように、きめ細かな基準を定めて、現在の、私から言いますと取り立て主義をやめるべきだと思うのです。それについてのご見解をお聞きします。結局旭川市、帯広市、こういうきめ細かなことをやっているからこそ、逆にここが滞納が多いということではないのです。そもそも納税相談というのは、ある意味では取り立てが目的ではないのです。親身に相談に乗って、どう納税を高めるかということが目的ですので、こういうきめ細かな基準を市民の立場でつくる必要があると思いますが、お聞きしたいと思いません。

それで、もし先ほどの答弁で聞き逃していたら申しわけないのですけれども、10月からこの国保会計予算案を見まして、後段は言われたと思うのですけれども、70歳以上の3割負担、これの保険給付費、これは減るのですけれども、この会計に反映されているかどうか、これをお聞きしたいと思えます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） まず、第1点目の資格証明書と被保険者証の基準

のことですけれども、小菅議員も調査されておられますように、本市では交付基準を設定しております。ただ単に1年間納付がないというだけではなくて、一部納付や分納誓約によって過去の滞納分の納付を行っている世帯につきましては短期被保険者証に変えていくというふうに、納税相談というのが一番の目的でございます、あくまで取り立てということではないというふうに自分のところでは考えておりました、やっぱりあくまで制度上、相互扶助の制度でございますので、この制度は続けていかなければならないと思っておりますことによりまして、納税意識の高揚を図っていきたいと思います。

それから、第2点目の70歳以上の現役並みの所得を有する高齢者の負担割合でございますけれども、影響を受ける人数は約90名で、影響額については5カ月間で130万円を予算に見込んでおります。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） だから、先ほどの再質問で言いましたように、野洲市におきましても国民健康保険資格証明書等交付要綱もありますし、同時に、他にも短期保険証の交付基準ですか、この種のやつはあるのですけれども、先ほど言いましたように、この交付基準は期間、おおむね何カ月納付をしているか、していないか、そういうことによって交付の基準が定められているのですけれども、それだけでは市民の立場に立たないのではないですかとお聞きしたわけでありまして、旭川市、帯広市、全国他にもありますけれども、されていますように、その特別な事情というきめ細かい基準を定めて、そこで判断する。そうすれば、これらの市ではいわゆる、言い方は悪いですが、文字どおりの悪質滞納者以外しか資格証明書を発行していないのですね。今日の状況を見れば、多くの場合は、先ほど言いましたように、自営あるいは生活等々で納付が大変な基準にほとんど当てはまるのです。だから、私は野洲市の場合でも短期保険証、資格証明書、約440件ありますけれども、ほとんどの方が私は悪質滞納ではないと思います。今の野洲市の基準でいけば、基本的に期間と金額で発行の基準をされているからこういう数字になってしまうのであって、改めて、先ほど次長が言われたこういう期間の問題じゃなくて、きめ細かな要綱なり制定なり改正を検討すべきだと思うのですけれども、そこがお聞きしたかったわけでありまして、もう一步踏み込んでぜひ答弁していただきたいと思うのですけれども。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） 小菅議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、本市では資格証明書の交付要綱、そして短期証の交付基準を定めておりました、そこに詳しく有効期限、交付基準を定めておりますし、小菅議員もおっしゃられましたように、過去1年間納付がないということで、納税相談にも来られない方、そして分納誓約にも応じられないという、いわゆる悪質な方に対してのみ資格証明を発行しているところですので、よろしく願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、第8番、三和郁子君。

8番（三和郁子君） 議第31号平成18年度野洲市墓地公園事業特別会計予算について伺います。

さくら墓園は昭和62年に建設着工、平成元年に開園されました。北櫻、南櫻地区の皆様のご理解とご協力をいただいたおかげと感謝申し上げます。4平方メートルを1区画とする1,576区画を有するさくら墓園は、立地条件、景観も申し分なく、野洲市に移住してこられた方や高齢化に伴う皆様の要望により、現在1,147区画の契約が進み、好評をいただいている事業と認識しております。さて、本予算中、款1の墓地公園整備事業費の土質調査委託料80万2,000円、及び工事請負費1,800万円の詳細をお伺いいたします。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） ご答弁申し上げます。ご質問の墓地公園整備事業費につきまして、お答えをさせていただきます。

工事請負費につきましては、先の野並議員のご質問にお答えしたとおりでございますけれども、モニュメントでございますが、墓地公園計画当初から公園中央部は既存墓地に当たるため、「慰霊の丘」を設け、公園のシンボル広場に「日の出の塔」、その西方向に「日の入りの丘」を設置し、公園の修景物とすることを計画されておりました。このことから、公園中央部奥側の築山に「日の出の塔」として石づくりによる高さ5ないし6メートルのモニュメント、また「日の入りの丘」に「日の出の塔」と対になるようなもの、また、「慰霊の丘」に旧埋葬地を表示するものがないため「慰霊の丘」の碑を設置するよう計画しており、合計1,800万円を計上しておるものでございます。また、土質調査委託料につきましては、「日の出の塔」のモニュメント設置が築山の上となるため、その土質調査として機械ボーリング、標準貫入試験、運搬仮設費等の調査費、合計80万2,000円を計上しておるものでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 三和郁子君。

8番（三和郁子君） 先に他の議員が質問しておりますので、重複しないように再質問をさせていただきます。

モニュメントの1,800万円の建設予算が出ておりますけれども、このモニュメントのデザイン、そして材質、完成の予想など、図面の提示をお願いしたいのですが、説明もあわせてお願いいたします。

そして、土質調査委託料の80万2,000円についてですが、これはモニュメントの建設予定の盛り土をした築山ということですが、このさくら墓園建設時のときに建設設計あるいは施工内容を確認すれば、築山に使用されている土の種類や盛り土構造は把握できると思うのですが、いかがでしょうか。改めて土質調査をしなくても、一般的にはモニュメント建設可否の判断はできると考えられますが、所見をお伺いいたします。ただし、5メートルの石づくりの塔を建てるという先ほどの答弁がございますが、土の固さが基礎打ちには大変これは重要です。土の圧密度を調査するには貫入試験については必要な試験だと思っております。

それと、石づくりのモニュメントの予算、建設予定の中に石づくりで「日の出の塔」「日の入りの丘」というふうなものを含めた中の1,800万円というふうにお伺いしましたが、その内訳等は金額は出ておらないのでしょうか。それとあわせて土質調査、これにつきましても機械ボーリング、貫入試験等々に80万2,000円というふうにおっしゃいましたが、これにつきましての内訳ももう一度お尋ねいたします。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 三和議員の再質問でございますけれども、まず、モニュメントのデザインでございますが、デザインとしては今のところ、先ほどにご答弁させていただきましたように、石づくりによります高さ5から6メートルのモニュメントということでございまして、石の種類につきましては、今のところ御影石を使用するというところでございます。

それとあと、盛り土の土質調査、ボーリング調査、「日の出の塔」を公園のシンボル広場に設置するわけでございますけれども、そのボーリングをさせていただきますのは、もともとあった土地に今のモニュメントを建設するということではございませんで、一応さくら墓園の工事、シンボル広場を盛り土をしております。そうしたことから、それなりの、5から6メートルのモニュメントということでございますので、やはりボーリングし

て土質調査をしなければ強度等がわからないので、一応そうしたことでボーリング調査をしまして盛り土の土質の調査をするということでございます。

それとあと、金額の方でございますけれども、モニュメント、「日の出の塔」につきましては今、見積もりをいただいておりますけれども、約1,020万円でございます。それとまた、「日の入りの丘」の方の予算でございますけれども、これも約360万円。それと、「慰霊の丘」の方につきましては、これも約でございますけれども、40万円ということで計画をさせてもらっております。あと諸々のそうした基礎運搬等諸経費等々を合わせまして1,800万円という見積もりをさせてもらっておりますのでございます。

失礼しました。土質調査の方でございますが、先ほどご答弁させていただきました土質調査につきましては、機械ボーリング、また標準貫入試験、運搬仮設費等の諸経費につきましては53万円、それと諸経費が27万2,000円、合わせまして80万2,000円ということで予算を見させていただいております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

失礼しました。図面の方の提示ということでございますけれども、今のところ、図面としては今の段階では作成はできておりませんので、また今後早急に作成しまして進めてまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 三和郁子君。

8番（三和郁子君） 今、経費を伺ったわけですが、見積もりが出ていたらデザインがわかるはずなのですが、デザインがわからずして、ただ御影石等々でこれだけの費用、「日の出の塔」が1,020万、「日の入りの丘」が360万等々を今言われましてけれども、「慰霊の丘」が40万というふうに言われましたが、これ、見積もりが出ていないのに、こういう費用が、図面が出てこないのでしょうかね。これをまずもう一点、しっかりご答弁をお願いいたします。

それとあと、機械ボーリングということで、あと標準貫入試験ですか、これ等々で53万円。このボーリングはどのぐらいの深さまでされるのでしょうか。このように立派な建設物は、つくればつくるほど、土木や建設型行政とか箱物行政と市民の皆さんから批判が生じると思うのです。これは皆さんの共感、理解を得られないのが今のこの社会、ご時世であると思います。ほどほどが肝心かなというふうに思いますが、合わせて2,000万近いお金がここで必要かどうか、本当にしっかり吟味がまだまだ必要だと思います。

それと、墓地使用者が納入した使用料、これは永代で42万円で、管理費が6,000円というふうな、こういう方たちからの今1,147区画ですね。これだけの方たちの理解が得られるものかなというふうにも感じるのです。先の議員の質問の中では、検討委員会を設けているというふうなご回答もありましたけれども、どのような検討委員会、どのような方が入っておられるのか、お尋ねいたします。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩。

市長（山崎甚右衛門君） 休憩じゃなくてもよろしいよ。

議長（荒川泰宏君） よろしいか。休憩前に引き続き会議を開きます。

市長（山崎甚右衛門君） 部長がずっと一連の説明を申し上げましたけれども、1,800万の金額の高い安いじゃなしに、若干本質から外れますけれども、あの墓地の形態を頭の中に描いていただきますと、今新しく墓園になっているところはもともと大山川という河川敷なのです。今建てようとしているところはもともと、小島先生がおいでですが、南櫻と北櫻の墓地の跡で、ましてこの墓地は土葬でございまして、散在型、どこの墓地はここ、ここという区画がないままに新しいところ、新しいところを埋めていった墓地でございまして、あの墓地公園をあそこにするときその墓地を集骨したのです。全部掘り起こしたのです。掘り起こして骨が出てきた分の骨を集めて、今建てようとしているところか横かは知りませんが、今のもとのあそこから入ったところの正面に当たる部分に埋めております。それで、こっちの左側をずっと工事したのが河川敷なのです。更地なのです。

今も私は話を聞いておって、果たしてボーリングするのを、どこをするのが適当なのか。集骨したところをボーリングしたって大変なことになりますし、その上へ建てようとしても、これは無理な話だと思います。だけど、これはあの墓地をつくるときに地元北櫻、南櫻の墓地対策委員がおいでになりましてかなり議論して、かなりの抵抗もあったのです、はっきり申し上げて。そして、南櫻、北櫻の墓地をどうするかということでもずとっていただいて、そのときに、今おっしゃるように42万もらっているのかな、それを北櫻も南櫻ももらうべきであろうと。「いや、それは」というような議論があって、いろいろとあって、そのときにある程度減額はいたしております。

減額をいたしたときに、私の記憶なのですが、そのときに減額した分の金はどこかへ積んで、これは早くから墓地をつくったときから、そのシンボルとなるべきものをつくらうという計画があったのです。元の天野議員さんが非常に熱心でございまして、何を建てるのか、それと、委員会があるということでしたね。それは北櫻と南櫻に今もその墓地委員

会があるのです。そこと相談しているのと違うの。

(「そうです」の声あり)

市長(山崎甚右衛門君) そうですね。その地元の方と相談して、何を建てようということ計画しておるので、だから、私は定かではないのですが、1,800万あったのが何ぼあったかは知りませんが、それを建てようという基金があったと思うのです。しかし、それを建てるについて、ああでもない、こうでもない、どこへ建てよう、こうしよう、立派なものをここにも建てようとか、いや、そんなものもう予算だけでいいとか、いろいろ議論が分かれまして、それでああだこうだと言っている間に天野議員さんが病気で亡くなられたということがあって、この話がとんざしておったのです。それが今、区画が全部できたから、やっぱり何かのシンボルを建てようじゃないかというのが今の話でございまして、これは1,800万の回答にはなりませんけれども、経過を申し上げますので。

私は本音として、それだけの立派なものが要るのかなという思いはいたしますが、まずやっぱり集骨して骨が納まっている、それにお参りする何か象徴が欲しい、こういうことなのです。その辺で、もしなんでしたら、地元の小島さんがおいでですので、そういうことで理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長(荒川泰宏君) 環境経済部長。

環境経済部長(米澤 博君) 再質問ですけれども、ご質問のまず見積書でございますけれども、見積もりはとってございます。

それとまた、ボーリングの深さでございますけれども、5メートルを2カ所ボーリングする予定をしております。

あと、先ほど市長もご答弁されましたように、現在、検討委員会というものを設けておりますので、そこで先進地の研修も先立って行っていただいておりますし、いろいろこのモニュメント等についてのご検討をしていただいておりますという状況でございます。

見積もりにつきましては事務局の方で、私は今、手持ちがございませんので、はっきりご答弁できませんけれども、当然見積もりがあれば図面もセット物だと思いますので、あるというふうに認識させてもらっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(荒川泰宏君) 暫時休憩します。

(午後3時37分 休憩)

(午後3時38分 再開)

議長(荒川泰宏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第36号から議第42号までの各議案に対する議案質疑通告書は提出されてお  
りません。

次に、議第43号及び議第44号に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、これを許します。

それでは、第1番、西本俊吉君。

1番(西本俊吉君) 議第43号市営住宅木部団地建設工事請負契約について伺います。

市営住宅木部団地建設の工事請負契約が本議会に上程されておりますが、建設主体工事  
の金額のみでなく、周辺の機械設備、電気工事等も含めて総額での判断を我々は必要とし  
ます。ついては、参考として、市長の専決の範囲であれば致し方ない部分もあるのですけ  
れども、議会での場において、今申し上げました機械設備、電気工事の費用、建設費総額  
等についてお伺い申し上げたいと思います。

また、昨今非常に耐震問題が大きく取り上げられております。以前はその建設予定地は  
平屋の町営住宅でしたけれども、やはり3階構造というような形になってくると、それら  
についての不安もぬぐい去れないと思います。そういうところで、この建設をされます木  
部団地において耐震設計等についてどのような計算方法でクリアされておられるのか。ま  
た、その敷地となりますところも40年前には私はやぶの中をポールを持って走って、現  
在取り壊しましたあの住宅を建てておるという状況です。そういう中で非常にぬかるんだ  
覚えがあります。その地層等についての検査も十分されているのか、その2点についてお  
伺い申し上げます。

以上です。

議長(荒川泰宏君) 都市建設部長。

都市建設部長(北口 守君) 西本議員の議第43号についてのご質問にお答えいたし  
ます。

まず、その前に議案資料の追加といたしまして、従前に配付させていただいております  
議案関係資料66ページの議第43号関係資料の追加資料として本日、電気設備工事の契  
約金額等についての資料をお手元の方へ配付させていただきましたので、よろしく願い  
申し上げます。

それでは、まず建設費の方からお答えをいたしたいと思います。

今回、議会の議決を求める建築主体工事の他に、電気設備工事は2,924万2,500円、機械設備工事は3,538万5,000円で、建設費総額は3億3,990万6,000円となります。

次に、耐震性についてであります。建物本体につきましては、耐力壁で空間を囲うことにより十分な耐震性が発揮できる壁式プレキャスト鉄筋コンクリート工法を選定いたしまして、建築基準法等の諸基準に基づき、阪神淡路大震災級に耐える設計としております。また、基礎工事の仕様につきましては、地質調査の結果、現地盤から11メートルの深さに平均でN値51のかたい地盤がありますので、ここまで支持くいを打ち込みまして、耐震性を確保しております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 西本俊吉君。

1番（西本俊吉君） 今のこの木部団地について、私の質問に対して明快にお答えいただきましたので、これ以上追質問する必要はないわけですが、建設事業着手後においては地域住民並びに入居者と地域の自治会等のコンセンサス等も含め、今後、行政の立場からいろいろとご配慮を願えるところについてはまた今後とも鋭意取り組んでいただくことを要望し、私の発言を終わります。

議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これより、議案質疑に対する関連質疑を許します。

関連質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ないようですので、これをもって関連質疑は終了いたしました。

ただいま議題となっております議第3号から議第44号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会及び議会運営委員会に審査を付託いたします。

（日程第4）

議長（荒川泰宏君） 日程第4、議第45号から議第47号までを一括議題とします。

通告による議案質疑はございません。よって、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第45号から議第47号までの各議案は、会議規則第

39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。

よって、議第45号から議第47号までの各議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第45号から議第47号までの各議案については、通告による討論はございません。よって、討論を終了いたします。

これより、採決いたします。

お諮りします。

まず、議第45号滋賀県自治会館管理組規約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第45号滋賀県自治会館管理組規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議第46号滋賀県市町村職員研修センター規約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第46号滋賀県市町村職員研修センター規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議第47号滋賀県市町村交通災害共済組規約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第47号滋賀県市町村交通災害共済組規約の変更については、原案のとおり可決されました。

(日程第5)

議長(荒川泰宏君) 日程第5、発議第2号野洲市議会議員定数条例及び発議第3号野洲市議会議員定数条例を一括議題とします。

まず、発議第2号及び発議第3号に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第17番、野並享子君。

17番（野並享子君） 発議第2号、3号の野洲市議会議員定数条例について質問をいたします。

今回、豊政会から出された定数は20人にするということであり、また、ネットワークから出された定数は18人にするということでもあります。ネットワークから出された発議については1月の臨時議会において日本共産党議員団として質疑を行いました。定数削減という問題については同じ観点ですので、基本問題について両会派にお尋ねをいたします。

なぜ議員を削減することを発議されるのでしょうか。議員の役割は、市民の要求や意見を市政に反映することと、市民の立場から市政をチェックすることです。議員を減らせば、その役割を減らすこととなります。行財政改革として議員の数を減らせと言われますが、合併により最大の行財政改革が行われたのではないのでしょうか。合併前は旧中主町では14名、旧野洲町では20名、欠員があり18名でしたので、合わせて32名の議員でスタートし、1年後の初めての市議選で24に10名の削減をしました。さらに、次期選挙では2名減らし22名にするということが合併協議の中で決められています。これだけでも大幅な削減であり、市民の多様な要求を市政に反映し、市政をチェックする議員が削減されているのです。3年半後には人口は5万人を超えているでしょう。法定定数は30名の議員となります。それを、20名や18名に削減することを今回発議されているということは、議員報酬を引き上げることと連動しています。そこで、豊政会とネットワークに見解を求めます。

第1点目、行財政の改革と言われるならば、報酬の引き上げを反対し、議員の削減発議を取り下げることの方が市民の負託に応えられる道ではないのでしょうか。見解をお尋ねいたします。

2点目、1月の議会でのネットワーク議員団の提案では、市財政の有効活用、徹底した無駄の排除、すなわち行財政改革の推進が必要というものでした。その具体的な推進が今回提案の議員定数削減であり、市民に改革の範を示すと言われました。また、豊政会からも、行財政改革として定数削減の条例案が今回提出されておりますが、多くの市民が、無駄で必要のない新幹線への負担はやめるべき、また、同和行政と施策の見直しなどを求めておられます。このような市民の声に応じて市政をチェックすべきではありませんでしよ

うか。見解をお聞きいたします。

3点目、市民の方から、議員の数が多いという声をお聞きいたしますが、それは市民に議員の活動が見えていないのではないのでしょうか。やるべきことは定数削減ではなく、もっと市民の期待に応える議員活動をすべきではないかと考えますが、見解をお聞きいたします。

議長（荒川泰宏君） 第24番、秦 眞治君。

24番（秦 眞治君） それでは、ただいまの共産党さんの方から出されていましたが意見について答弁をさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、行財政改革を言われながら、報酬の引き上げを反対し、また、議員の削減発議を取り下げよという1点目のお答えですけれども、ご承知のとおり、さっきもお話ございましたように、合併協議では22名、ただし、今回は24名でございます。次回からは私どもは20名ということで提案をさせていただきました。ご承知のとおりでございますけれども、改革も改革でございますし、また、そうした中で報酬審議会でもやっぱり意見の対比がございますので、どうすべきかということで私どもも、ちょうどネットワークが臨時議会で出されまして、その後から公明党議員団と豊政会とで検討委員会、9名でございますけれども、組織をいたしまして、そして種々検討を重ねてまいりました。まず、他市の、そういうことは検討課題でなかったと思っておりますけれども、とりあえずやはり削減するのは私ども20名でございますけれども、20名がどうあるべきかということで、合併協議の中では22名ということでございまして、そうした中でまたそれぞれの議員が地元で相談もされておりますし、やっぱり合併協議で22名だから、22名でいいじゃないかという意見も数々あったようでございますけれども、報酬審議会等の意見を踏まえまして、うちの会派といたしましては公明党さんと一緒に、やっぱり20名にしようということで決定をいただいたようでございますので、私も代表して提案をさせていただき、答弁をさせていただいております。

それと、2点目でございますけれども、市民の無駄を省いて、新幹線と同和施策でございますけれども、これは栗東新幹線につきましては私どもの会派に関係ございますので、一つお答えをさせていただきたい、こう思っております。ご承知のとおりでございますけれども、無駄だとおっしゃいますけれども、新幹線は野洲市にとりましても、湖南の玄關口でもございますので、これからはやはり、これができてまいりますと経済効果も大きく変わってこようかと、こう思っております。したがって、これに付きます2億6,9

00万は必要なことであろうと、こう思っております。さらにはまた同和対策でございますけれども、共産党の方ではいつもこれを対策事業はもうやめよ、一般事業に繰り入れよというお話でございますけれども、行政の方はこうして差別のある間はやるということでございますので、私どももその方向で考えさせていただいております。

また、議員が多いということは聞いておるけれども、市民に議員の活動が見えていないのではないかとございまして、定数削減でなく、もっとやっぱり市民の期待に応えられるような議員活動が必要だということを言われております。まさにそのとおりでございまして、私たちもこうしていろいろ見せていただいておりますと、共産党の議員団は非常に頑張らせていただいておりますし、そうかといって、24名いなくても、2人で野洲市のいろんな活動をされておりますので、私はそれだったら20名で十分活動ができる、こう思っておりますし、さらにはまた、合併協議の中でもこういう話がございました。これは今の議員、30のかかりの議員もおりますけれども、50の前半というと3人ですな。それで、あとはもう大体50代のお方でも今期で60を超されるお方もおいでですし、あるいはまた60後半のお方もございますので、じきに、私が一番年寄りでございますけれども、70に今期でなられるということで、非常に新市が発足いたしまして、若いお方に出てほしいという、合併協議の中でもございました。それにはやっぱり報酬等についてももっと考えていかななくてはならない、こういうご意見もございました。私もそういう意見を聞いておりますと、もう年寄りが出るべきじゃないかと、こんな思いでございましたけれども、今、野洲市の議会議員の平均年齢は60ぐらいだと思いますので、できるだけこういう若い人も仕事をやめて、お勤めをやめて野洲市の議員として活躍しようかという場も必要でございますので、私は次期については若い人に出ていただきたい、そしてこれからの野洲市の発展のために頑張らせていただきたい、こんな思いでございまして、お考えが私どもと違いますけれども、そういうことで提案をさせていただきましたので、一層これから議員活動につきましては、お説のように見習ってやらせていただきたい、こんな思いでございまして。

以上、答弁になったか、ならないか、わかりませんが、こういうことでございますので、一つご理解をいただきたいと思っております。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後3時58分 休憩）

（午後3時58分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

第9番、鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） ただいま議題となっております発議についてご回答を申し上げます。

さまざまな考え方があると私は思います。先立って豊政会の秦大先輩から、豊政会として、また公明党の方針としての回答がございましたが、私どもネットワーク野洲におきましては、ただいま秦先輩が申されましたように、私どもが提案したことから後に検討をされ、そして今現在こうした20名という形で出されたとはっきりおっしゃっておりますので、私も、うちの会派としてはやはり住民の負託に応えるべき、皆様のご意見を拝聴しながら住民のためにいいアクションを起こしたなど、そのように感じておる次第でございます。

さて、ただいま賢明なる野並さんの質疑がございました。まず「なぜ議員を削減することを発議するのでしょうか。議員の役割は、市民の要求や意見を市政に反映することと、市民の立場から市政をチェックするということです。議員を減らせば、この役割を減らすことになります」と。ちなみに、これは の問題ではございません。私らも、24名体制の中で昨年、給食センターの建設が持ち上がって、用地買収がございました。そのときに、24名いる議員で誰一人、その土地が野洲川関連に引っかかっていく、その土地では給食センターができないという発議をされましたか。24名いらっしゃるのですよ、私も含めて。そういうことを思えば……。

（「もっと多かった。32名」の声あり）

9番（鈴木市朗君） 失礼いたしました。まだ多いそうです。32名だったそうです。32名の議員がいて、それができなかったということは非常に残念ですね。だから、議員が多くても、それがチェックできないという状況にあるわけなのです。わかりますか。

順次 から回答をしていきたいと思えます。まず、報酬の関係が出ております。私どもネットワークはその報酬審議会の答申を受け、直ちに全員が寄り、協議をいたしました。そして、その協議の結果を私どもの所属する範囲内の市民の皆さん方に、こういう結果になっているが、財政改革の上でどうしても必要なのは何かと申し上げております。そうしたときに、それはやはり議員を削減して考えていかなければならない問題だなど。そうしたら、いったい議員定数は幾らにしたらいいのだと。現行の24名の26万の歳費で18名にすると今の現行の年間の額に相当するということが、18名で分析した結果、そのよ

うなことになったわけでございます。しかるに、「市民の負託に応えられる道ではないでしょうか。見解をお伺いします」ということでございますが、18名で十分市民の皆さんの負託に応えられると私は確信を持っております。ちなみに、今、報酬審議会の中で議員歳費あるいは特別職の報酬等が上程されておりますが、参考までに申し上げておきます。日本国民の平均給与は皆さん幾らだと思いますか。わからないでしょう。日本国民の平均給与は約33万4,000円です。そうした中で私たち議員が35万という報酬審議会の答申が出ております。それらをよくお考え下さい。

次に、無駄で必要のない新幹線の負担、あるいは同和行政施策の見直し、市政をチェックすべきということでございますが、私どもが改選前に結成しておりました会派コミュネット野洲については、2億6,900万円の支出について、果たして野洲市民の本当に福祉の向上、あるいは環境整備につながるかという諸問題を3名が検討し、またその輪を大きく住民の皆さん方と相談した結果、新幹線栗東駅は私どもコミュネット野洲では反対という立場で採決に加わっております。やはり市民に対して不利益をこうむるような施策は私たちは断固として反対してまいっております。そしてまた、同和行政の問題でございます。私も今議会の提案の中で、小さなことではございましたが、同和行政に関する質疑もしております。そうしたことを1つずつ解決していくという思いで私たちは臨んでいるわけですから、決して野並さんがおっしゃっていることとは違うので、一つご理解をいただければありがたいと思います。

次に、3点目でございますが、市民の期待に応える議員活動ができていないということでございますね。実際私ども議員は直接に提案をする提案権というものがございません。審査権はございますが、提案権がない。その提案権がなければ、目に見えたことが市民の皆さんに見えてこない。それが議会だと思います。今24名体制で臨んでおりますが、その中でもやはり活動されている方は活動されています。私も含めて、していない者はしていません。それは皆さんの心の中でご判断していただきましたらいいかと思っております。

以上、野並議員の回答としておきます。

議長（荒川泰宏君） 野並享子君。

17番（野並享子君） それぞれ会派からご答弁をいただきました。それぞれの会派の違う面がありますけれども、1点目の、報酬の引き上げに反対して、発議を取り下げたらどうでしょうかということに対して、私は先ほどの報酬の部分で、この議員報酬を引き上げることによってどれだけの金額が上がるのかということをお聞きしましたね。3,33

4万円。これは3年間あります。3年半ぐらいありますね、あと。1億円ぐらいになるのです。この4月の時点で報酬の引き上げを出して、後の方でも、若い人に出てきてほしいというふうなことをおっしゃいましたが、それだったら、一番最後の次の選挙の前でいいのと違いますか。そんなの、今上げて1億円も税金を使うのですよ。だから、そんなことをして次の人数を減らすというような、こんなことを提案するのと違って、報酬を現在のまま据え置いて、それで納得して今、立候補されたのですよ、若い議員さんが誕生して。この報酬の中でも若い方が手を挙げて下さったという意味では、私は当然このままこの期間いくべきだと思うのです。そして、最後の時点で次の若い方に出てほしいというのだったら次の時点の問題だと。私は2つの問題がここにあると思うのです。それに対して両会派の議員さんの見解を求めたいと思います。

2点目の問題は、それぞれ全く違いますので、これはネットワークの考え方と私たちの考え方は同じだと思いますので、無駄のチェックをしていくというのは当然だと思います。豊政会の方から、同和対策の問題で行政と同じことをおっしゃいましたが、それは豊政会の中でも意見が分かれていると思うのです。会の全体的な部分ではないのではないかと。秦議員はそういう思いをされているかも知れませんが、会派の中では、もう必要ないと言われる方もこれまでもございましたから、同和行政の問題は、京都市などは議員で決議をして同和行政の終結というのをもうこれは2回、市議会として議員で決議をされております。そういうふうに私は野洲の市議会でも議員たちで行政に同和行政を終結せよという形で議員提案して決議ができればいいなという思いをいたしております。ネットワークさん、どうでしょう。そういう思いはありますでしょうか。アクションを起こしていかなくてはならないというふうに私は思っておりますが。

3点目の、豊政会からお褒めの言葉をいただきまして、ありがとうございます。しかし、だからといって20人でいいというのではやっぱりないと思います。合併協議会でも検討に検討を重ねられて22という次の議員の定数を出されたというのは、これはやはり全体的な問題としてこの定数を出されてきたのだと思いますので、数が少なればいいというような形でいくと、18も出てくる、そうしたらまた16も出てくるという、そういう歯どめなき削減というような状況になるかと思うのです。それはやはり保守の会派の方であろうと革新の会派の方であろうと、私はいろんな立場から一般質問も行われるし、そういう意味では市民の声を代弁して議会で質問し、当局に迫れると思うのです。人数が少なければ、それだけやっぱり口数が少なくなります。人数が少なくてもいいというような問題

ではない。そういう意味では、さまざまな地域から、また各階層からいろんな形でいろんな声を肩に背負って出てきて代弁をするという、そういうことが私は議員として必要ですから、減らせばいいというような問題ではないと思いますし、議員の仕事としては、人数を減らせ、減らせというのが本当に市民の声ではなくて、見えないから、何をしておられるかわからないということで、減らしたらどうということになっているのですから、それぞれの議員が本当に姿が見えるように、地域で走り回り、市民の皆さんに見える活動を行っていったら、それはそれで「ようやってくれてはる」という形になると私は思っております。そういう部分で、ネットワークの鈴木議員からの、議員には提案権がないとおっしゃいましたが、ありますね。共産党も、24名の10分の1で2名で議案提案権があります。ですから、議案を提案しようと思ったら当局と同じように提案をすることができますので、2名以上の会派になれば議案は提案をすることができますから、大いにそういった議員としての提案もしながら当局と本当に渡り合えるような、そういう議論を議会の中でしていかななくてはならないと思っておりますので、先ほどの提案権がないというのは訂正をされた方がいいのではないかと思います。

以上、お答えをお願いします。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を4時30分といたします。

（午後4時17分 休憩）

（午後4時30分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第6番、藤村洋二君。

6番（藤村洋二君） 豊政会、公明党議員団の提案者の1人として、野並議員の再質問にお答えさせていただきます。

野並議員は今、報酬の引き上げに反対して、発議を取り下げたらどうかということでございましたが、取り下げる意思はございません。

それと、4月の時点で報酬を引き上げ、次の選挙の前に上げればいいのかということですが、報酬の問題につきましては委員会に付託をされておりますので、ご質問に答えることができません。

次に、2番目の同和対策の問題は、秦議員はそう思っているが、全体の問題でないのではないかとということですが、ただいまの秦会長の回答は今回の質疑に対する会派の総意であると考えていただきたいと思います。

次に、3番目でございます。3番目は、野並さんがおっしゃっておられますように、やはり議員としては執行部に対するチェック機能というのは非常に大きい部分もございますので、私ども、今回の提案は議員一人ひとりが市民の皆様から付託された責任を重く受けとめ、努力をする、そういうことで頑張っていきたいと思っています。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 第9番、鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） 野並議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、冒頭に提案権の問題でございますが、条例に関しましては提案権がございます。予算に関しては、さまざまなご意見を申し上げる機会はあるかと思いますが、提案権に関しては条例のみだということは僕も知っております。

いろいろと再質問をされておりますが、簡単明瞭にお答えしたいと思います。

まず、額の問題でございますが、今、24名で構成されておりますその分を報酬審議会の答申等に充ててみますと、年間総合計が1億3,490万4,774円ということになっております。そして、現行で申し上げますと、今22名で、現行の24名では1億156万6,967円となっております。朝の訂正でも申し上げましたが、豊政会さんが20名案で出されているのが、そしてまた私ども18名案で比較をしてみますときに、私も再三申し上げますが、人口7万の埼玉県の志木市、この埼玉県の志木市は立派な市でございます。人口約7万。その議員定数が19名でございます。野並さんはちなみに私どもの法定定数は30名だとおっしゃっていますが、そうした部分についても立派な市政運営をされている現実がございますので、何とぞよろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

そして、新幹線の問題については私どもコミュネット野洲のときには反対もしておりますし、何やらえらい褒めてもらって、私どもの考え方と一緒にという温かいお褒めの言葉をいただきまして、誠にありがとうございます。野並さんに別に褒めてもらうという筋合いのものではございません。私どもの信念でやったわけでございますので。

それから、同和行政でございますが、考え方というのはさまざま、この同和行政に関してさまざまな思いがあると思うのです。私も今議会におきまして、先ほど申し上げましたように、小さなことからやはり取りかかっているかなければならない、こういう観点に立っておりますので、何とぞよろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、3点目ですが、市民の方から議員の数が多いという声を聞きますがという、野並さん自身本当のことをおっしゃっているのですか、これ。野並さんはこれ、聞いておられるのですよ、議員の数が多いということ。議員の数が多いということは、ならば、どうということですか。私ども18名にしていけば、各常任委員会に3名ずつ振り分けて三六、十八、いい勘定になりますよ。

以上、お答えとしておきます。

(「6名ずつ」の声あり)

9番(鈴木市朗君) ごめんなさい。6名ずつで三六、十八という数字になりますので、何とぞよろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長(荒川泰宏君) 野並享子君。

17番(野並享子君) 最後ですので、この条例提案は今後、議会運営委員会に付託をされ、審議をされますので、その中で十分ご議論をいただきたいと思うのですが、今おっしゃいました、いろんな意味でお金の、何人にすれば、豊政会とネットワークで1,100万円違うとか1億何千万とか何とかかんとか、報酬を引き上げて何人減らせばチャラになるという発想でしょう。そういうふうな発想で物事をされると、次にまた報酬を引き上げるという、世間の平均が33万4,000円というのが、インフレがもっと進み、もっと金額的に上がっていくとしたら、そうしたら今度また定数を減らしてチャラにするという、そういう発想になってしまうのですよね、結局は。今の、18だ、20だ、いや、22のままでいったらという、そういう発想そのものがそういうふうな発想でいくと、そうしたら、どこが最後の時点だという形になると思います。ですから、法定定数ということではぼこのぐらいということで決められているというのがやはり妥当なところの線だというふうに私は思います。

議員の数が多いというのは私も聞きます。それはやっぱりもっと頑張っていかななくてはならないなという、私は逆の励みなのです。議員としてよくやってくれているなというふうに本当に頑張っていないといけないなというのを励みにして議員の仕事をさせていただいているのです。ですから、皆さんもお聞きになられたら、よし、頑張るぞということで頑張ってもらった方がいいのではないのでしょうか。

あとは常任委員会で議論をしていただきますようお願いいたします。

議長(荒川泰宏君) 次に、第7番、本田章紘君。

7番(本田章紘君) 発議第2号野洲市議会定数条例について質問いたします。

私たちの会派ネットワーク野洲では、1月の臨時議会において議員定数18名の定数条例を提案いたしました。唐突であるとして多くの皆さんが反対されましたが、今回、豊政会と公明党から提案されている条例も私たちと同様に、議会内において幅広く調整されたものではなく、会派内において検討された結果であります。議員として常に問題意識を持って取り組むならば、特別職の報酬審議会等の答申を受けとめたときにやはり検討していくべき課題であったと。唐突であるなどという表現は自らも慎まねばならないことだと考えております。私たちは、今回提案されております豊政会と公明党の提案が唐突であるとは受けとめておりません。率直に協議していきたい、このように考えております。

以上の観点から、今回上程されました20名の定数条例がどのような根拠に基づいてあるものなのか、私たちが提案している18名の定数との違いは何であるのか、具体的に明快な説明をお願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 第6番、藤村洋二君。

6番（藤村洋二君） ネットワーク野洲の質問に対してお答えをいたします。

私どもは18名と20名を比較しようという考え方はございません。ネットワーク野洲では1月臨時会で議員定数18名の条例制定提案を行われ、議案は賛成少数で否決をされましたが、私ども豊政会でも、議員や議会のあり方、誰もが納得する合理的な議員削減定数はどうあるべきかなど、公明党議員団と共に議員定数検討委員会を立ち上げ、費用弁償のあり方と共に議員定数についても検討をしてみました。

今回、20名の議員定数条例を提案したわけでございますが、1つ、議員の定数は市議会の根幹に触れる重要事項であり、議会制民主主義と民意反映の上から、慎重を期さなければならない。2つ、合併協議で議員定数は34名から22名にと、12名の削減が定められていた。3つ目ですが、報酬審議会では答申の附帯意見として、議会として定数削減に取り組んでほしいという附帯意見がございました。4つ目、間もなく人口が5万人を超え、議員上限値は現行26人が30人に引き上がる。このような情勢の中でございますし、それと同時に議員報酬の引き上げの点を加味いたしますと、志を持つ若者が市議会の場で活躍する可能性が出てきたが、大幅な定数削減になりますと、18、16というような数字は本当に若者が新たに立候補していこうという芽を摘み取ってしまうということもございますので、おおむね民意は議員定数は削減の方向であるものの、大幅な削減は市民の皆さん方の本意ではないという結論などから、今回、報酬審議会の意見なども尊重いたしまして20名の議員定数提案をしたわけでございます。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 本田章紘君。

7番（本田章紘君） 答弁の中でももう少し具体的な数値を含めてご答弁をいただきましたかったわけでありまして、観念的な点から20名が妥当であろうと、このように導き出された、このような答弁であったと理解いたします。私たちが提案しております18名は、県内の各市との比較、そういった議員定数との絡み、議員1人当たりの有権者数、それから、今回引き上げを上程されております報酬審議会等の答申、こういった総合的な、数値的な比較の中から18名を導き出しておりますが、20名については本当にどのような形で導き出されたのか、いま一度数値的なものを含めて、比較事例等を含めてご回答願いたいと思います。特に市長の施政方針にありますように、聖域なき財政改革を進めていかねばならない、こういったことが言われている今日でありますことを考えますと、私たちも自らが厳しい選択をしていく、これがより市民の負託を受けることになるのではないかと。18名が市民の皆さんの声を反映できないというものではございませんし、20名が概念的に正しいというものでもございません。もう少し私たちが理解できる数値的な背景も含めてご説明願います。

議長（荒川泰宏君） 藤村洋二君。

6番（藤村洋二君） 本田議員の再質問に答えさせていただきます。

18名の議員につきましては、これは議員定数は私どもは否決をさせていただきましたし、他の会派の皆さん方も一緒に行動していただきました。これについては当然民意だというふうに思っておりますので、まず、18名という数字は私どもの中にはございません。

それで、公明党議員団の皆さん方と共に議員定数等検討委員会を1月20日に立ち上げて、2月23日まで計6回開催させていただきました。先ほど秦会長の方から野並さんの方にご報告がございましたように、いろんな意見がございました。当然22名のままがいいのではないかという話もございましたが、しかし、先ほど申し上げましたように、5つの条件を申し上げましたが、5つの条件の中で我々としては議員定数が幾らがよいかということをも十分論議をしたわけでございます。議員定数は、議会が住民の代表機関である、そのことから、選出母体である住民の数を考慮して、また、代表機関としての性格を有する合議体として議員が一堂に介し、住民を代表しつつ討論の過程を経て多元的な意思を統合し、市の意思を決定するのにふさわしい規模であるということが前提でございますので、そういう中で私どもとしては当然22名の中から最終的に私どもの検討委員会が導

き出しましたのは、議員定数についてはやはり削減の方向というのが今、民意であると。その中で22名というのは決まっておるわけですから、また、18名というのは私どもは民意ではないという中で20名というところを決めさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 本田章紘君。

7番（本田章紘君） 大変残念なことでありますが、概念的に20名が妥当であろうということのみで、本当に20名というのがいいのか、悪いのか、私どもが判断する資料に至りません。大変残念でございます。やはり議員はいろんな形で質疑をしていく中では数値的なものを持って、このような背景で判断していくのだ、これが大事であろう、このように考えます。いま一度お伺いします。20名を導き出した本当の根拠はどこにあるのだと。これは我々もこれから審議していくわけですから、その内容を明確に示していただかなければ、ただ概念的に20名が妥当であろう、これじゃ議論できないわけですね。私たちが提案する発議については数値的な根拠も示しております。お互いが率直に討議できる、そういった数値を示してこそ議会の活性化であろうと。このように判断するところから、いま一度答弁を伺います。

また、報酬審議会の答申については先ほどの議第9号で申し述べましたように、その適用時期というのは非常に大事でございます。こういったことも今後の大きな検討課題であろう、このように認識しております。

以上の観点から、再度答弁をお願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 第24番、秦 眞治君。

24番（秦 眞治君） お答えをさせていただきます。

20名と18名、これは私は、行政改革は行政改革としても、金額でどうこうするというような問題ではないのではなからうかなと、こう思っております。それと、18でこの議会で削減をしようといったら、やっぱりこれが議決をしなければいけない、こう思います。すると、私どもの两会派で検討いたしまして、そうしたら、何人がいいのだと。そうしたら、やっぱり2名ぐらいでということで、根拠はそうです。何もあんな、これが議決されなかったら、何ぼ言っても絵にかいたもちでございますので、そういうことで、20名ならどうだということで結論を出してもらったと、私はこう思っておりますので、そういうことで一つ、またいろいろ本田さんとは意に沿わないこともあるだろうと思います。

れども、根拠はそういうことで、やっぱりおさまりのいいように20名ということになったと、こう思いますのでね。でなかったら、18だったら、これは否決で、おさまりません。そうでしょう。さっきの共産党さんのときにも言ったように、22名でいいじゃないかという意見もございましたので、そういう中で、中をとった20名ということで皆さんが相談をして、先ほども藤村さんが言ったように、何遍も寄って協議もしてまとめてくれました。私は欠席をさせてもらっていましたがけれども。私は委員じゃございませんので。そういうことでの結果でございますので、一つご了承をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 次に、第10番、田中良隆君。

10番（田中良隆君） それでは、議案質疑のトリでございます。時間も大分押しておりますので、早目にいきたいと思いますが、発議第3号のネットワーク野洲さんから出ております議員定数18名の議案。先ほど来、鈴木議員のご高説をじっくりとお聞かせいただいていたわけでございますが、どうしても腑に落ちないところがございますので、あの時点で納得できれば私はこれを取り下げようかなと思っていたのですが、質問したいと思います。

1月23日に臨時議会が開かれまして、ネットワーク野洲さんの提案されました18名議員は4対18という圧倒的多数が反対をして否決されたという事実がございます。今回の第2回の定例会にも1月議会と同じ内容で提案をされたわけでございますが、1月議会につきましては唐突な提案とは感じましたが、各会派も提案内容を真摯に受けとめまして、質疑を繰り返しながら慎重に審議、討論を繰り返し、最終的にその提案は賛成少数で否決されたものでございます。この決定は議会制民主主義の中での判断であり、その決定は民意そのものであると私どもは考えております。このために、一度否決された提案を全くそのままの内容で提案されるということに大いに疑問を抱いておるとい、そんなところでございます。

ネットワーク野洲さんはあくまで行財政改革を優先実施するという政治課題の実現のために、議会自らも身を削り、目に見える議員削減をしようということでございますが、民意は18名にノーという答えを出しております。また、私どもの会派もネットワーク野洲の主張される内容も検討すべく、公明党議員団さんと共に検討委員会を開催し、検討を何回も進めてきたわけでございますが、この委員会の立ち上げにつきましては、1月の臨時会でも私どもの河野議員が反対討論の中で、設置と、その場で検討に入る旨の表明もして

おりますし、ネットワーク野洲の皆さん方には十分そのことにつきましてはご承知いただいております。

このような状況の中で今回ネットワーク野洲さんは、1月議会からは期間的にも短く、提案には背景となる事情の変化もない中であえて同様の提案をされることにつきましては、私どもは議会制民主主義を否定するものであり、議会の権威を失墜させるものだと感じております。少なくともネットワーク野洲さんが議員定数削減を何としてもなし遂げようという、それを真剣に考えまして、そして1月議会で否決された内容を同じく出されるのでありましたら、他会派議員にも行政改革の必要性、そしてまた定数削減の必要性の理解を求めるように、それに対しまして民意を図りながら修正案としてその削減を提案されることが本来の筋じゃなかったかなと、私はそんな考えをしております。残念ながら、そういうことはございませんでした。その意味では今回の提案からは、ネットワーク野洲さんにつきましては民意を大切に、何としても条例を実現したいという強い思いが私どもは感じられなかったという、そういう思いがしております。先ほど私どもの代表であります秦議員からも趣旨と類するところがございますが、そういうことで、どうしても18名を可決しようという意志が感じられない、そういう思いでございます。

質問でございますが、提案者は1月議会で否決された採決結果をどのように考えておられるのか。また、その結果、私どもは民意を反映したものと考えておりますが、それにつきましてもどうお考えなのか。また、全く同じ内容で1月議会とそのままの形で提案されたことの本当の意味についてお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（荒川泰宏君） お諮りいたします。

本日の会議時間は会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

第9番、鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） 豊政会、田中良隆議員の質問に対してお答えいたします。

1月臨時議会においても私どもの提案をパフォーマンスとおっしゃいました。そしてまた、今、議会失墜だとおっしゃいましたね。これは誠に議会制民主主義に反した言葉だと私は受けとめております。そのような非常識な方がこの演壇に立って質疑をされるということは非常に残念でございます。

また、先ほど来より本田議員の質疑に対して数値も何も示さない、そのような態度で今、議会に臨んでおられます。そこで、逆にお尋ねいたします。他市の議員1人当たりが抱える有権者数はいったい何名なのですか。そういうこともきちっと数値としてとらまえて下さい。そういうことができ得れば、堂々と質疑ができ、私たちと互角の討論ができると思います。

さて、臨時議会と同じ内容のものを出されているということでございますが、そんなことは当たり前の話です。1月議会に提案したものは私たちの本筋です。本筋を変えることはできません。そのことをよくご理解賜りますようお願い申し上げまして、回答といたします。

議長（荒川泰宏君） 田中良隆君。

10番（田中良隆君） 再質問をさせていただきたいと思います。

今の答弁を聞きまして、私も心穏やかならぬところもございますが、本質は、私が先ほど申し上げましたのは、本当に採択されるつもりで事前に我々の会派なり、あるいは公明党さんなり、あるいは共産党なりに、これでいきたいのだが、どうだということで、当然諮ってから提案すれば、その中で折り合いも付けて、そうだなという部分も出てくる、この場合は別としても、他にこれからもこういうことがあるやに思いますから、そういう思いで質問をしました。

再質問をしたいと思いますが、今、仮にこの24日に私どもの20名の議員定数の案が採決されて可決されて、当然そうなりますと18は否決ということになるわけですが、そうした場合に、まだまだ4年後の次期改選の選挙までは3年半ほどあるわけですよ。10数回のまだ定例会なりがいろいろあるわけです。するたびにまた、この調子でいきますと、6月議会、9月議会ととことんやられるわけですか。その辺だけ確認したいと思いません。

それともう一つ、先ほどの野並議員だったかの質問のときに回答されていたと思いますが、日本人の給料の平均が33万何ぼかという話がありましたね。私も実は2年ほど前まで農林水産省のセンサスの研究会の委員をしておりまして、2年間ほどやっていたので

すが、本当にデータのとり方というのは難しいところがございます、私は鈴木議員につきましては、何でもよくご存知ですから、そういう意味では非常に尊敬はしておりますが、その日本人の平均の33万という数字の根拠、データ、そのもとというのを教えていただきたいなと思います。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 第9番、鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） まず、全国の国民の給与平均でございますが、さまざまなデータがございます。それによってあなた自身が調べて下さい。

先ほどこちらの方がお尋ねをいたしました、議員1人当たりの抱えている有権者数や、そういうものをかえてこちらが聞いているのです。そして、20名になった原点ですね。数値をとらまえて、よその市やそういうところとどういような形になっているか、やはりそういうことは考慮してやっていかなければならないと思います。

そして、また6月議会に出されるか、9月議会に出されるかというようなことをおっしゃっておりますが、この問題は今ここでお答えするわけにはいきません。そして、1月定例議会の中であなた方と会派を共にされております公明党の議員さんが10名でもいいじゃないかという発言もございましたので、その辺をよくご考慮願いまして、一つ私の答弁としておきます。

訂正いたします。定例会じゃなしに臨時議会でございます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午後5時07分 休憩）

（午後5時15分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第10番、田中良隆君。

10番（田中良隆君） 先ほど議員1人当たりの人口は何人だとか、そういうデータも知らずに質問する議員の資格云々という話ございました。先ほど来、私はこれも持ってきていたわけですが、1月1日現在の、今年1月の人口割、当然私どもの、先ほど来話がありましたように、検討小委員会等々でこういうデータをもとに十分議論をした後でございます。ですから、そういうことこそ私は非常に無礼な発言だと思います。

それと、なぜ私がこの答えを言わなかったというのは、先ほど議長から話がありましたけれども、私が質問しているのでありまして、答弁される方から質問をするというのはお

かしい。それこそ議会ルールの無視であって、それこそが、そのこと自体が議会の権威を失墜させていると私は認識をしております。

先ほど来33万何がしかの日本の給料の平均がこうだという話がありまして、質問しましたら、それはあなたが調べなさいということでございます。もちろんいろんなデータがあるでしょう。インターネットで調べたらすぐわかると思います。でも、そういう答え方をされる鈴木議員こそが、例えば今の執行部あたり、行政の方からにそういう回答をされれば、「議員として勉強するのが当たり前でしょう。それぐらい自分で調べなさい」と言われれば、今日はその程度で通るのであれば、今日の議会、朝から時間をかけてやっておりますが、恐らく時間は3分の1ぐらいは短縮されていると思いますよ。

それともう一つ、パフォーマンスという話がありました。パフォーマンスというのは別に、広辞苑を調べてもらいますと、悪い意味でも何でもなし。そういう動作なり行い、そういうことを意味しております。それこそ広辞苑なりインターネットで鈴木議員自身が調べていただきたいと思ひますし、先ほどの33万何がしかの平均をお答えいただきたいと思ひます。当然きちとした根拠があつて、どこかの資料からでございますから、その辺を説明いただきたいと思ひます。

議長（荒川泰宏君） 第9番、鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） まず、国民の平均給与について、田中良隆議員が質問いたしておりますので、お答えいたします。

それは私、過日ある番組の中で介護保険等の改正、さまざまな部分の中での報道がございました。私はメディアを通じてその意を持ったわけでございます。それは確実なものでございます。あくまで私が申し上げておりますのは、約という数字が付いておりますので、誤解のないようにしていただきたいと思ひます。

それと、まず参考までに申し上げておきます。議員1人当たりの有権者数は、野洲、草津、守山、栗東、大津、彦根、長浜、近江八幡、甲賀、湖南、高島、東近江、米原市の平均が現在で2,742名でございます。ちなみに、豊政会が提案されております有権者1人当たりは、20名で換算いたしますと1,961名です。この県下の市の平均値をとってもどうかと思われるような状況のもとでございます。私たちが改正案として出させていただいております18名案にいたしましても、県下の2,742名より2,178名という数字で表れております。これは、有権者に対してそれだけの差異があるということをはり広く知っていただくという1つの義務はあろうかと私は思ひます。

そして、先ほどお答えをいたしませんでしたでしたが、次の6月議会にも出すのか、9月議会にも提案されるのかということがございましたが、今この3月議会まで議員定数条例が定まっていなかったもので、今回、再度提出をいたしました。

以上、回答といたします。

訂正をいたします。議員1人当たりの有権者数でございます。

議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これより、議案質疑に対する関連質疑を許します。

関連質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ないようですので、これをもって関連質疑は終了しました。

ただいま議題となっております発議第2号及び発議第3号の各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり議会運営委員会に審査を付託いたします。

（日程第6）

議長（荒川泰宏君） 日程第6、これより代表質問を行います。

代表質問通告書が提出されておりますので、その順位は、第1番、豊政会、第2番、ネットワーク野洲、第3番、公明党、第4番、日本共産党野洲市議会議員団、以上、報告の順位により発言願います。

それでは、豊政会 第24番、秦 眞治君。

24番（秦 眞治君） それでは、代表質問をさせていただきます。

平成17年度を振り返りますと、新春早々、野洲高校のサッカー部が全国高等学校選手権大会において全国制覇の偉業を達成されました。野洲高イレブンに支援いたしました野洲市民に大きな夢と感動を与えてくれました。また、子どもたちが夢や希望を持って努力すれば、国立や、さらにはまた世界へも遠くないという大きな目標をプレゼントしていただきました。市民を挙げて感謝をいたすものでございます。

また一方、2月には長浜市におきまして、通園中の園児2名が通園当番の友達のお母さんに殺傷されるという非常に悲惨な事故が起きました。被害の園児お2人に心からご冥福をお祈り申し上げたいと存じます。

また、最近の児童殺傷事件など、未来を夢見る多くの尊い命が一瞬にして奪われております。事件・事故が数多く起きております。子育て支援を大きな政治課題といたしております野洲市にとりまして、二度とこのような悲惨な事故が起こらないよう、市議会とい

たしましても環境を整え、市民の一人お一人の立場を尊重しながら市政を推進していく必要を痛感いたすものでございます。この先も今までに匹敵するような多くの困難な事態に直面する時が来るかもしれませんが、今後も野洲市の発展並びに福祉のさらなる向上を目指しまして、豊政会を代表させていただきまして質問に入らせていただきます。

まずはじめに、行政改革についてお伺いいたします。

市長は、今議会におきまして一般会計総額190億6,700万円の平成18年度予算を提案されました。この予算は新給食センターの建設や、さらにはまた障害者スポーツ施設の建設、ひょうずコミュニティセンターの建設などの投資的経費や、増大いたします福祉需要に対しても適切な予算編成を進められておりまして、歳出の面では市民要望や意見の取り入れをされまして予算として反映をされておりますことに対しまして、ご労苦に対しまして敬意を表させていただくものでございます。

一方、歳入面では昨年度対比1.5%増の予算でございます。市税は4%増加をしているようでございますけれども、大幅な増加にもかかわらず、今回の予算は起債金額が35億6,910万円という、さらにはまた基金などの繰り入れは13億余りでございますが、1,800万円とかさっきおっしゃっていましたが、税が伸びましても財政難の予算編成となっております。

そこで、このたびの三位一体改革の合意内容につきまして、市長はどのように受けとめておられるのか、まずお伺いをいたします。

また、国と地方の税財政を見直します三位一体改革は、所得譲与税などの税源移譲は進んでおりますが、歳出増加が歳入増を上回り、財政調整基金の取り崩しでございますけれども、野洲市の貯金に当たります財政調整基金は18年度末では6億5,000万と、このようになるようでございまして、したがって、市債残高は一般会計で266億、また特別会計を合わせますと479億円の多額な借金になっているということでございまして、その中でも自治体の裁量で自由に使える基金は貴重な財源でもございますけれども、それが底をついてきたということで、今後の財政運営の先行きに非常に危機感を抱くものでもございます。今後の野洲市の財政健全化、さらにはまた自立についてどのようなお考えでおられるのか。また、総務相、竹中大臣でございますけれども、自治体破綻発言をされているようでございますけれども、これについても見解をお伺いいたしたいと思っております。

また、総務部では行政改革について6月までに集中改革プランをまとめるとされているということでございますけれども、策定作業中とのことではありますが、集中改革プランの

趣旨は何か、まずは所見をお伺いいたします。

また、合併協議の中で合意済みでございます公共事業、職員の定数管理と人件費の抑制、今回実施されようとしております退職勧奨制度の継続、退職金あるいはまた民生費の増加に対します対応についてもお答えをいただきたいと存じます。

今回の支給対象とならなかった、先ほどの質疑の中でいろいろ出てございましたけれども、職員への地域手当につきましては、間なしに5万人を超えることで1つの支給基準も満たされると思います。行革の中で職員意識の向上が図れるならば支給対象とすべきと考えておりますが、お考えをお伺いいたします。

次に、福祉、少子高齢化対策についてお伺いいたします。

少子化が進めば国力の低下を招くということでございます。将来の世代が夢を持ち、活躍できる社会の構築は絶対に必要なことでございます。一方、財政論議のみで高齢者対策が論じられておりますことに大きな心配も持つわけでございます。我が国におきましては合計特殊出生率は1.289と、過去最低でございます。野洲市におきましても国と同様で、合計特殊出生率や児童・生徒数も年々減少しております。

そこで、私は、胎児から中学卒業までやっぱり支援が必要と考えております。少子化対策として、子どもを産み育てやすい環境整備について対応をお伺いいたします。

また、具体的には、平成18年度の予算におきましては、子育て支援として200万円の新規委託事業としてファミリーサポートセンター事業が計上されており、事業運営形態としては委託の手法をとることとされております。また、高齢者対策につきましては、高齢者の方々が高齢になっても意欲を持って生活できるよう支援する地域包括支援センター事業が取り組まれようとしております。地域包括支援センターの運営は、市の高齢者福祉の基幹的業務と考えますことから、基本的には直営が望ましいと考えており、今回の直営での事業計画は評価いたしますが、今後、事業拡大などによりまして進められる大きな課題となり、委託事業となる可能性も否定できません。少子高齢化対策につきましては、財政を優先せざるを得ない事情は理解できますが、私は、福祉の先進地を自負する野洲市の、特に子育てでございますけれども、子育て対策について市の姿勢は他人任せのように見えるわけでございますので、その辺もご答弁をお願いいたしたいと存じます。

また、長期療養型病床の増床も必要でございますが、昨年の12月定例会でございましたが、市長が答弁をされておりましたけれども、野洲市病院の支援についてもお考えを聞かせていただきたいと存じます。

次に、安心・安全のまちづくりについてお伺いいたします。

本予算ではハザードマップの作成による地域防災力の向上を図られました。しかし、野洲市の下流域の整備が図られていない。都市型排水災害に対しましては無防備で、洪水災害や、あるいはまた琵琶湖西岸断層帯地震や東南海・南海地震による地震災害などの危険にさらされております。ハザードマップの整備と共に、緊急災害時に対応し、地域で安心して暮らせるための地域の自主防災組織づくりが必要でございます。自治会の自主防災組織の設立に向けての取り組みについて、また、組織状況、指導者育成など支援策及び費用支援についてもお伺いいたします。

また、消防防災室と生活安全室が統合され、生活安全課が設置されますが、役割と使命についてお聞かせいただきたい。

また、地域ごとに設置されております防災行政無線の具体的な活用法についてもお聞かせいただきたいと思っております。

また、通学時の子どもの安全は全国でも大きな課題となって、地域の見守り隊など多くの取り組みが進められ、県教委でもスクールガードの名称で通学の安全を図る対策が実施されようとしていると聞いております。野洲市、さらにはまた教育委員会、PTA、自治会などに協力要請をされています。学校、PTAの取り組みでは不十分と考えますが、スクールガードの現状についてお聞かせいただきたいと存じます。

次に、まちづくりと産業振興・観光振興についてですけれども、お伺いいたします。

まず、農業について質問をいたします。

農政大改革であります。市長は施政方針演説の中で「これまでの農地の集積を一層促進し、認定農業者の確保、集落営農の組織化・機能強化で将来的に安定・効率化の農業経営を指導強化する」とされております。野洲市の55の農業集落が、それぞれの集落で特定農業団体をつくるのか、誰かに任すのかなど、十分議論していただくためのサポートが市の責務であろう、こう思います。お年寄りが零細農業経営に従事されておりますケースも多く、市のバックアップも必要と考えております。それらの指導を強化することですが、具体的にどのように指導強化するのか、お伺いいたします。また、現状は農業者から見て、指導体制の確立についてでございますけれども、決して思えないというような声も出でございますので、市長としてもそのあたりを踏まえましてお答えをいただきたいと存じます。

次に、2点目は地産地消の促進でございます。新しい給食センターなど、地域の地産

地消に対する取り組みは強化していかなければなりません。また、給食センターの完成操業は19年度の予定でございますが、具体的に地産地消をどう進めるのか不明でございます。「まちの駅」構想は、各地に小規模な「まちの駅」をつくり、情報発信、さらにはまた地産地消による特産品販売などの計画に方向転換をされたように聞いておりますけれども、現在はどのような状況か、お伺いいたします。

次に、商業の振興と活性化、観光振興についてお尋ねいたします。

10月には乙窪工業団地にイオンの開店が予定されておまして、地域の活性化を図るため、民間活力を生かした副都心としての発展と地域の持続的発展を牽引する中核店舗としての活躍を期待するところでございますが、地元近隣商業者の共存共栄が一番の課題となっております。中主・野洲両商工会をはじめ、近隣商業者への支援策についてもお聞かせいただきたいと存じます。

また、野洲市の商店でございますけれども、本当に、景気が上向いている中と言われておりますけれども、デフレや大型店の影響がございまして、活気、元気が失われているような状況下でございます。国土交通省におきましては、住民の自主的なまちづくりを支援するためにまちづくり交付金制度を制定されております。40%が補助金で、その残りの60%のうちの75%が起債を認められるという有利な制度と言われておりますので、まちづくり交付金の利用についてのお考えをお尋ねいたします。

次に、観光振興についてでございますけれども、野洲市の多くの観光客でにぎわっております、ビジネスの来訪者も多くございますが、一過性のイベントに頼るのでなく、速やかに観光物産協会の法人化を実施されて、民間との協働による観光開発、観光振興が必要でございます。しかし、観光予算は大幅に減額されており、観光を目玉とする野洲市のまちづくりの姿が見えません。効果的な観光振興についてお伺いいたします。

次に、第5点目でございますけれども、都市整備についてお伺いいたします。

現在、第1次野洲市総合計画、国土利用計画、都市計画マスタープランが策定中でございまして、地域課題に即した計画づくりが求められております。新幹線栗東駅の工事協定も終わり、湖南地域の中核施設として整備が進められることとなりますが、新幹線(仮称)栗東駅を軸とした湖南の道路網の整備、JR琵琶湖線の草津・野洲の複々線化も待たれるわけございまして、新幹線(仮称)栗東駅に付随する事業の展望をお聞かせいただきたいと存じます。

また、JR野洲駅を野洲市の玄関にふさわしい風格ある野洲駅とするよう、駅前整備に

向けまして、自主的な開発案の検討を進めていただきたい。

あわせて、JR篠原駅舎改修でございます。また、(仮称)祇王新駅の進捗状況、展望をお伺いいたします。

次に、道路の整備は、国道8号バイパスの建設、県道野洲甲西線渋滞解消、野洲川大橋西詰交差点の信号機の設置の進捗状況についてもお聞かせいただきたい。

また、(仮称)湖南東近江広域幹線道路計画の策定、湖南幹線道路の早期完全着工についても展望をお聞かせいただきたいと存じます。

また、河川改修につきましては、野洲市の河川は、野洲川、日野川をはじめ、市内を流れます家棟川、童子川等、主な河川改修は進んでおりますが、市街地を流れます河川は改修を必要とするものでございます。特に野洲駅周辺の地域では大雨ともなりますと祇王井川が増水いたしまして水害を引き起こすこともございます。市内を縦断いたします童子川に接続する雨水幹線が必要でございます。それとあわせまして、サブゾーン(富波甲地先)の排水対策につきましても、策定済の河川基本計画の実施に向けましての今後の取り組みをお聞かせいただきたいと存じます。

次に、人権と環境についてお伺いいたします。

市長は「人権と環境」を基本に据え、市政の運営を進められております。この4月より行政改革の一環といたしまして、各施設の指定管理の導入が進み、官から民への流れを加速されています。指定管理には多くの心配もありますが、根付いた「人権と環境」が市直営で行っていたときと比べて後退することは許せませんので、指定管理における「人権と環境」の取り組みについてもお聞かせいただきたいと思っております。

また、地球環境が重大な問題になってございますけれども、環境問題は市民がそれぞれの生活課題の1つとして位置付け、生活を見直し、社会に働きかける、人の暮らしそのものの取り組みであり、マイカー利用を自粛し、公共交通の利用を推進するなどの施策もその1つであろうと、こう思いますけれども、特にまたごみ問題は、最終処分場はあと12年と言われておりますとか、そういうことで、大事にしなくてはなりません、最終処分場の延命策といたしましても、ごみ量・埋め立ての量を少なくして使用期間を延ばすことが急務であろう、こう思いますので、市挙げてのごみ対策でございますけれども、堆肥ということで取り組みを進めるべきだと思っておりますけれども、合併協議では、建設を予定されておりますリサイクルセンター(エコドーム)についても早急にまた建設すべきですが、お考えをお伺いいたします。

最後に、教育委員会にお伺いいたします。

2月17日の長浜の幼稚園児殺傷事件はグループ通園時のことで、大きな衝撃でございました。教育委員会だけでなく、市各部局、自治会、PTA挙げての安全対策を実行していただきたいものでございます。また、子どもたちの安全確保につきまして、野洲・守山在住の警察官OB、40名近くおいでのようでございますけれども、協力を申し込まれているということでございますけれども、その点についてもお伺いし、元警察官の方々の職務能力を生かす具体的な取り組みについてもお聞かせいただきたいと存じます。

次に、昨年11月に本市におきまして義民サミットが開催されまして、全国各地の義民ゆかりの方々などが交流を持っていただきまして、サミットで使用されました副読本『郷土の偉人』はぜひとも市内の小学生に配付し、野洲市に生まれてよかったと思える子どもたちの教育の実践が待たれますが、お考えはどうでございますか。

次に、文化、スポーツの振興であります。10月には、野洲・守山2市によります旧野洲川北流の野洲川歴史公園に、子どもたちのために天然芝1面、人工芝2面の本格的なサッカー場「ビッグレイク」が完成いたしました。また、湖南4市では文化、スポーツ施設の共同利用を進め、効果を上げられております。情報が発達し、交通が進んでいる世の中でございますので、すべての施設を市内で建設して保有する時代ではありません。いわばフルセットは要らないということになりますけれども、そうしたお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

また、野洲高校サッカー部の全国制覇は大きな喜びでございまして、野洲市のスポーツ振興の起爆剤となる快挙でございました。野洲市のスポーツ振興の中核を担う野洲市体育協会の組織・機構を強化し、少年スポーツから中学校部活、さらにはまた地域スポーツの定着という流れを明確にすべきであると考えますので、お伺いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を6時10分といたします。

（午後5時55分 休憩）

（午後6時10分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） それでは、代表質問についてお答えを申し上げます。

長い経験を持ちますが、時間を延刻して代表質問をやっていただくということは非常に

喜ばしいことをごさいます、お疲れのところをごさいます、しばらくご辛抱いただきたいと思ひます。

豊政会を代表されまして秦議員のご質問がごさいました。お答えいたします。なお、教育委員会に関わるご質問については、教育長の方から答弁を申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

なお、数多くの箇条がごさいます、私どもからわかりやすく箇条ごとにお答えをしていきたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。それも、端的に表現をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは、第1点目の行財政改革についてごさいます、まず、三位一体の改革についての考え方でごさいます、私は「地方にできることは地方に」という基本的な考え方を持っておりますので、地方が自由に自分たちの裁量で事業ができるということは、基本的に賛成でごさいます。ご承知のとおり、国から地方に3兆円の税源移譲があったことは、地方分権を進める上で1つの前進であったと評価できるものでごさいます。しかしながら、ご指摘のとおり、生活保護費の国庫負担金の引き下げが見送られることなどは、地方の意見が幾らか反映されているものの、今後とも大きな課題を抱えていくのは間違いないと考えております。児童手当などの負担率引き下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容がごさいますことから、19年度以降も引き続き、さらなる改善、改革を進めるべきであると考えております。

次に、財政の健全化と自立についてのご質問でごさいます、野洲市は「小さくとも、自立する新市の創造」を合併の理念として誕生いたしました。自治体破綻を招かないためにも、平成18年度に財政健全化計画を策定し、市民の理解と協力を得ながら、歳入の確保と歳出の見直しによる行財政改革を推進していきたく考えております。

続いて、行財政改革の集中改革プランの趣旨についてごさいます、平成17年3月に総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示されました。この内容は、平成17年度中を起点として、おおむね平成21年度までの行政改革の取り組みを明示した計画を策定し、住民に公表するものであります。本市においても、現在、定員管理の適正化計画、給与の適正化、民間委託等の推進等について取りまとめているところをごさいます。

次に、職員の定員管理の適正化と人件費の抑制につきましては、合併効果もあり、平成17年4月現在で合併前と比較して20名の職員の減員となっているものの、国から示さ

れている定員モデルとの比較は10名の増となっております。今後、複雑多岐にわたる市民ニーズ等に的確に 대응していくため、これまでの行政手法を見直す中、簡素で効率的・効果的な行財政運営を目指してまいります。このため、国からの要請も相まって、平成17年4月1日現在の職員数458人を、今後5年間で定員モデルの4.6%以上の減となる23人の減員による職員の定員の適正化と人件費の抑制に努めてまいりたいと考えております。また、職員数の抑制を進めるため、当分の間、勸奨退職制度の継続を行う中で、退職金について一時的に増加はするものの、これまでの滋賀県市町村退職手当組合の積立資金等で十分賄えるものと考え、既に退職手当組合ではその手続を終えておるところでございます。

地域手当の支給については、今後、支給にあたっての要件を満たせば、財政状況を勘案し、支給を検討してまいりたいと考えております。一日も早くできることを期待申し上げます。

続きまして、2点目の福祉、少子高齢化についてお答え申し上げます。

まず、少子化対策についてのご質問であります。子育て支援につきましては、多様な保育需要の市民のニーズに 대응していくため、昨年策定いたしました野洲市次世代育成支援行動計画を基本に、地域における子育て支援のネットワークづくり、児童館や自治会館を利用した児童の居場所づくりなどの施策を展開し、地域の老若男女一人ひとりが子育てをサポートする環境を築いてまいります。特に老人会の活動には大きな期待をすることでございます。

なお、少子化対策として、現在、保育園運営や福祉医療をはじめ、各種の子育て支援事業を実施しておりまして、本市における少子化対策予算は約16億円で全体予算の8.5%を占めています。ご存知のとおり、国においては来年度より児童手当の拡大や、出産一時金を引き上げる方針であり、当然本市においても今、議会でご審議いただくことになっており、子育て支援策としてさらに充実していく考えを持っております。少子化対策の胎児から中学校までの支援につきましては、現在は主に妊産婦の保健対策や小学校就学児までを対象にした各種の制度がありますが、中学校までを対象にした対策としては、母子父子家庭に対し中学・高校の入学支度金の支給があります。本市の少子化も今後ますます進むことが予想されますことから、野洲市の将来を担う子どもたちの健全育成を図ることは重要であると認識いたしております。したがって、今後、特に医療・福祉等の総合的な支援について調査・研究をしてまいりたいと考えますが、現在、小学生前については福祉・医

療ですべて給付をいたしておりますが、特に小学校年間、中学校においては、健康的で余り通院がないようでございますが、入院が大変だとお聞きしておりますので、福祉・医療について、入院等については特に研究を重ねてまいりたい、こういうふうに考えております。

また、子育て支援策としてのファミリーサポートセンター事業につきましては、地域の中で市民同士の「であい・ふれあい・たすけあい」の精神で育児等の支援活動を行う組織づくりが主要な事業であります。地域において市民同士の支え合いの精神を広めながら、かつ地域や個人の事情に柔軟に対応できる民間の発想に大いに期待をしているところでございます。委託を進めてまいりたいと考えますが、もちろん事業の推進については、民間の活動を尊重しながら、行政としての役割や支援は惜しまず努めてまいりたいと考えますが、保育園、学童保育、あるいは幼稚園等、既に制度が確立されているものについては民間の活動を期待しながら、委託もいいのですが、我々が行います子育て支援事業は行政自らの役割と受けとめまして、惜しまず努力してまいりたいと考えます。

次に、高齢者対策についてのご質問でございますが、地域包括支援センターにつきましては、今回の介護保険法の主要な改正の1つであり、介護予防の中核的な活動拠点であります。地域包括支援センターは、来年度は市直営で1カ所設置する計画であります。将来的には生活圈、つまり中学校区ごとに整備し、地域のさまざまな資源を活用して、高齢者を継続的かつ包括的にケアする必要があると考えております。新たな設置の場合の運営形態につきましては、今後、直営のセンターを運営する中で種々実践しながら、問題点等を整理して方向性を判断していきたい。民間にゆだねることが有利な部分については民間にゆだねていきたい、こういう思いをいたしております。

また、長期療養型病床の増床についてのご質問でございますが、野洲市では、地域の実情から入院日数が短縮される中で医療の必要度の高い人があり、在宅で24時間の医療介護制度等も整っていないことから、医療型の療養病床は必要であると考えております。国の制度も流動的な部分があるのですが、今後、野洲病院と十分協議しながらこのことは進めてまいりたいと考えております。

続いて、第3点目の安心・安全のまちづくりについてお答えいたします。

まず、自主防災組織の状況についてでございますが、全自治会に対して組織に係る実態調査は行っておりませんが、自治会及び東消防署からの報告などで把握している範囲で申し上げますと、規約を定め、または班編成の組織的活動をされている自治会は、89自治

会のうち23自治会がございませう。自治連合会の行政懇談会時に自治会長に、また自衛消防隊のリーダー研修などの開催時にリーダーに防災組織活動の取り組みを説明すると共に、自治会単位では防災訓練指導の中で取り組み活動の指導を行っており、また、消防防災関係の支援としましては、自治会活動活性化補助金の制度がございませう。

次に、生活安全課の役割と使命でございませうが、従来は総務課の消防防災室と市民課の生活安全室がそれぞれの所掌事務として行っておったものを統合いたしまして、災害や犯罪など、また交通安全、あるいは地震災害、特に国民保護法等の施行によりますところの計画等の策定や、市民生活の安全確保の全体的な調整機能を持った1つの危機管理体制のもとでの生活安全課としていきたい。それともう一点、危機管理体制の命令系統がはっきりとできる危機管理監、防災監、名称は別にしましても、それぐらいの権限を与えた職責を置きたい、こういうふうを考えております。

防災行政無線の活用についてでございませうが、平常時の活用方法としましては、防災訓練時における住民への警報、通報等の伝達や避難誘導訓練、また、火災予防・交通安全の呼びかけ、あるいは行政、地域、学校に関わる緊急的な情報等についての活用を検討してまいりたいと思ひますが、できるだけ多くの情報を住民の皆さんにこのことによって周知していきたいと考えております。

次に、第4点目のまちづくりと産業振興・観光振興についてでございませうが、まず、農政改革に関する質問でございませうが、現時点では、国において経営所得安定対策大綱の大枠の発表があった段階でございまして、細部につきましてはまだ未確定な部分も多く、農水省のホームページで変更点や追加を随時更新されているところでございませう。このような状況下ではありますが、県、市、JA等関係団体が連携し、協力しながら、各集落の今後の進むべき方向を見極め、集落内での話し合い、あるいは合意形成を喚起し、そして、各集落での話し合いに基づく集落の方向性にマッチした認定農業者の確保、あるいは集落営農の組織化及び機能強化を図っていきたいと思ひますが、特に農業問題についての指導制の確立についてのご質問がございました。我々はこのことについては早くから懸念いたしておるのですが、国の経営所得安定対策大綱が示されまして、19年度にはこれの計画を策定しなければならないということでございませうので、これの指揮体制を強化するために指導者を農林水産省から1名派遣していただこうと、こういう思いをいたして取り組みをいたしておりますので、これは新たな報告となりますが、ご理解を賜りたいと思ひます。

次に、地産地消の促進でありまするが、平成19年度の2学期から新しく給食センターが

稼働予定でございます。できる限り地域でとれた新鮮な野菜を使う計画であります。地域での生産量や品質を確保できる状況には至っておりませんが、今後はこの生産量と給食センターの需要とをうまく連携をしながら、そして必要に応じたものを契約して栽培していただく、このような仕組みを確立していきたい、このように考えております。

また、「まちの駅」基本構想についてでございますが、本年度において計画の策定を完了する予定で現在業務を進めております。本市における整備につきましては、他の事例もございまして、分散型、あるいは集約型にこだわらず、野洲市の地域性、特性を生かした独自のものをつくっていききたい、このように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、商業の振興についてお答えを申し上げます。

イオン株式会社の大規模小売店舗の出店受け入れに伴う近隣商業者への支援策につきましては、商業者支援と商工会支援がございまして、商業者支援といたしましては、店舗新築等に県制度融資を利用された場合には、その利息の一部を補助いたします。また、店舗新築等に合わせて福祉向上や環境負荷軽減に対する整備を実施された場合には、その一部を補助する支援策などを考えております。また、経営負担の軽減策として、売り上げが一定減少している商業者が県制度融資を利用された場合に、その利息の一部を補助してまいりたいと考えます。さらに、イオン株式会社へのテナント出店に対する支援でございますが、出店経費を借り入れされた場合には、その利息の一部補助を行っていききたいと考えております。商工会を通じての支援といたしましては、野洲市小売業活性化構想の策定がございまして、これは、市内商業の現状を総括し、今後のあり方を調査分析するものでございまして、また、個々の店舗への経営面に対する支援といたしましては、県が実施する専門家派遣事業の個人負担分の一部を補助いたしたいと考えております。さらに、イオン株式会社の集客力を生かせる近隣商業地の活用方策について、来年度において検討を進めるための支援を予定しております。この支援の実施にあたっては、利用状況や実効性の検証を加えながら進めていく計画でございます。

次に、まちづくり交付金の活用についてでございますが、いい提言をいただきました。現在、市では先に取得しております駅前のDブロックを活用して野洲駅南口広場を改良しようとするため検討をしておりますが、これがまとまった段階で、来年度より事業化のための具体的な準備を進めることとなります。この事業には国庫補助メニューがないということもございまして、事業費に関しましてはまちづくり交付金制度の活用を検討していき

たいと考えております。この制度の活用にあたっては、まちづくりの目標とその実現のための具体的な個別事業などを記載した都市再生整備計画の策定が義務付けられているなど、一定の制約もありますが、今後、県当局との十分な協議を行い、商店の活性化に係る事業も含め、可能であれば活用を考えていきたいと考えております。

続きまして、観光振興についてお答え申し上げます。

観光振興は、行政だけでなく市観光物産協会や湖南地域観光振興協議会などの観光関係団体、商工業者や商工団体、民間業者、市民の皆さんと役割分担をして協働することが大切であります。中でも、観光物産振興の中核的な組織として期待している市観光物産協会については、現在、国で進められている公益法人制度改革の中で、新しい制度による法人化に向けて事務作業に取り組んでおられますので、これを支援してまいりたいと考えております。この市観光物産協会については、限られた補助金の枠内において、事業の見直しや他団体との連携、あるいは創意と工夫により、本市にある魅力的な観光資源を有効に活用したソフト事業を実施して、誘客促進に努めていただきたいと考えております。観光は総合産業であります。本市では観光振興によって地域経済の活性化を図り、雇用の創出につなげていくことを念頭に置きながら、「心の癒し」をキーワードに1年を通じて来訪者がある通年型観光を目指してまいりたいと考えます。さらに、これからの観光振興は、来訪者の立場になって、琵琶湖南部や甲賀地域など他市町と連携し、もっと大きなスケールの広域観光の振興が必要であると考えますので、各種の情報発信や受け入れ事業をこれからも視野に入れて実施してまいりたいと思います。

次に、第5点目の都市基盤に関するご質問にお答えいたします。

まず、交通網の整備についてお答えいたします。

新幹線の新駅につきましては、昨年末に工事協定を締結し、事業着手の運びとなりました。これにより、新駅周辺の約50ヘクタールの土地区画整理事業とあわせ、滋賀県南部地域の新たな玄関口が整備されることとなります。本市におきましても隣接市として、また湖南4市の一員として、広域幹線道路と位置付けられる国道8号バイパス整備、JR複々線化等のハード的施策をはじめ、観光や地域産業の振興に向けたソフト的な施策の取り組みも進めてまいりたいと考えます。

また、野洲駅前の整備の関係でございますが、現在、野洲駅南口土地利用計画協議会を設置いたしまして、駅前の土地利用等について協議をいただいております。この協議会は、多くの駅利用者の方々からのご要望の強い駅前広場の改良に向けた基本計画の立案を、地

元住民の方々にも参画をいただき、協議をお願いする組織であり、あわせてコンサルタントに必要業務を委託しながら、現在その作業を進めております。本年度末までにはこの基本計画の立案を終え、今後の事業化をにらみ、来年度より具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えます。

次に、ＪＲ篠原駅の改築につきましてでございますが、篠原駅周辺都市基盤整備推進協議会、これは近江八幡市と竜王町、いわゆる２市１町において組織しておりますが、この団体で去る３月７日に県知事に、また、９日にはＪＲ京都支社に対しまして、平成２２年の工事着手に向けて関係２市１町的意思決定確認を行ったことを報告申し上げ、一日も早く駅舎の供用開始に向けて取り組んでいただくように要望をいたしました。このことにつきましては、２０年近くの協議会の歴史があるわけなのですが、一向に遅々として進まなかったのですが、最近非常に熱がこもった議論をする協議会となってまいりまして、経費の負担区分につきましてもそこそこ協議を終えるところまで行きました。近江八幡市が少なくとも２分の１以上持って下さいということを要望申し上げて、近江八幡市も了解されました。あと２分の１については竜王町と野洲市がまたご相談を申し上げて負担区分を決めていきたい、このように考えております。そういうことをあわせまして、篠原駅の駅舎を一日も早く着工していただくようお願いしていくところでございまして、ＪＲも前向きに取り組んでいこうという回答をしてくれましたので、大いに期待ができるところでございます。

次に、野洲・篠原駅間の新駅の設置でございます。平成１５年度に旧野洲町において実施しました新駅設置可能性調査を踏まえながら、現在、策定を進めている国土利用計画や都市計画マスタープランの中での位置付けを図りながらやっていきたいと考えておりますが、まずは篠原駅の駅舎改築からと、このように考えております。

次に、国道８号バイパスの建設につきましては、滋賀国道事務所と県道路課と共に道路測量について１つの自治会の了解を得るために協議を進めていただいておりますが、少なくともこの３月中には了解を得たい、このように考えております。この事業につきましては、地元や地権者の方々のご理解が得られなかったということでございますが、一日も早くご理解を得て測量にも入り、設計ができるように進めていきたいと考えております。

また、県道野洲甲西線の渋滞解消につきましては、三上小学校前交差点の信号を、市道への右折を円滑にするため、時差式信号に変更していただきました。県に対しましては、右折レーンの設置を含めた交差点改良を要望しているところでございまして、８号線の交

差点と共に拡幅等の改良をあわせて要望してまいりたい、このように考えております。

次に、野洲川橋西詰交差点につきましては、県において今年度の実施設計をまとめられ、野洲川を管理しております琵琶湖河川事務所との協議をいただいているところでございますが、堤防道路を改良することから、河川断面を侵すことのないようにいろいろと協議を重ねていただいております。できるだけ早く交差点改良と信号の設置を要望していきたい。特にこの交差点改良については、現在の交差点ですか、これが、ある面では縮小されるかもわからない、こういうこともございますが、縮小されても交通安全上の問題がなければそれでいいのではないかというような思いもいたしております。

また、（仮称）湖南東近江広域幹線道路計画、いわゆる湖南幹線でございますが、地域の活性化や交流基盤の整備のため、また、県道野洲中主線の先線としても重要な路線でございますので、現在県の道路整備アクションプログラムに載っていないということがあるのですが、そのアクションプログラムを誰が決めたのだというようなことで小さな反撃をいたしまして、みんなに相談もしないで決めたじゃないかというようなことで怒っている次第でございます。今後見直すということが出ていますので、野洲市の中の道路の不備なところについてはアクションプログラムに載せてもらおうと、こんなふうに考えております。それともう一点、これは新しいことなのですが、国県対策室を今現在持っておるのですが、この対策室を充実してあらゆる、いわゆる県なり国が施行してくれまます交通網については力を入れまして整備を促進するために重要なポストを置こうという考え方で取り組みをいたしております。

次に、河川改修でございますが、ご指摘の駅前周辺の雨水対策につきましては、抜本的な河川改修が必要と考えておりますが、河川の排水能力向上には市街地の用地の確保やJR琵琶湖線の横断、下をくぐらないといけないという問題がございますので、これは協議が必要でございますが、祇王井川をショートカットして現在改修中の童子川までの整備を行う、こういうことございまして、駅前までの整備については多額の財源と年数がかかると思うのですが、童子川は調整区域内は普通河川で改修をしていただきまして、久野部から市街地に入るところについては都市下水として都市局の補助金を受けてやっていこう、こういうこととなりますと当然下水道事業になるわけでございますので、現在の水道課、下水道課をまとめた1つの大きなセクションにして、ここで対応のできるような組織づくりを4月からやっていきたい、こういうふうに考えております。

次に、補助事業として取り組める事業を模索中でございますが、何としてもやはり計画

性を樹立してからの話になるわけですので、しっかりとした計画を策定していきたいと。

それともう一点、サブゾーンの排水対策もこれに関わることでございますが、平成13年度に約50ヘクタールの区域について基本計画を策定いたしまして、排水系統では現在の流下能力や土地利用の観点から3系統に分割されております。しかし、電車基地内を含む下流部については、ほとんどの河川が断面不足であることや、JR側から基地内の排水路を1カ所に集中するように指摘もございますので、基本計画どおりの事業実施は困難であるのではないかと、こんなふうに思いますが、しかし、今後もJR側との協議を大きな課題として取り上げながら、土地利用の内容により排水計画をつくっていききたい、こういうように考えております。いずれにいたしましても、今後の野洲市のまちづくりのためには、市域全体の雨水排水計画を再構築する必要がございますので、これにも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、6点目の人権と環境についてお答えを申し上げます。

まず、指定管理者制度を導入した施設の人権と環境の取り組みについてでございますが、各施設では市民サービスを提供するにあたって、職員がさまざまな人権問題あるいは環境問題について、正しい認識を持って業務を遂行する必要がございますので、指定管理者と取り交わす協定書や仕様書によって、指定管理者である者に対しまして適切な取り組みを求めてまいりたい、このように考えております。

次に、環境問題でございますが、家庭から出る生ごみをはじめ有機性廃棄物については、再生利用を図るなど、ごみとしての処理をしない方法の検討が必要でございます。このような中、滋賀県では平成18年度より生ごみ資源化地域システム検討事業として、県南部地域をモデル地域として、どのような生ごみの資源化システムが望ましいかという検討を進めることとなっております。野洲市もこの検討の事業に参画していく予定でございます。また、リサイクルセンター（エコドーム）につきましては、市民が利用しやすい利便性の高い拠点となる施設の整備が必要であると認識しておりまして、むしろ野洲市単独ではなしに広域で取り組むことの方が利便性があるのではないかとというようなことを言いながら、斎場の組合を生かしながら取り組んではどうか、こんなふうにも考えております。

次に、現在市民参加による新たな環境基本計画の策定に向けて策定委員会を開催いたしまして、廃棄物対策についての策定委員会案を市民の皆さんに提示しまして、市民の皆さんのご意見をいただきながら整備方針をまとめ、その上で早期に進めてまいりたいと考え

ております。

以上、答弁といたします。いろいろと提言をいただきましたが、新しいことも踏まえて回答とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 豊政会を代表されました秦議員の教育委員会に関わることにお答えいたします。

まず、第3点目の安心・安全のまちづくりについてのご質問の中のスクールガードの現状についてでございますが、現在、市内6小学校区におきまして、各小学校長より235名の方に依頼をいたしまして、スクールガードの活動をしていただいております。活動内容につきましては、学校や地域の状況に応じて、校長と相談の上、進めていただいております。主な活動としましては、下校時の迎えと見守りにより子どもの安全を図る取り組みを進めております。平成18年度におきましても、スクールガードの増員を図り、子どもの安全確保に向け、一層充実した取り組みを進めてまいります。

次に、第4点目のまちづくりと産業振興・観光振興についてのご質問の中の新給食センターにおける地産地消の促進につきましてお答えいたします。

まず、現状についてでございますが、現在も、野洲、中主の両センターでは、新鮮で、減農薬の米や野菜等の地元産食材の購入に努めているところでございます。新センターでは現センターとの食数の違いから、現在と同じ方法で納入していただけるものとそうでないものとが想定されます。このため、新年度におきましては両センターでの入札業者数を相互に広げてみる計画を持っております。また、必要なときに必要な食材を、そして必要な量を地元から供給してもらえよう、他の関係部署とも協議をしまして、給食センターに供給していただける方法を見つけていきたい、このように思っております。

続いて、第7点目の教育委員会に関するご質問にお答えいたします。

まず、子どもの安全対策についてのご質問でございますが、警察官OBの協力関係につきましては、守山警察署長が守山市及び野洲市在住の元警察官で組織されている警友会守山支部に対して、子どもの安全確保に向けた活動を依頼されたところであります。守山警察署に主な活動内容を聞きましたところ、小学生等の下校時間帯に合わせ、子どもを見守る活動をして、子どもの安全確保をしていくとのことでした。今後、総務部に新設されます生活安全課との調整を図りながら、連携の可能性を検討してまいりたいというふうに考えております。

続いて、子どもの郷土愛の醸成に関するご質問であります。昨年11月、第9回全国義民サミットの開催を機に、多くの方々のお力添えをいただきまして、小中学生向けの副読本『郷土の偉人』を作成いたしました。当初、小中学校をはじめとする教育関係機関用として800部を用意いたしましたが、その後、各方面からの要請が相次ぎましたことから、このたび1,000部を増刷いたしました。今後、小中学校の図書館や教室等へ追加配本すると共に、各地域のコミュニティセンター等に備えてまいります。この副読本の活用については、次年度、各学校の創意工夫のもと、教育課程に位置付けて取り組んでまいります。今後も、郷土の偉人の生き方に学ぶと共に、偉人を生み、はぐくんだ野洲の人・自然・文化に誇りを持ち、ふるさとを愛し、よりよいふるさとを築く意欲を持った青少年の育成に向けて、積極的な取り組みを進めます。

最後に、文化・スポーツの振興についてお答えいたします。

まず、今後の施設整備についてであります。文化・スポーツ施設については、その目的や内容を精査し、広域で設置すべき施設については、湖南4市の広域的な取り組みの中で検討すべきであると考えております。

また、スポーツ振興に関しましては、本市では、平成17年度をもって県のスポーツ担当社会教育主事の派遣が廃止されます。したがって、新年度からは少年スポーツや中学校の部活及び地域スポーツを振興させるため、経験と力量を持った専門職員の配置について計画いたしております。ご質問の野洲市体育協会の組織及び機能の強化等につきましては、野洲市全体の生涯スポーツの振興の中に位置付け、各スポーツ関係団体の自立と調和を図りながら積極的にサポートしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 第24番、秦 眞治君。

24番（秦 眞治君） いろいろ多くの質問をいたしましたけれども、本当に懇切丁寧にお答えをいただきまして、ありがとうございました。せっかくの機会でございますので、もうちょっと時間が残ってございますので、再質問をさせていただきたいと存じます。

お答えをいただきましたように、少子高齢化、私は余り目に見えていないなと思っていただけれども、相当力を入れて、総額の8.5%の予算を見ているということでございますけれども、少子化は、これは国を挙げての問題でございます。この前も、3月6日でございますか、民主党の蓮舂さんというのか、あの方が猪口大臣に質問されておりました。その中で、少子化対策としてやっぱり出産費は、今は大体35万から、いいところへ行く

と50万ぐらいかかるようでございますけれども、そういうのはどうするのだと。18年度予算には見ていないじゃないかというような質問をされておりまして、本市の場合は来年度から、今は30万ですね、これを5万上げるということでございますけれども、国全体では6,000億かかるというようなことございましたけれども、大変な問題でございます。

それと連動いたします高齢者対策でございますけれども、30台前後のお若い方々に聞いておりますと、なかなか結婚をしても出産には踏み切れないと。これはどうかというと、やっぱりこれを守り育てていく環境ができていないということですね。これは大きく日本人は考えていかななくてはならない、こう思いますけれども、野洲市にとりましてもこれからの宝でございますので、そういうまちづくりの基本で少子化対策と高齢化対策はぜひとも必要です。

いろいろとお願いをしました。これは何ぼ金があっても足りませんけれども、土台はやっぱりそういう少子とあわせまして高齢者対策、それでこそ若い方が結婚をして産み育てる環境ができて、そしてまた年寄りを世話しようか、また、そうできない場合は長期療養型にお願いしようかと。こうして安心・安全な子育て支援。ただ、市民健康福祉部では子育て支援、私はこう思っていたのですが、子育て支援と。よそさんのお母さん方に、一つ子育ての済んだお方にお手伝いをいただいとというような、私はそんなことじゃございませんで、まず、それで、なぜ中学生までと申し上げたかといいますと、やはり義務教育の間は医療も一つ何とかこういうので見られないものだろうかかと、こんな思いもございましたし、さらにはまた教育委員会でも検討いただきたいと思っておりますけれども、子育てが大変だと。そして、今はどうですか。皆、塾へでしょう。義務教育は義務教育、そして私は何か手だてがないものかなと。野洲市でもよく教育者のお方が、もう定年を終えておいでになるお方もあるので、やっぱりそれぞれの特徴があると思います。そういう特徴を生かしたものを塾がわりにできないものかなと、私はこういう思いもしておりますけれども、それが大きな、医療費とあわせて子育て支援だなど、こう思っております。

ということで、これからの少子高齢化対応はぜひともそういうものを基本にして考えてほしいと、こう思います。特に若いお方はやはりまた、先ほども申し上げましたように、安心して年寄りと同居をしてもらうということが一番肝心ですけれども、今はじきに年寄りは年寄り、若いのは別世帯、こういうことになっていますので、できるだけこうして一緒に住める環境、これは市民健康福祉課の管轄だと思っておりますけれども、そういう面もちゃ

んとしていただいて、そして我がまちが、他市は、いったらどういう対策をされるかわかりませんが、私はこの野洲市でそういう力を入れていただくということで恐らくそれは将来に大きくつながって、そして国全体ではそういうことが起こり得ても、「やあ、野洲市は」と、こう言われるような、そういう施策をお願いしたいと、こう思います。それはやはり山崎市長、あなたが今こうしてこれに力を入れてくれたら、あ那时的市長って誰だったのだろうと。今は余り言わなくても、そのときになったら大きく評価されるであろうと私は思って、こういうことに一つ力を入れていただきたいことを、もう余り時間もございませんので、もう答弁は要りませんので、お願いをして、今後ますます一つまた市長が先頭に立って野洲市の発展のためにご努力をいただきますことを衷心お願いをさせていただきますまして、豊政会を代表させていただきますましての質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（荒川泰宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明14日は午後1時から本会議を再開し、本日に引き続き代表質問、一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後6時57分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成18年3月13日

野洲市議会議長            荒川泰宏

署名議員                田中榮太郎

署名議員                林            克